

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第2回幕別町議会定例会
(平成24年5月31日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
6 岡本 眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 議案第36号 幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例
- 日程第5 議案第37号 幕別町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第38号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第42号 財産の取得について
- 日程第8 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第9 陳情第6号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第7号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第8号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第12 陳情第9号 「けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第13 陳情第10号 「介護保険制度の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第14 陳情第11号 「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書」の提出を求める陳情書

会議録

平成24年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年5月31日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 5月31日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | 18 齊藤喜志雄 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副町長 高橋平明

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 沖田道子

代 表 監 査 委 員 柏本和成

会 計 管 理 者 川瀬俊彦

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 飯田晴義

民 生 部 長 菅 好弘

企 画 室 長 古川耕一

建 設 部 長 佐藤和良

札 内 支 所 長 飛田 栄

忠類総合支所長 姉崎二三男

教 育 部 長 佐藤昌親

総 務 課 長 菅野勇次

企 画 室 参 事 伊藤博明

地 域 振 興 課 長 原田雅則

糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄

税 務 課 長 中川輝彦

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 6 岡本 眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣

議事の経過

(平成24年 5月31日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） ただいまから、平成 24 年第 2 回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（古川 稔） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 6 月 19 日までの 20 日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 6 月 19 日までの 20 日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） ここで、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による例月出納検査報告書が議長あてに提出されていますので、お手元に配付いたしました。
次に、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、報告第 2 号、幕別町土地開発公社、報告第 3 号、幕別町農業振興公社、報告第 4 号、忠類振興公社に係る平成 24 年度事業計画書及び平成 23 年度決算に関する書類がそれぞれ提出されていますので、お手元に配布いたしました。のちほど、ご覧いただきたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長（古川 稔） 日程第 3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成 24 年第 2 回町議会定例会が開催されるにあたり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、連休期間中の大雨による被害についてご報告をさせていただきます。
発達した低気圧の通過に伴い、道内各地をはじめ、十勝管内においても J R 根室線が運休となるなど、交通網が寸断されるとともに、基幹産業である農業にも大きな被害が発生いたしました。
本町におきましては、畑の停滞水の発生や忠類の国道 236 号の路肩の一部が幅約 1.5m、長さ 28.4 m に渡って崩壊し、片側交互通行となるなどの被害が発生いたしました。
雨は、5 月 3 日から降り始め、5 日の明け方まで続き、累加雨量は、五位で 167mm、忠類上当で 226mm

に達し、忠類錦町においては床下浸水が1戸発生し、排水ポンプによる排水作業を実施いたしましたところであります。

はじめに、町内各農協を通じて確認をいたしました農業被害について申し上げます。

農地の停滞水が、小麦9.24ha、てん菜9.1ha、馬鈴薯6.35ha、野菜1.0haで合計25.69ha、表土流失は、てん菜1.4ha、馬鈴薯0.7ha、食用百合根0.33haの2.43haで、全体の被害面積は28.12haに及びました。

次に、土木関係であります、町道など71カ所での路肩の崩壊、農業用施設では明渠排水6カ所に被害が発生するなど、これらによる被害総額は2,793万円と見込んでおります。

また、猿別川河川敷のパークゴルフ場サーモンコースは、5月4日午後3時には、猿別川の水位が氾濫警戒水位16.1mを超え、その後の水位上昇によりサーモンコースが冠水する被害が生じましたが、天候回復後に芝生などの修復作業を行い、5月26日から使用を再開いたしましたところであります。

次に、農作物の作況について申し上げます。

今年は、4月3日に帯広で37cmを越える季節外れの大雪があり、さらにその翌日には、台風並みに発達した低気圧の通過に伴う強風に見舞われましたが、その後の気温上昇により、連休前半には春の作付け作業が一斉に始まったところであります。

しかしながら、連休後半の大雨により、町内の農地に停滞水、表土流出の被害が生じたうえに、その後も雨や曇天の日が多く、また低温などの天候不順により、トラクター等が圃場に入れない日が続きましたことから、農作業・生育状況ともに遅れが生じている状況にあります。

5月15日現在の状況では、秋まき小麦「きたほなみ」に4日程度の遅れが見られ、てん菜の移植作業、馬鈴薯やサイレージ用とうもろこし等のは種作業が遅れている状況にあります。

今月(5月)下旬に入りまして、急ピッチで農作業が進められておりますが、事故の無いよう万全の留意を願うとともに、この先、天候に恵まれ、農作物が順調に生育し、稔り豊かな秋が迎えられるよう、心から願っているところであります。

次に、町営牧場の入牧状況について申し上げます。

天候不順による草の生育不足により、例年に比べ10日前後の遅れとなりましたが、南勢牧場につきましては5月26日から入牧を行い、乳牛256頭、肉用雌牛29頭が、また、忠類地域の2カ所の牧場につきましては、5月27日、28日の両日に入牧を行い、乳牛431頭、肉用雌牛55頭、町営牧場全体では771頭が入牧を済ませたところであります。

今後の飼育にあたりましては、事故などが起きないように、適切な管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、T P P問題に関する本町の取り組みについてであります。

帯広市において4月22日に「とちかちT P Pセミナー・米韓F T Aを通して見たT P Pの実態」と題した講演会が開催され、私を含め、町内J A関係者などのほか、管内から900人を超える参加があったところであります。

本町におきましては「ゆとりみらい21推進協議会」のご協力をいただき、「T P Pはあなた自身の問題です」と題したチラシを5月17日の新聞に折り込み、T P P参加による様々な影響について、住民のみなさんに周知を図ったところであります。

引き続き、関係機関・団体と連携を図りながら、交渉参加反対の運動を続けてまいりたいと考えているところであります。

次に、「農地・水保全管理支払交付金事業」について申し上げます。

本事業につきましては、本年度から、第2期目の5カ年事業がスタートいたしました。これを機に、新たに途別、古舞の2活動組織が事業に参加されることとなりました。これにより、忠類地域を除く本町耕地面積の83%を超える地域において、農業基盤の維持、農村環境・農村景観の保全、向上等に取り組まれることとなりました。

このように、農協の枠組みを越えた全町的な取組に拡大し、活動組織の協議会も再構築されました

ことから、4月から庁舎内に協議会の事務局が置かれることとなったところであり、町といたしましては、これまで以上に協議会との連携を図りつつ、本事業の円滑な推進にできる限りの支援・協力をしてまいりたいと考えております。

次に、コミュニティバスの試験運行について申し上げます。

昨年来、内部で検討を重ね、本年1月には「幕別町地域公共交通確保対策協議会」を組織し、ご協議をいただいてまいりましたが、運行ルート等の決定をいただき、来る7月1日から土日・祝日を含む一月間、幕別市街と札内市街において、それぞれ循環する路線方式によりコミュニティバスの試験運行を開始することといたしました。

今回は、各地区、毎日、7時50分発の1便から15時50分発の5便まで運行いたしますが、何よりもコミュニティバスに親しんでいただく観点から乗車料金を無料として実施するものであり、多くの方々のご利用をいただければと願っております。

次に、節電に向けた取り組みについて申し上げます。

今年の夏における本道の電力需給状況は、現在定期検査中の泊発電所の運転を再開できない場合、電気の安定供給は非常に厳しい状況であるとお伺いしております。

そうしたことから、北海道電力は全道の事業者や家庭に対しまして節電の要請を行っているところであり、本町に対しましても去る5月25日に要請がなされたところであります。

内容といたしましては、7月23日(月)から9月7日(金)までのうち、お盆期間(8/13～8/15)を除く平日の9時から20時までの間と、9月10日(月)から14日(金)までの5日間の17時から20時までの間、7%以上の節電への協力を依頼するとするものであります。

これを受けて、北海道十勝総合振興局では、昨日5月30日に「十勝地域電力需給連絡会議」を開催し、今年の夏の電力需給見通しや国が示した節電方針とその対策について、情報を共有するとともに、全道一体となった取組を推進することを確認したところであります。

本町といたしましても、執務室内や廊下における照明のこまめな消灯、退庁時や長時間の離席時におけるパソコンのコンセントオフ等職員の節電行動をさらに徹底するなど、町としてできる限り節電に向けた対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

〔議案の委員会報告〕

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第36号、「幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例」を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第36号 幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、農水省所管の補助事業である「農業体質強化基盤整備促進事業」を町が事業主体となっていくうえで、本事業により利益をうける受益者からの分担金を徴収することが必要となることから制定するものであります。

以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条につきましては、条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条につきましては、本条例において該当する事業を定義するものであり、土地改良法における土地改良事業に該当しない事業として第1号から第5号に定めるものであります。

第3条につきましては、分担金の額について定めるものであります。

第4条につきましては、分担金の納付義務者について定めるもので、第1項で納付義務者を受益者とする、第2項ではその受益者について規定するものであります。

第5条につきましては、分担金の賦課徴収の方法及び徴収時期について定めるものであります。

第6条につきましては、分担金の徴収の猶予及び減免について定めるものであります。

第7条につきましては、委任規定であります。

附則でございますが、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

〔委員会付託〕

○議長（古川 稔） 議案第36号、「幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例」については、産業建設常任委員会に付託いたします。

〔付託省略〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第5、議案第37号、日程第6、議案第38号及び、日程第7、議案第42号の3議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第37号、日程第6、議案第38号及び、日程第7、議案第42号の3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

〔議案審議〕

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第37号、「幕別町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第37号、幕別町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は4ページ、議案説明資料は12ページをお開きいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成24年度の地方税法等の改正により、個人住民税における年金所得者の申告手続きの簡素化、東日本大震災の被害救済のための各種特例措置の期間延長や、平成24年度固定資産税の評価替えに伴う土地に係る負担調整措置の延長などを定めるため、幕別町税条例の一部を改正しようとするものであります。

議案説明資料の12ページ、改正する条例案の概要をご覧いただきたいと思います。

はじめに、個人町民税についての改正でございます。

改正項目の1番目、「年金所得者の申告手続きの簡素化」についてであります。条例第36条の2の改正になります。

源泉徴収税額の計算の段階で寡婦(夫)控除の把握が可能となったため、年金所得以外の所得を有しなかった者が寡婦(夫)控除を受けるための個人住民税の申告手続きを不要とするものであります。

平成26年度からの適用となるものであります。

改正項目の2番目、「雑損控除額等の特例」についてであります。

条例附則第27条の改正であります。この件につきましては、東日本大震災の災害救済のため、平成23年第2回定例会においてご審議いただいたものであります。現行では、災害終了日から1年以内に生じた支出に対して、特例の対象となっていたものを、2年延長し、平成25年12月31日までに支出したもののについても特例の対象とするものであります。

13ページをご覧くださいと思います。

改正項目の3番目、「被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例」についてであります。条例附則第27条の2の追加であります。東日本大震災によって居住用財産を譲渡した場合の課税の特例についてその敷地に係る譲渡期限を現行の3年から7年に延長するものであります。

改正項目の4番目、「住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例」についてであります。条例附則第28条の改正であります。

この改正につきましても東日本大震災の災害救済のための改正であります。

東日本大震災によって居住できなくなった家屋に係る住宅ローン控除と再度取得した家屋に係る住宅ローン控除の重複適用ができるように改正するものであります。

改正項目の5番目、「個人住民税の均等割に関する特例」についてであります。条例附則第29条の追加であります。

東日本大震災復興に要する財源の確保のために平成26年度から平成35年度までの10年間、町民税、道民税の現行の均等割額におおの500円を加算し、町民税が3,500円、道民税については1,500円とするものであります。

改正項目の6番目、「個人給与所得控除の見直し」についてであります。

町税条例の改正はありませんが、所得税法の改正により変更になるものであり、参考として記載しておりますので説明につきましては省略させていただきます。

改正項目の7番目、「退職所得課税の見直し」についてであります。

改正の内容についてであります。一点目は、退職所得の所得割額に係る10%の税額控除を廃止するもので、条例附則第9条の廃止であります。

二点目につきましては、所得税法の改正によるものであります。町税条例の改正はありませんので、説明は省略させていただきます。

平成25年1月1日以後に支払われる退職手当に適用するものであります。

14ページになります。

次に、固定資産税についての改正であります。

改正項目の1番目は、「償却資産に係る課税標準額の特例の改正」についてであります。

条例附則第10条の2の追加であります。「地域決定型地方税制特例措置」、いわゆる「わがまち特例」の導入についてであります。これにより公害防止用公共下水道除害施設の償却資産に係る特例割合を3分の2以上、6分の5以下の範囲の中で自治体の裁量で定めることができるとするものであります。本町におきましては、その割合を4分の3とするものであります。

改正項目の2番目、「認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額」についてであります。

これにつきましては、平成21年第1回臨時会においてご審議いただきました特例措置であります。新築住宅等の固定資産税を2分の1減額するというものを地方税法附則第15条の6及び7の規定により、更に2年間延長するものであります。

改正項目の3番目、「平成25年度又は平成26年度における土地の価格の修正」についてであります。条例附則第11条の2の改正になりますが、平成24年度の固定資産税の評価替えに伴い、現行の固定資産税に係る負担軽減措置を更に、平成24年度から平成26年度まで延長するものであります。

また、併せて基準年度の価格を3年間据え置くことにしておりますが、据え置き年度において下落傾向がある場合には、価格の修正を行うことができるという措置につきましても、延長するものではありません。

改正項目の4番目、「商業地における負担軽減措置の継続」、15ページになりますが、一つ飛んで、改正項目の6番目、「用途変更した宅地等に係る税負担の調整措置の改正」、改正項目の7番目、「農地に対して課する固定資産税の特例の改正」につきましては、平成21年第1回臨時会の中でご審議いただきました特例措置であります。

主な内容であります。「商業地における負担軽減措置」につきましては、負担水準の割合による課税標準額の軽減算定の据え置き、「用途変更した宅地等に係る税負担の調整措置」につきましては、用途変更前の非住宅用地において用途が変更される場合にその土地の課税標準額は、前年度において変更後の用途の土地であったとみなして課税標準額を算定、「農地に対して課する固定資産税の特例」につきましては、課税標準額を前年度課税標準額に表にあります負担水準で求めた負担調整率を乗じた額とするというものであります。

この特例措置を3年間、期限を延長しようとするものであり、条例附則第12条、第12条の2、第13条の改正であります。

改正項目の5番目、「住宅用地に関する平成24年度から平成26年度における負担調整措置の改正」についてであります。

条例附則第12条の改正であります。この改正につきましても平成21年第1回臨時会においてご審議いただきました案件でございますが、今回の改正により、負担水準が80%であったものを90%とし、この負担調整措置を平成26年度をもって廃止しようとするものであります。

平成26年度からについては、負担水準が100%以下の住宅用地については、前年度課税標準額に当該年度の評価額に住宅用地特例率（1/6又は1/3）を乗じて得た額に5%を乗じたものを加えた額を課税標準額とし、20%を下回る場合は20%相当額とするものであります。

改正項目の8番目、「非課税措置の適用を受けようとする者がすべき申告の改正」についてであります。条例附則第26条の2の追加であります。

新たな公益法人制度の成立前に設立された法人が平成20年12月1日以前に設置している図書館、博物館又は幼稚園に係る固定資産税を非課税とする特例措置を受けようとする者が町長に対して行う申告の際に提出する書類について定めるものであります。

16ページになります。

最後に、たばこ税の税率の改正であります。条例第95条、条例附則第16条の2の改正であります。

平成23年11月に成立した「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」において国税と地方税を合わせた法人事業税の「実効税率」が引き下げられ、「地方法人特別税」による課税ベースが拡大したことによって都道府県と市町村の税の増減収を調整するために都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するための改正であります。

改正の内容は、旧3級品以外のたばこ税を、1,000本につき5,262円に、旧3級品のたばこ税は、1,000本につき2,495円とするものであります。

この改正は、平成25年4月1日から適用するものであります。

議案書にお戻りいただき8ページになりますが、本条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものでありますが、それぞれの税目に係る適用及び経過措置につきましては、附則に規定をさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 説明資料の13ページでお伺いをいたします。13ページの5、個人住民税の均等割

りに関する特例ということでありまして、ご説明では東日本大震災のための財源を確保するため、均等割りにつきまして500円を加算するという説明でありました。全体の税条例の改正は、おもに東日本大震災に関わって被災を受けた地域での、特に減免制度を延長するという事で大事な手立てだと思っておりますが、5番に関わりましては、財源確保ということで一律に町民税を上げるということですね。元々税は応能割が原則だということで、それぞれの所得に応じて税率が決められて負担するというのが基本だと思うのですが、このように500円というかたちで低所得者もあるいは高額な方も一律定めてしまうというやり方は、応能負担の原則に反することではないかと思うのです。その辺の認識をどのように押さえてられているのかということと、財源を確保するという事でありますから、一体税改正によってどれだけの財源が幕別町としては東日本大震災の支援に生み出されてくるのか伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（中川輝彦） ただ今のご質問でございますが、平成23年の実績で申しますと該当人数は13,188人、増加する税額は6,594,000円というかたちになります。

法負担の原則からということなのですが、緊急事態ということでありまして、均等割りを負担させていただくというかたちでございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 緊急事態は減免の制度の中で対処されていくと思うが、金額にして659万ということではありますが、所得区分からいきますと均等割りのみの世帯というのもあります。それは何人ぐらいいらっしゃるでしょうか。その方たちにも500円が掛かっていく、一番という言い方も変ですが高額所得者の方にも500円という同じ率になっていくと思うのですが、負担割合からいきますとどのくらいの差が出てきますか。

○議長（古川 稔） 暫時休憩いたします。

10：32 休憩

10：33 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて再開いたします。

税務課長。

○税務課長（中川輝彦） 均等割りのみの世帯は12,872人程度いらっしゃいます。

○議長（古川 稔） 再びですが、暫時休憩いたします。

10：34 休憩

10：35 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて再開いたします。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 均等割りのみの世帯の数については、後ほどお示しいただければありがたいと思います。全体で13,000人ということありますから、12,000人には届かないのであろうと思うのですが、低所得者にいかに大きな負担になっていくかということを知りたいということでお尋ねしたところです。

税改正全体としては前段申し上げましたように、東日本の被災を受けた方たちに対する特例ということが重きが多い訳ですから、その点では大切なことだと思います。低所得者に関わって、一律にやっていくやり方は、税の基本応能負担原則から反していくことだということだけは、考え方として申し上げて質問は終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） ほかに質問はありますか。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第38号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第38号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、
提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案説明資料につきましては17ページをお開きいただきたいと思います。

改正の内容につきましては、地方税法の一部改正により、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率、特別控除の適用等の課税の特例に係る譲渡期間について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限が3年から7年に延長されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであり、制定附則に係る関係法律に適用する規定を新たに1項を加えるものであります。

附則についてであります。本条例の施行期日は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第42号、「財産の取得について」を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長(高橋平明) 議案第42号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は20ページ、議案説明資料は19ページをお開きいただきたいと思います。

今回、取得いたします財産は、スキー場圧雪車1台であります。

この圧雪車につきましては、忠類地域の白銀台スキー場で使用しております圧雪車の更新を行うためのものであります。

現在、使用しております圧雪車は、平成元年に購入したものでありまして、既に23年を経過し、稼働時間8,724時間に達しており、圧雪能力の低下に加え修理費も年々増加しておりますことから、本年度、更新を行うものであります。

新規に購入する圧雪車は、作業効率、雪面の仕上がり状況等の圧雪能力に優れた車両となっていることから、スキー場のゲレンデ整備のため効果的な活用を図ってまいりたいと考えております。

取得の方法、取得金額、取得の相手方についてであります。平成24年5月16日、日本ケーブル株式会社札幌支店及びJ F Eメカニカル株式会社の2社により指名競争入札を執行いたしました。

ころ、最低価格で入札をいたしました J F E メカニカル株式会社と契約するものであります。

取得金額につきましては、27,809,250円であります。

取得の相手方ではありますが、東京都台東区蔵前2丁目17番4号、J F E メカニカル株式会社、営業本部機械営業部長、遠藤昭司氏であります。

なお、納期につきましては、平成24年11月30日までを予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

〔陳情付託〕

○議長（古川 稔） 日程第8、陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善就学保障充実など、2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出を求める陳情書」から、日程第14、陳情第11号、「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書の提出を求める陳情書」までの7議件を一括議題といたします。

ただ今議題となっております、陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、30人以下学級の実現をめざす教職員定数改善就学保障充実など、2013年度 国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出を求める陳情書」、陳情第6号、「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出を求める陳情書」及び、陳情第7号、「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書」は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第8号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書の提出を求める陳情書」は、産業建設常任委員会に付託いたします。

次に、陳情第9号、「けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書の提出を求める陳情書」、陳情第10号、「介護保険制度の見直しを求める意見書の提出を求める陳情書」及び、陳情第11号、「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書の提出を求める陳情書」は、民生常任委員会に付託いたします。

〔休会〕

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明6月1日から6月11日までの11日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、6月1日から6月11日までの11日間は休会することに決定いたしました。

〔散会〕

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
なお、議会再開は6月12日午前10時からであります。

10：44 散会

第 2 回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第 2 回幕別町議会定例会
(平成24年 6 月12日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥 12 田口 廣之
(諸般の報告)

日程第 2 議案第36号 幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例
(産業建設常任委員会報告)

日程第 3 一般質問

会議録

平成24年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年6月12日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月12日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔

副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | 18 斉藤喜志雄 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

副町長 高橋平明

教 育 長 金子隆司

教 育 委 員 長 沖田道子

代 表 監 査 委 員 柏本和成

農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男

会 計 管 理 者 川瀬俊彦

総 務 部 長 増子一馬

経 済 部 長 飯田晴義

民 生 部 長 菅 好弘

企 画 室 長 古川耕一

建 設 部 長 佐藤和良

忠類総合支所長 姉崎二三男

札 内 支 所 長 飛田 栄

教 育 部 長 佐藤昌親

総 務 課 長 菅野勇次

企 画 室 参 事 伊藤博明

地 域 振 興 課 長 原田雅則

糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄

町 民 課 長 横山義嗣

生涯学習課長 澤部紀博

農 林 課 長 森 範康

経 済 建 設 課 長 細澤正典

土 木 課 長 角田和彦

学 校 教 育 課 長 羽磨知成

図 書 館 長 長谷 繁

学校給食センター所長 坂口惣一郎

水 道 課 長 田中光夫

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥 12 田口 廣之

議事の経過

(平成24年 6 月12日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9 番牧野議員、10 番谷口議員、12 番田口議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。

6 月 5 日第 63 回北海道町村議会議長会定期総会が札幌市で開催され、私が出席いたしました。その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、事務局から報告させます。

報告はありません。

この際、暫時休憩いたします。

10 : 01 休憩

10 : 03 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第2、議案第36号、幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成 24 年 6 月 12 日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成 24 年 5 月 31 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

1、委員会開催日

平成 24 年 5 月 31 日（1 日間）。

2、審査事件

議案第 36 号、幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例。

3、審査の経過

審査に当たっては、新設条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 36 号、幕別町農業基盤整備事業分担金徴収条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 3、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第 61 条第 2 項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含めて 60 分以内といたします。

最初に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○13 番（前川雅志） 通告のとおり、節電の取り組みについてお伺いいたします。

本年 5 月、泊原発 3 号機が停止し、稼働原発が 42 年ぶりにゼロとなりました。北海道電力は、この夏の予想不足電力を公表し、北海道に正式に節電を要請、道民の理解を求めようとしました。また、政府はこの夏の電力需給対策で、電力不足の懸念のある北海道に 7 % の節電と計画停電の準備を求め、北海道電力も検討に着手しました。

北海道は、道民に節電を要請する以上、率先して意気込みを示すとし、道立高校や道警も対象に、エレベーターの稼働台数や執務室の照明を半分に減らし、政府要請の 7 % 以上の節電達成を目指すとして公表しました。

北海道電力は、計画停電は極力回避すると強調していますが、道民一人一人と企業の理解と協力がなければ、電力不足になることも想定されます。

幕別町は、平成 9 年の京都議定書以降、幕別町環境宣言、エコオフィス幕別プラン、幕別町地域省エネルギービジョン、幕別町地域新エネルギービジョンを定め、CO₂ 排出量削減と省エネに町民、企業並びに行政で努力してきました。

これまでの計画は、どちらかというと CO₂ 排出量の削減を中心としたものでしたが、同時に省エネという観点からも節電についても町民とともに努力をしてきたところであります。

町民生活や産業に影響が出ないよう、行政、町民、企業が取り組むことは何が必要か、以下についてお伺いをいたします。

①幕別町の使用電力量の推移と太陽光等による発電実績をお伺いいたします。

②エコオフィス幕別プランの効果をお伺いいたします。

③幕別町地域省エネルギービジョンの評価をお伺いいたします。

④幕別町環境宣言の「地球にやさしい行動チェックシート」の活用方法、環境学習・環境教育の取り組みをお伺いいたします。

⑤この夏の電力は足りるのか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

「節電の取り組みについて」であります。

ご質問にありますように、5月18日に内閣官房主催で開催された「電力需要に関する検討会合」及び「エネルギー・環境会議」の席上、国の今夏の電力需給対策が示され、関西電力管内で、昨年の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況にあること、また九州電力と北海道電力及び四国電力管内でも電力不足が見込まれるとともに、すべての地域で火力発電所の活用がふえることにより、海外から化石燃料の購入が続き、このまま放置すれば本年秋以降、電気料金上昇のリスクも高まることが示されました。

この中で、北海道においては2010年度の実績比7%の節電が必要とされ、これを受け北海道電力では、北海道に対し節電を要請し、道民の理解を求めたところであります。

本町に対しましても、先般、5月25日、北海道電力から今夏の電力需給の見通しと節電の要請があったほか、30日には十勝総合振興局の主催により、管内市町村長を対象とした十勝地域電力需給連絡会議が開催され、今夏における北海道の電力需給見通しや国が示した節電方針とその対策について、情報を共有し全道が一体となった節電の取り組みを推進することなどについて要請があったところであります。

ご質問の1点目、「幕別町の使用電力量の推移と太陽光等による発電実績について」であります。

幕別町全体の使用電力量について、電気事業者である北海道電力に問い合わせをいたしましたが、市町村ごとのデータは持ち合わせていないとの回答があり正確な使用量をお答えすることはできませんが、平成15年度に策定した「幕別町地域省エネルギービジョン」においては、町全体の使用電力量を18万3,077キロワットアワーとして推計いたしております。

現在は、各家庭や事業所においても省エネの取り組みやエコ家電への買い換え等により、目標とした1割から2割程度の節電がなされているものと、平成23年度に実施した「幕別町地域省エネ・新エネルギービジョン」の実施状況の検証業務で報告されておりますが、一方で、オール電化住宅の増加や計画策定時の平成14年度末に比べ平成22年度末で、世帯数で1,175世帯、事業所で137事業所が増加しておりますことを考慮に入れなければならないものと考えております。

北電帯広支店管内における、過去3年間の電力販売量は、家庭用、業務用、産業用の合計で平成21年度が210万969キロワットアワー、22年度が218万3,947キロワットアワー、23年度は219万9,278キロワットアワーとなっており、21年度から22年度にかけては3.9%、22年度から23年度にかけて0.7%の増加となっております。

内訳では、家庭用が平均年2%程度増加し、業務用と産業用は21年度から23年度にかけて5%増加しておりますが、特に大口電力は平成22年度から23年度にかけて約4%の増加となっているとのことであります。

次に、太陽光等による発電実績についてであります。個人住宅では平成23年度末の設置戸数が161戸となっており、年間の発電量は85万7,486キロワットアワー、公共施設は3カ所で6万1,154キロワットアワー、合計の発電量は91万8,640キロワットアワーとなっております。

ご質問の2点目、「エコオフィス幕別プランの効果について」であります。

エコオフィス幕別プランは、1999年に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で「地方公共団体の事務及び事業に関して、温室ガス排出抑制等のための措置に関する計画」を策定するように義務づけられましたことから、町では地球温暖化対策にとどまらず、環境保全全般にわたる取り組

みを目指すことを目的に、平成 11 年から平成 15 年までの 5 年間を期間と定め「エコオフィス幕別プラン」を策定し、実行してまいりました。

本計画では、目標を大きく二つに分け、一つ目としては、取り組みの数値目標、平成 10 年度実績を基礎数値として定め、具体的にはコピー用紙等の購入量を目標年度までに 5 %削減する、公用車のアイドリングストップ等により、自動車の燃料消費率を 5 %改善する、燃料費を削減できる車を、目標年次までに 5 %導入することを内容といたしております。

また、二つ目として、温室効果ガス総排出量の目標として、二酸化炭素の総排出量を、平成 10 年度でありますけれども、現状に比べ 6 %削減するといたしたところであります。

これらの効果についてであります。計画期間終了時においては、一つ目の取り組みの 1 点目、コピー用紙の削減についてはおおむね達成いたしております。

また、公用車の燃料消費量につきましては、アイドリングストップ等の推進により 3 %の削減がなされました。

次に、燃料費を削減できる公用車、いわゆるハイブリッド車や低燃費車と言われる軽自動車の導入につきましては、公用車総数 95 台に対し 6 台を導入しており、導入率は 6.3 %のため、当初計画の目標 5 パーセント以上を達成しております。

なお、現在の導入状況は、全公用車両 156 台のうち 22 台を導入しており、導入率は 14.1 %となっております。

さらに、温室効果ガスの削減効果につきましては、暖房温度の調整により二酸化炭素の排出量はマイナス 3.8 %を達成しております。

その後、新たな計画は定めておりませんが、地域省エネビジョンの理念に基づき、現在も引き続き各項目について削減を図るよう努力をいたしているところであります。

しかしながら、町村合併や権限移譲による事務量の増加、さらには、以前は外部に発注していた印刷物の庁内印刷によりコピー用紙の購入量につきましては近年増加の傾向となっております。

ご質問の 3 点目、「幕別町地域省エネルギービジョンの評価について」であります。

平成 15 年度に策定した「幕別町地域省エネルギービジョン」の評価につきましては、平成 23 年度において実施状況の検証を外部へ業務委託を行い、本年 3 月に検証結果の報告がなされております。

この報告によりますと、一般町民の意識として、化石燃料の枯渇等に係るエネルギー問題や地球温暖化問題への関心は高く、新聞やテレビを情報源として、約 90 %の世帯で「よく知っている」「知っている」との回答があり、町民意識の高さが伺われると評価されております。

家庭でのエネルギー消費につきましては、世帯数が、計画当初から比較し約 8 %増加しており、世帯の増加はエネルギー消費量の増加の大きな要因となりますが、住宅の断熱性能の向上や省エネルギー家電製品の普及、省エネルギー意識の向上等によりエネルギー消費量は減少し、12.3 %の削減が達成されているとされております。

また、今後は「冷暖房機器の不必要なつけっ放しをやめる」「テレビのつけっ放しをやめる」「LED 照明等の導入」などに取り組みたいという意見が多くありましたことから、さらなる省エネルギーへとつながるものと見込んでいます。

アンケート調査では、企業として省エネルギー行動・新エネルギー行動を行う目的として「コスト削減のため」「地球環境をよくするため」「企業の社会的責任を果たすため」が多く、その他では「ISO14001 の認証を受けているため」との企業もあり、今後の取り組みに期待できるものと受けとめております。

なお、本計画の推進及び地域における省エネルギーの普及啓発につきましては、町が平成 17 年 4 月 1 日より委嘱しております「省エネ普及指導員」により、広く一般の町民の方々に対して各種の機会を通じ省エネ意識の向上に努めており、平成 17 年度から 23 年度末までに計 36 回の出前講座を行い、受講者数は延べ 2,972 人となっております。

ご質問の 4 点目、「幕別町環境宣言」の「地球にやさしい行動チェックシート」の活用方法、環

境学習・環境教育の取り組みについて」であります。

幕別町環境宣言は、平成 20 年 9 月 25 日、「自然と共生して健康で快適な生活を営む権利を持っているとともに、この権利を子孫に受け継ぐ責任と義務を負っており、かけがえのない「まち」の自然環境を守ることはもとより、地球環境を保全するため、家庭や職場、地域において地球にやさしいライフスタイルの実践に取り組む」ことを宣言し決議されました。

これに基づき、町では「地球にやさしい行動」の具体的な取り組みを、省エネルギービジョンと新エネルギービジョンの活用により周知することとし、広報誌やホームページ等により啓発に努めてまいりました。

地球にやさしい行動チェックシートの活用につきましては、省エネ普及指導員による出前講座の教材として活用しているほか、一般の町民の方に対しましては、町のホームページからダウンロードしてご活用していただくよう周知をしているほか、現在、役場の各窓口においてご自由に持ち帰りできるよう配布しており、この夏の節電意識の啓発にも活用してまいりたいと考えております。

また、一般町民への環境問題の取り組みといたしましては、出前講座や町民見学会等を通じ啓発に努めており、本年 2 月の町民見学会では池田町に建設された十勝環境複合事務組合の最終処分場の見学を実施いたしております。

学校教育におきましては、小学校 3、4 年生の社会科で「節水、節電、資源の有効活用」、6 年生の理科では「自然環境の保存」、中学校の理科の分野では「自然環境の保全と科学技術の利用」などを取り入れております。

環境教育を進めるに当たっては豊かな心情、関心・意欲・態度を育成するため、発達段階を踏まえた直接体験や各教科、領域を関連づけた指導が求められておりますことから、本町では、小学校では学校農園やペットボトルのキャップ回収、中学校においてはリサイクル活動やクリーン作戦など学校の実態に応じた環境教育を展開しているとお聞きいたしているところであります。

ご質問の 5 点目、「この夏の電力は足りるのか」についてであります。

このご質問に対しましては、私がお答えする立場にありませんことをご理解いただきたいというふうに思いますが、答弁の最初に申し上げましたとおり、北海道電力では、この夏の気温の状況によりましては、ピーク時における北海道全体の需給量が 7% 不足するとされ、さらに、節電が目標値に達しなかった場合や現在稼働している火力発電所等が故障等により運転できない場合等を想定し、万が一に備え「計画停電」の準備を進めるとされております。

前段で申し上げましたが、去る 5 月 30 日に開催されました十勝総合振興局の主催によります「十勝地域電力需給連絡会」におきまして、今夏の電力需給見通しの説明と町の公共施設の節電対策及び町民に対する啓発等について要請がありました。

北海道では、この夏、「集中対策」といたしまして、本年 7 月 2 日から 9 月 28 日までの期間、廊下や執務室の照明の時間を定めて一斉消灯する、エレベーターの使用台数を削減する、離席時のパソコンのスリープモード化する、昼休み中や退庁時にはパソコンのコンセントを外す、プリンターの共用化を図って稼働台数を抑制するなど、節電対策を実施するとしております。

道では、これらの行動により猛暑でありました一昨年、平成 22 年の 7 月から 9 月における最大電力量に対し 7% の削減を目指すとしております。

本町の公共施設におきましては、これまでもエコオフィスや省エネ・新エネビジョンにより節電の取り組みをしてまいりましたが、さらに、この夏の節電に向け対策を講じるべく、先般、庁舎内の検討会議を開催し、本町の対策を決定いたしましたところであります。

内容といたしまして、庁舎等におきまして、執務室、廊下等の照明の小まめな消灯や間引き等照明機器の節電、長時間の離席時におけるパソコンのスリープモード化やシャットダウン等 OA 機器の節電など、職員の節電行動はもちろんのこと、それ以外の公共施設におきましても、パークゴルフ場の夜間照明の消灯、もちろん団体利用がある場合は除きますけれども、夜間照明の消灯や道路照明の減灯など、住民サービスの維持に配慮を行いながら、できる限りの節電に取り組むこととしたものであり

ます。

また、町民の皆さんに対しましては、広報誌やホームページ等により「省エネ・新エネビジョン」の理念に基づいた節電対策等の啓発に一層努めてまいりたいと考えております。

以上で、前川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 再質問をさせていただきたいと思います。

省エネビジョンを見ますと、800 世帯にアンケートを送りまして 330 世帯から回答をいただいて、企業からは 200 社中 83 社の回答を得ました。回答では、CO₂削減に向けてということのみならず、節電についても高い意識というものを感ずるところであります。

平成 14 年計画策定時には、先ほど町長の答弁にもありましたが、エコ家電や LED などまだまだ普及しておりませんでしたので、そういったものもこの 10 年間の間に随分買い換えが進んできたのではないかと予想するところではありますが、先ほどの答弁の中には、近年の電力使用量の推計ができないということなのかと思うのですが、答弁によれば、世帯数もふえた、企業数もふえたということで、若干ふえてきたのではないかとということでありました。

それと、産業別の電力量でいきますと、先ほど全体で、ちょっとメガワット・アワーでお話をさせていただきますと、平成 14 年には 18 万 3,777 メガワット・アワーの電力量が推計されており、家庭における使用電力量は 3 万 7,258 メガワット・アワーと推計をされておりました。

これを計算してみますと、家庭で使われている電力量の割合というものが約 20%と計算できますが、算数苦手なので間違いがあったら指摘をいただきたいのですが、北電で発表されています家庭の電力量の割合というのは 4 割と示されているわけではありますが、幕別町は家庭で使用されている電力量が 20%であるということのとらえ方で間違いがないのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 電力の状況につきましては、新聞紙上等によりますと、一般的には全国平均では 10%ぐらいが家庭電力と、あと残りが産業用というような言い方でできております。

今、前川議員のお話のように、北電のほうで北海道は 4 割ぐらいが家庭用電力というようなお話できておりますけれども、私どものほうの推計の中では、先日いただいた報告の中でも約 2 割ぐらいが家庭用電力というような形になっております。北電の 4 割というのが、私どものほうもちょっと確認をしなければならないと思いますけれども、全体的には産業用電力のほうが必要が大きいというお話ですので、その辺からいきますと 2 割というのは大体妥当な線ではないかというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 2 割の家庭電力を、それぞれこれから努力をしていただけるものと私は信じておりますが、全体で 7%削減していくということは、20%の量を 7%削減したら非常に厳しいと。産業の理解と協力なくして全体での 7%削減はなし得ないんだということをまず共通の認識として、以下の質問に入りたいと思います。

エコオフィス幕別プランの効果であります、おおむね達成されてきたというお話でありました。平成 11 年から 15 年の計画ということでありましたので、15 年以降どういったことになっているかということもお伺いをしたいと思うのですが、15 年以降の計画はないということではあります、どういった考えをもって進めてこられるかということと、CO₂の削減につきましても、全体で 6%の達成がされていないようなお答えでしたが、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁でも申し上げましたように、11 年から 15 年の計画で今の計画が終わり、その後については新たな計画というのがありませんので、引き続きそれら計画を踏襲しながら削減に当たってきたというのが実態だろうと思います。

ただ 15 年度以降、先ほども申し上げましたように、合併があつたりいわゆる人口増があつたりとい

うことで、必ずしもその目標数値までには到達していない部分もあるのだろうというふうに思いますけれども、私どもとしてはエコプランで示した計画に沿って、すべての電気あるいは省エネの方向性というもののだけは、変わらず今も継続しているということでもありますので、この後の計画いつできるかまではいきませんけれども、引き続きそういう思いで続けていきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） これまで余り意識していなかったのですが、役場の 1 階に省エネナビというものが当時設置されて、5 月 31 日に確認をさせていただきました。

これは、電力量を示したものでありましたが、目標が 25 万 7,000 円、現在 39 万 1,000 円。使用電力量 2 万 4,572 キロワットアワー、省エネ率 152%というふうに表示されていたわけではありますが、これはどういう理解をしたらよろしいのか教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに、数字上では計画とかなりの数字が乖離しているというところがあります。ただ、なぜそのような数字が出てくるのかということになりますと、近年パソコンの導入だとかそういったものがふえてまいりまして、当然そういったことによります電力の使用量、こういったものが上がってきていると。事務形態が変わってきたということが一番大きな要因ではないかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 役場の業務の実態が変わってきたことに即して、この目標設定も考え直さないと、目標とした数字の 1.5 倍の電力量を使っているということは、やはり乖離が激し過ぎると。こういった計画の見直しも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町長の答弁にもありましたように、平成 15 年に省エネビジョンをつくりまして、これまで約 10 年間計画をしたわけなのですけれども、その検証を昨年 1 年間かけまして行っていました。

この 10 年間というものが、非常に私たちの生活自身も、また役所の中でいけば、今申し上げましたように事務の形態が変わってきたと、このようなことがありますので、昨年やりました検証結果をもとに、これからのあり方について、これから検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 環境適合車のところで一つお伺いしたいのですが、近年はハイブリット車とかそういうことではなくて、深夜電力を利用して、夜充電して昼走ると。昼間にはその電源も利用して家電も使えるなどというそういった車も出てまいりました。

こういった車は、いいかどうかかわからないのですが、災害のときにも非常に有効的に使えるものになってくるのかと思いますが、導入の考え方などについてお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 電気自動車、実は音更町に 1 台配置されております。ご案内のように音更には三菱のテストコースがある関係もあるのでしょうかけれども。ただ、お聞きしますと余り有効的な活用にはなっていない、余り距離は長く走れないものですから、場合によっては電気自動車を別の車に積んで走って行って途中でまた充電してというようなこともありました。

私どもの町としても全く考えないわけではありませんけれども、今の段階ですぐ導入することはどうなのかという思いもありますし、そのほか BDF ですとか、この間、鹿追のバイオガスプラントを見せてもらいますと、バイオガスを車に積んでいくと電気自動車の倍ぐらい、札幌までは楽に行ってこられるのだという。いわゆるタクシーがプロパンで走るのと同じような考えなのでしょうけれども、そういったこともあって、自動車の業界もいろんな開発がこれから出てくるのだろうというふうに思いますので、そういったことも含めながらこれから対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 走行距離でいきますと、忠類の総合支所を2往復できる車も今出ているようですので、また考えていただきたいと思います。

きょうは私もクールビズの格好で失礼させていただいておりますが、職員の皆様の執務中の服装についてお伺いしたいと思うのですが、改めてクールビズを行うということは今まで行ってはきていなかったようでありますが、ことしの夏に向けてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは私の考えですけれども、クールビズというのは、本来的にいくと庁舎でも会社でも冷房施設があって、設備があって、そこで業務されている方がネクタイを外されることによって、クールビズすることによって、幾らかでも電力を節減しようというのが本来のクールビズではないかというふうに思います。

私どもの職員が今ノーネクタイにして、クールビズにしても、節電という意味ではそう大きな影響はないのかと。ただ、これ今、議会の皆さんもそういうことですので、私はもう先般総務担当のほうに、ノーネクタイで執務することも、これはもういいのではないかということを知周するようにということを進めておりますので、そうやっていくのだろうと思いますけれども、何しろ町長がネクタイ外さないと皆さん職員もだめだと言われるので。私は大した暑さは気にならないほうなのですが、職員のこともありますので、十分内部で話し合いしながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 北海道は7%の削減を目指すということでありましたが、本町の公共施設では平成22年度対比でどのぐらいの電力量の削減を目標とするか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 正直言って、いわゆる公共施設、役場を含めた中で、率にして何パーセントの削減になるかという数値までは、なかなか見込むのは現時点では難しいのかというふうには思っております。

先ほども言いましたように、役場の中でできる範囲、公共施設でできる範囲というのはどうしても限られてまいります。エレベーターが10台もあるところを半分にするとめるなんていうことはありませんし、一番大きいのはやっぱり事務機器、パソコンですとか、そういったコンピューター関係なのだろうかというふうに思いますけれども、これも1回1回切っていたのでは節電にならないというような話も聞きます。長時間あけたときに切ることでなければならない。そういったこともありますし、昼休みなんか細かな消灯に気をつけていただきたい。

あるいは今も内部で進めておりますけれども、ノー残業デーなんかの実施もこの夏は考えていかなくはないのだろうというふうにも思っておりますけれども、あらゆる手法をとりながら7%の削減に向けて努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 話はちょっと変わりますが、町長は、町民の皆さんや町の企業に対しても節電の協力を求めていくお考えはありますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 本来的に町民の皆さんや道民の皆さんへの、あるいは企業へ対する依頼あるいは協力要請というのは、北電がやることだというふうには言われています。

しかし、我々のもとの行政の立場、町民の皆さんや町内の企業の皆さんにお願いをするということとは、これから広報誌やいろんなことを通じながら進めていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） であるならば、エコビジョンを策定したとき、エコオフィス幕別プランを策定し、行政がみずから省エネルギー対策を通して、地域に対してリーダーシップを発揮してきたところでありますという、こういう一文がありました。

今回も町民の皆さんや企業に対して求めるのであれば、行政としても高い目標を設定して、みずから努力をしていく姿勢を示していくべきだと思うのですが、パーセントが出せないということでありましたが、少なくともおとしの電力量よりもふえないことを期待しているのですが、町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今回の7%の目標が、いわゆる平成22年でしたか、一番暑いときですけども、私も今までも全く省エネや節電に取り組んでいないということではありません。毎年それなりの対応はしてきたとは思いますが、もちろん何とか7%あるいはそれを超える目標が達成できるように、十分職員間あるいは施設の管理者等も、管理していただいている方々にも協力をいただきながら、その目標に向かって進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） では、平成22年8月の公共施設全体と伺いたいところなのですが、役場の電力量を今お示しいただきたいと思います。

そして、その結果どうであったかということを見るためにも、ことしの8月の電力量がわかった時点でまた公表をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（菅野勇次） 平成22年の8月の役場本庁舎の使用電力量でございますけれども、2万2,762キロワットでございます。

一昨年の数値は今申し上げましたけれども、数値につきましては、ことしの節電についての取り組みを行った上で、ことしの結果についてはお示ししたいというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 次に、地域新エネルギービジョンについてお伺いしたいと思うのですが、CO₂排出量削減については、答弁にもありましたように12.3%と非常に高い達成率をされたということは、町民の皆さんの深い理解があったことが示されたのかなというふうに考えております。

そこで、節電についてお伺いをしたいと思いますが、北電ではチラシの配布や事業者にダイレクトメールの発送、CM等、そして昨日の新聞にも出ておりましたが、7%達成した家庭に対してはクオカードの発行と、そういったことを考えているようであります。

町としても、先ほどホームページ、広報等というお話もありましたが、これなかなか義務とかペナルティーとか、そういったものもありませんので、深く理解してもらってそれぞれが努力してもらうことしかないということですので、どのような工夫をされて町民の皆さんや企業に理解を求めようとされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 協力を依頼する、先ほど言いましたようなことでお願いをしていくわけですけども、そのことによって皆さんのご理解をいただくということが大前提でありまして、町として、もちろん景品をつけるとかいろんな優遇措置を設けると、そういったことはもちろんありませんけれども、とにかく理解をしていただくように、北電のほうのチラシの問題もありますから、それらも含めながら内部でも十分対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13番（前川雅志） 非常に厳しいのだろうなと思いますが、さらなる努力を期待したいと思います。

「地球にやさしい行動チェックシート」が「幕別町環境宣言」から作成されたものでありまして、これ改めて見させていただきますと非常によくできていると思うのです。残念なことに当時はCO₂の削減がメインでありましたので、CO₂の削減量と金額だけが表示されております。

これを今回の節電バージョンに直していただいて、節電されるであろう電力量が表示してすぐわかるようなものを作成していただけると非常に使い勝手がいいものになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かにこのチェックシート、今手元にありますが、非常にわかりやすい部分とわかりづらい部分とあります。特に金額の部分というのは変動している部分がありますので、わかりやすい形の中に置きかえたものを新たに検討したいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） 環境学習・環境教育のあり方についてであります。昨年の原発事故以来、世の中の考え方が大きく変化をしてきたものだと思っております。そういうことでありますので、環境学習・環境教育のあり方も、内容について少し変わるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、今回の節電については、そういったものを学校教育の中で考えていただける時間を、ぜひ夏休み前にとっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 環境教育にかかわって、夏休み前に放射能等々のことも含めながらその機会をとというご案内でございますが、先般の学校長会議におきましても、その辺についてはできるだけ速やかに実施するように指導もしたところであります。

引き続き、放射能ばかりではなくて各教科の中でも充実するように求めてまいりたい、指導していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） この夏の電力は足りるのかとお伺いしましたが、何としても皆さんの少しずつの努力の中で足りるようにしていかなければならないのだと思います。そこで、みずからハードルを上げていくことになるかと思いますが、努力しても努力しなくても同じということでは、やっぱりどうなのかということがありますので、我が町は精いっぱい頑張ったので、頑張ったところについては計画停電から外してもらうだとか、そういったことを北電に要請をしていただきたいというふうに思います。

ただ、先ほども本町の電力量の合計が北電では出せないというお話でありました。ただ、北電のホームページを見れば、各家庭の電力量は過去2年にわたって見られるわけでありました。わからないのか出さないのかかわからないのですけれども、北電は計算しようと思ったらすぐできることだと思いますので、そういったものを求めていただきたいと思います。

それぞれやっぱり数字的なものも見えてこない、本当に節電した効果があったのかなかったのかわからなければ、励みにもならないと思いますので、電気予報なるものも考えているようでありますが、それは全道バージョンの話でありますから、もう少し狭い地域の中での使用量の変化、推移などがわかるようなことを北電には求めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど答弁書でも申し上げましたが、計画停電も、実施されるかどうかは別にしても計画は6月中に示すというようなことが言われております。そうならないように、我々あるいは住民の皆さんを巻き込んだ中で努力していくことは大事だというふうに思いますし、計画停電は、我が町だけがないからいいのではなくて、よその町も、北海道全体あるいは日本全体でこれがないことが一番望ましいわけでありまして、きょうの新聞でも、昨年の計画停電で信号機までとまって、その信号機がとまったおかげで事故が起きたというようなことも出ておりました。

そういったことから考えると、何とか道民全体でこうしたことのないように努力していくといったことに我々も努めていきたいと思いますが、お話にありました北電に対して、いわゆる資料の公開を始め我々が求めるような資料がすぐ出していただけるようなことについては、これからもお願いしていきたい、要請していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川議員。

○13 番（前川雅志） いずれにいたしましても、最終的に困るのは政府でも北電でもなくて町民の皆さん

んですので、多くの町民の皆さんのご理解がいただけるよう、町長の強いリーダーシップに期待をいたしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、11 時 05 分まで休憩いたします。

10 : 55 休憩

11 : 05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11 番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、「幕別町の歴史的文化の伝承について」お伺いいたします。

幕別町には、ふるさと館、蝦夷文化考古館、新田の森記念館、ナウマン象記念館があります。また、徳原地、途別水田の碑やナウマン象発掘の地記念碑など、多くの歴史的碑があります。

第 5 期幕別町総合計画に「自然環境や歴史背景の中で培われてきた歴史資料や文化財は、先人の暮らしや精神文化を知るため、歴史的、民族的な価値があるだけではなく、郷土への誇りや愛着を育てるための重要なふるさと資源です。これらのふるさと資源は郷土の歴史、文化の正しい理解のためにも重要なものであり、保存継承されることにより、将来の文化発展の基礎となるものです」とあります。

主要施策について、施設の充実、歴史的文化の保存・継承と活用、アイヌ文化の保存振興と理解の促進とありますが、以下お伺いいたします。

- 1、ふるさと館、蝦夷文化考古館の運営状況について。
- 2、両施設の老朽化が著しいが、今後の整備の考えと方向性について。
- 3、「歴史の散歩道」というパンレットがありますが、学校教育や観光面への活用は。
- 4、アイヌ民族の人々の歴史や文化の学習機会の現状と今後についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町の歴史的文化の伝承について」であります。

本町では、ナウマン象や埋蔵文化財、アイヌ文化などの保存・伝承すべき有形・無形の貴重なふるさと資源が豊富にあり、これら先人の暮らしや精神文化を知ることのできる歴史資料や文化財は、郷土の歴史や文化の正しい理解のためにも保存継承されることが求められております。

ご質問の 1 点目、「ふるさと館、蝦夷文化考古館の運営状況について」であります。

幕別町ふるさと館は、「自然とそこに生きる人間の関わり合いを明確にする」というテーマのもと、町の歴史資料を保存・展示する施設として昭和 54 年 10 月にオープンいたしました。

運営は、特技や多彩な趣味を持つ 12 名の事業委員により構成される「ふるさと館事業委員会」を中心として、年 10 回を超えるジュニアスクール活動や、郷土史・ふるさと館だよりの発行を行っているほか、平成 20 年 3 月に有形文化財として幕別町指定文化財となった札内 N 遺跡の出土品や幕別の歴史・自然に関する展示品、先人が生活や産業に使った道具などを展示しているところであります。

一方、蝦夷文化考古館は、昭和 34 年にチロットコタン・十勝アイヌ及び北海道アイヌの指導者である吉田菊太郎氏が、アイヌ民族の先祖が残した民具や交易によって手に入れた道具などの宝物を保存しようと建設したものであり、吉田菊太郎氏が亡くなられた後に町に寄贈され、昭和 41 年から教育委員会で管理・運営しているものであります。

収蔵品につきましては、平成 14 年に民俗文化財として幕別町指定文化財となった図書類 152 点、文書類 273 点、文化財 295 点などを展示しております。

なお、これらの施設の平成 23 年度の入場者数につきましては、ふるさと館が 2,284 人、蝦夷文化考

古館が 242 人という状況になっております。

ご質問の 2 点目、「今後の整備の考え方と方向性について」であります。

幕別町ふるさと館は、昭和 45 年 11 月にボウリング場として建設されたものを昭和 53 年に町が取得し、その後、改修を経て昭和 54 年にオープンした施設であり、築後 41 年を経過しております。

また、蝦夷文化考古館は、昭和 34 年 12 月に建設されたもので、築後 52 年を経過しております。

ご質問にありますように、これらの施設は老朽化が進み、できるだけ早い時期にその方向性を見出す必要があるものと考えておりますことから、今後、幕別町文化財審議委員会などの関係機関のご意見をいただくとともに、町長部局とも十分な協議をしながら計画性を持って対応してまいりたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「パンフレット『歴史の散歩道』の学校教育や観光面への活用」についてであります。

「歴史の散歩道」事業は、平成 9 年度に幕別町開基 100 年の歴史を振り返り、歴史的、文化的史実等を後世に伝えるとともに、子供たちが郷土の歴史と文化を学習するために実施したものであります。

具体的には、幕別町ふるさと館事業委員会の協力をいただき、候補地の選定、調査と説明文の作成を行い、72 カ所の史跡等を案内マップとして掲載し、石碑などがない場所 17 カ所に看板の設置も行ったところであります。

また、合併後の平成 20 年度には、忠類地域の候補地の選定も行い、14 カ所の史跡を新たに案内マップに掲載したほか、7 カ所についても看板の設置をいたしました。

パンフレット「歴史の散歩道」の活用につきましては、これまで小学校の社会科の副読本の中に掲載し、社会科や総合的な学習の時間などを利用しての現地見学が行われているほか、観光面につきましては、現在、町長部局において、観光資源の一つとして、どのように活用ができるかとの検討を始めていると伺っているところであります。

ご質問の 4 点目、「アイヌ民族の人々の歴史や文化の学習機会の現状と今後について」であります。

アイヌ民族の人々の歴史や文化の学習機会の現状といたしましては、学校教育では、小学校 3、4 年生の郷土学習の中で、社会科副読本「アイヌの人たちの暮らし」として掲載されておまして、それを学習するとともに、蝦夷文化考古館の見学なども行われているところであります。

また、一般社会人に対しましては、北海道アイヌ協会から「優秀工芸師」として登録されている山本みい子さんを講師として招き、平成 23 年に百年記念ホールにおいて、「アイヌ刺繍に挑戦」と題して、講座を 6 回にわたって開催してきたところであります。

今後におきましても、アイヌ民族の人々の歴史を広く知っていただくために、蝦夷文化考古館の周知や幕別町郷土文化研究員による講座を開催するなど、郷土学習の機会を提供してまいりたいと思います。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 再質問をさせていただきます。

1 番目の運営状況についてであります。

まず、ふるさと館のジュニアスクール等に携わっていらっしゃいます事業委員会の方々には、毎月のように講座を開かれて、7 月には宿泊学習や、9 月には「ふるさと館まつり」と大変ご協力をいただいております、そのことに対しまして、まず敬意を表したいと思うところであります。

まず最初に、利用状況でありますけれども、このふるさと館の利用数が平成 23 年で 2,284 名と、あと蝦夷文化考古館の利用数が 242 名ということでご答弁をいただきました。手元の資料でありますけれども、平成 13 年度にはふるさと館の使用が 6,781 名でありました。蝦夷文化考古館が 826 名の利用者がいらっしゃったという資料がございます。ふるさと館は 23 年度は少し増えておまして、決算書にもありますけれども、22 年度には 1,609 名でありまして、23 年度では大分努力をされて、2,000 人台に持っていかれたのであらうと思うところであります。

両施設につきましての利用数が全体的には本当に減少傾向にあることが見受けられることでありますが、それに対しまして、委員会としてどのようなお考えで、今後どのような対策をお持ちであるのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 利用者数につきましては、ご案内のとおり年々減少し、一時持ち直したとしながらもリアルタイムで維持しているということについては、この二、三年の傾向かというふうに思っております。

次の質問のほうにも影響する話でありましょうけれども、やはり環境整備をする、施設全体のあり方などを検討しなければならない時期に入ってきたというふうに認識をいたしております。

そういう意味では、今、文化財審議会委員のほうに、今後の保存、活用のあり方について5月の教育委員会で諮問したところで、第1回目が6月の22日に開催されると聞いておりますが、そうした場においても検証し、そして今後のあり方についてご意見を伺いたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） ささまざまな課題があろうかと思えますけれども、町民と共有を図りながら議論を深めていっていただきたいと思うことであります。

こういう教育施設と申しますか、文化施設と申しますか、大きいところで博物館のようなものがございしますが、その一応基本的な運営内容と申しますか、これは四つのことが通常示されてあります。

一つの機能としましては、資料収集・保存の機能というのがございます。二つ目には、調査・研究機能というのがございます。三つ目には展示・公開機能、四つ目には教育普及機能という四つのことが博物館的な施設についての機能として位置づけられておろうかと思うことであります。

資料収集・保存機能につきましてであります。私のところで確認をさせていただいておりますが、なかなか資料の展示の入れかえと申しますか、そういうことがなされているのだろうかというふうなものと、そして、近年新しい資料として、どのようなものが収集をされたのだろうかというふうなこともお伺いをしたいと思います。

この調査・研究機能のところではありますが、小助川先生が一生懸命先頭になって大変なご努力をさせていただいておるのでありますけれども、また、蝦夷文化考古館におきましては、吉田菊太郎様が寄贈されました資料の中で、公開をされていない資料があろうかと聞き及んでいるところであります。今後、その調査・研究につきましては、ある意味では専門的な学芸員の養成だとか採用だとか、そういうようなことも視野に入れて、きちっとこう歴史・文化につきまして確かなものとしていく方向性が必要であらうかと思いますが、その辺をお伺いをしたいと思います。

あと、展示公開機能というところでは、残念なことに大変有名でありましたイトウが死んでしましまして、それで若干入館につきまして影響があったのだらうと思うのであります。その後、ああいふふると館の目玉的な一つの展示と申しますか、紹介と申しますか、そういうことを考えていらっしゃるのだろうかということをお伺いしたいと思います。

また、昔は、あそこには施設が固まっておりましたから、多くの町民が足を運んでふるさと館に行かれたと思うわけでありまして、なかなか今パークゴルフ場があって、ホテルがあるのでありますけれども、町民がふるさと館に行けるようなそういう機会と申しますか、少し縁遠くなっておるような場所と申しますかね、そういうところだと思います。

後々の整備のこともあるのでしょうけれども、町民がよく足を運びます、例えば百年記念館であるとか、そういうところにふるさと館また考古館から、いわゆる期限を区切りまして、資料を移して、そういうコーナーをつくって展示をし、毎年入れかえるようなことが必要だと思うのであります。展示をして、考古館に行けばこういう資料が見られますよ、そしてふるさと館に行けばこういうことが展示されていますよというふうな形で、広く町民の人の目に見えるような形で展示をする。

例えば授業で、ミニ歴史博物館ということで途別小学校だとか糠内小学校のほうに展示をされて、そして目に触れて、勉強をされて、大変有効な、大変すばらしいことがなされておるわけでありまして

けれども、そういうふうな形で展示・公開機能につきましては、町民の目に見えるところに資料を持って行って、そうして足を運んでいただけたというふうな方策もとる必要があるのではなかろうかなと思います。

あと、教育普及機能につきましては、どちらのほうにも現地学習と申しますか、行かれておろうかと思えますけれども、わかるところで 23 年度、22 年度ですか、どのぐらいの学校で現地について学習をされていらっしゃるのか、その辺資料がありましたらご提示いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 両館にわたる観点でいきますと、ふるさと館として、あるいは考古館としてどう機能を果たしていくかということで、非常に幅広くなろうかというふうに思います。

まず、1 点目の収集・保存にかかわる機能、展示の入れかえなど定期的に今実施はしておりますが、最近それなりの収集については、ふるさと館においてはスペース的に一定の限界がある。したがって、以前のようにいろんなものが入ってくるというようなことがないようでありまして、重複するようなものについては、ご遠慮させていただいているというような実態もございます。

それから調査・研究の機能であります。これについても、施設整備と大きくかかわってまいりますが、原点的に申し上げますと、ふるさと館の事業委員会のスタッフの皆さんの意見、これは、あの現在地が適地であると、よってあそこの場所で何とか新築までとは言わないけれども、改修などを通していただければありがたいよなという思いがあります。

それと、離されないのはやっぱり考古館の機能であります。考古館については、歴史的にあの地の考古館の場所を移動してはならない、収蔵品について寄贈してはならない、これは過去からずっとあります。

それで、地域の人たち、あるいはアイヌの人たちの希望を聞きました。10 項目ぐらいあります。これを話しますと長くなりますが、若干触れさせてもらいますと、考古館については、生活館機能それから考古館機能、敷地の一体的活用ができないか。残念ながら一部 1,500 平米ほどの民地が絡んでおります。この民地が解決できれば、地域の人たちの要望にこたえることができる。ただ、土地面積を確保しても、それで機能が果たせるというものではありません。それに付随する要望として、今の管理人室については新たな施設につくりかえてほしい、そして前後しますが、展示をできるようなスペースあるいは研究員が研究できるようなスペース、それらの要望がございます。もっと言えば、ふるさと館にある「きまり小屋」あんなのも室内で展示できるような、そういうようなイメージをもったものが必要だなと、あるいは大型バスが入ってこられるような、前段の敷地面積の関係とも関連いたしますが、そういうような要望。民芸品が販売できるような場所、それからアイヌの人たちが作業場について何とかしてほしいというようなことを言われておりますので、そんなことを含めると双方にいろんな要望があります。

ただ、これには手順がありまして、今までいろいろ質問されてきましたけれども、一番もとなる敷地の確保について時間がかかっているということは申し上げることができると思えますし、あとは全体の財政上の配分の問題として若干おくれているというような気はいたしますが、いずれにしても、そのような抜本的な解決をした後に整理をしていく必要があるのだらうというふうに思います。

あと、ふるさと館等々、いわゆるミニ資料館、ミニ博物館的なことはやっておりましたが、現在は教室スペースの関係があって、なかなかそういった条件そろっている学校ありません。ですが、少ない量であっても展示できるような場所があれば、いつでもお貸しできるという体制はとっておりますので、活用してもらうようには言っておりますが、なかなかそこに至っていないという部分もございます。

抜けたところもあろうかと思いますが、大ざっぱにお答えしました。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 最後のご質問かと思えます。要はふるさと館あるいは千住アイヌ文化考古館等の児童生徒の利用といいましょうか、学校を介しての利用ということだと思います。

学校におきましては、郷土を開いた人々の時代の移り変わりという観点から、小学校を中心とした市街地、幕別小学校を含めまして市街地の小学校におきましては、3年生あるいは4年生が先生の引率のもとにふるさと館を訪れる。ふるさと館の中には、いろいろ展示品あるいはいろんな展示資料ほか過去の先輩の方々が使った資料がたくさんあるものですから、そこでの1時間の時間をかけて展示を見、あるいは先生方のその場で説明をするということをやります。僻地の学校におきましては、複式ということもありまして、毎年ということとはなかなかいかないではありますけれども、2年に1回まとめて見るというような状況であるようであります。

それと、そのついでに歴史の散歩道につきましては、すべてというこれもまたいかないのだけれども、ポイントポイントとして学校で見ているときもあるというふうな話はお伺いしております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 次の質問のところまで踏み込んだご答弁をいただいておりますけれども、ひとつ今お伺いしてしまして、ミニ博物館ですか、展示の移動博物館のようなことということで、学校等から申し出があったらお貸しをするということでありました。

私どものほうでお尋ね申し上げましたのが、百年ホールのようなところに、町民の目が見えるところにそういう資料を展示して、興味を持っていただいて、両施設に足を運んでいただくというふうなことができないのかどうかということにつきまして、再度ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 決してできないことではないと思います。ただ、ふるさと館の収蔵物、それから考古館の収蔵物、明らかに性質が違うと思います。産業を象徴するところのふるさと館のものにつきましては、それなりに大きなものもございますし、百年記念ホール等からの要望があれば物によろうかと思いますが、その要望には答えていきたいというふうに思いますし、考古館の資料については極めて貴重な資料であります。先ほど答弁漏れましたが、まだ未公開資料があるのではないかと、まさにそのとおりであります。先般も新聞で拝見された方も多いかと思いますが、いろんな資料がまだ眠っております。これが調査・分析されていないという状況であります。

したがって、学芸員などの採用も必要ではないかというところに結びついてくるのだらうというふうにと思いますが、何とか今、小助川先生に協力が、研究員としてご活躍をいただいておりますが、その後の継承については、早急に手を打っていかねばならないというふうにも感じているところであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 貴重な資料であることは存じ上げておりまして、きちっと管理をできるような状態で分けて、町民の目に触れるところにそういう資料が展示をされるというふうなことを、ぜひ前向きにお考えをいただきたいと思うことであります。

最後のところのご答弁であります。本当に調査・研究ということは、これから大変重要な課題であらうかと思います。小助川先生の一つのご活躍またご努力にご協力いただきながら後継者と申しますか、基本的に町として、そういう研究に本腰で携わっていくような体制づくりを、ぜひ進めていただければと思うことであります。

次に移りますが、老朽化の問題でありまして、先ほどご答弁にもありましたけれども、このことにつきましては平成18年のときに、前議員でありました前川敏春議員が、副町長が教育長の時代に質問をされていらっしゃいまして、このときの内容は一つにできないかというふうな、そういうことが大まかな内容でありました。

その当時のご答弁の中に、新設、改築、移転などの将来の幾つかの選択肢を想定し、財政的課題のみでなく、生涯学習の拠点施設の位置づけなど、さまざまな角度から検討しておくということかと思っております。考えることは今の時点でもできますが、間際になって慌てるようなことないようじっくり、

しっかり考え、計画づくりを進めたいと考えておりますというご答弁がありまして、その流れにつきましては継承されて、時間をかけて検証・検討されているのだらうと思うことであります。

審議会も近くなることでありますから、一步進めて具体的な計画に踏み込んだ一つの議論をしていただければと思いますが、基本的には私も考えは同じでありまして、やはり考古館は考古館としてあの地に置くべきであって、あのところを先ほどお話がありましたように、一体として使えるような形で、さまざまな歴史・文化を伝承し、そしてそれを普及していけるような考古館の機能、生活館と一体となった一体的な一つのことがどうなるかというふうな思いがありまして、まさにそういう考えの中でお考えをなさっていらっしゃるというご答弁がありましたので、その考えについては全く同じだなと。その考古館のそのことにつきまして、考古館のところの生活館のところを一体化して、先ほどありましたようにいろんな機能を備えて、駐車場スペースもとって広くやっていくということにつきまして同感でありまして、そういう方向を堅持していただければと思います。

ふるさと館につきましてもやはり老朽化が進んでおりまして、また、今この状態で新しいものということにはなかなかならないのだらうと思いますけれども、また、将来の展望の中でどういうふうな形がいいのか、広く議論を進めていただきたいなと思うことであります。

道内自治体を回りまして、文化ホール的なところに行きましたら、今は文化ホールがありまして、図書館がありまして、博物館がありまして、そしていろんな研修のスペースがあってというふうな形の、合同になりました形の施設が多く見受けられるところであります。それは、今の少し前の形なののだらうと思うのでありますけれども、今、現段階では、なかなかそういうことは難しかろうと思うのでありますけれども、できるだけ町民の目に触れるような形で進めていっていただければと思うことであります。

歴史の散歩道のことで、この件に関しまして、私ども余り回っていなかったのでありますけれども、少し去年くらいから興味を持ちまして、少しずつ回らせていただいております。結構回らせていただきましたら、管理が行き届いておるところもあれば、なかなか難しいところもあるのだらうと思います。散歩道でありますからできるだけいい環境で、管理された形でしておくことが必要だと思うのであります。その辺の管理につきましての現況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 散歩道の管理、いわゆる環境管理にかかわっての前に、ひとつ申し上げておきますが、私が先ほど答弁したのは、生活館と考古館の一体化を地域やアイヌの人たちが求めていると。ふるさと館は、事業委員会の意向としては、あの場所がいいということですから、これ一体にならない。そういうことですので誤解のないようにひとつお願いいたします。

○11 番（芳滝 仁） 私もそのことで言っていますから。

○教育長（金子隆司） そうですか、はい。

散歩道の環境であります。86カ所に及ぶ場所を指定しておりますけれども、基本的には、散歩道の表示というのは、地域の皆さん、あるいは看板があっても見えないぞとか、そういうような部分については、町でやっぱりやらなければならないというふうには理解はしておりますが、いろんな事例を聞きますと、散歩道そのものが面積が広くてなかなか管理できないのだというふうなところもお聞きいたしておりますが、いずれにしても、そういうこととは関係のない、もともと公共施設があったとか、それらに対する掲示板については、町が責任を持って、町教委が責任を持って管理をしていきたいというふうに思っています。

○11 番（芳滝 仁） 町が責任を持って管理するところと、地域が管理をされているところと、その辺を整理されて、その辺の徹底をお願いできればなと思うことであります。

この散歩道を歩きましたら、結構これは本当に幕別の歴史にかかわることだなと、それこそ明治23年に入られました武山土平さんのそのご功績だとか、あと、そして札内のほうでは徳原地という、これは晩成社のその場所があった。この徳原地ということにつきましては、徳の、「げん」は原っぱの原と書いていますけれども、説明の看板にはさんずいの源がついておりまして、恐らくそういう意味

で徳原という文字を使われたのだらうと。依田勉三さんは本当に博学な方でいらっしやって、徳原というのは西郷隆盛の思想から出ておるのだと、私のほうでは確認をしておるのでありますけれども、人々のために、公共のために、すべてのために開拓をするのであって、私利私欲のためにあるのではないと。開拓をしていくその土地につきまして、晩成社で公共のためにその土地を用意されて公共に資する形で行われたと、そういう計画があったというふうなことが聞かされてあることであります。

そういうことを深めていく、そういうことも検証していくということも私は大切なのであらうと、そういうことも子供たちに、それこそ肌で感じて勉強していただくというようなことも大事だらうと思います。

途別新水路記念碑というのが考古館の裏側に、堤防のところに建っております。これはここのマップにありますように、自由のない労働者や囚人が4年間にわたって労働を強いられて、そうしてつくった水路だと。このことによって、白人、相川の洪水を食いとめるというふうなことが目的でされたのだというふうなことが示されてあります。やはり北海道十勝の開拓の歴史にも、そういう歴史があるのだというふうなことも、そういうことを通して町民が、また子供たちが学んでいく必要があらうかと思います。

特に、三つぐらいを拾い上げるのですけれども、最後でありますけれども、万城目正先生の生地ということで、相川の小学校の中に看板が建てられてあります。千葉副議長さんたちが中心となられて、時間をかけて、その検証のために活動を続けていらっしやる。敬意を表したいのでありますけれども、4月25日に功績をしのぶ歌謡祭、「万城目正記念第1回とかち昭和歌謡音楽祭」が500人の聴衆のもとに開催をされたということがありました。大変先生は、誠に有名な作曲家であります。幕別町歌はもとより、それこそ「リンゴの唄」から美空ひばりさん、そして島倉千代子さんにかかわる、いわゆる名曲を作曲されていらっしやる。仙台のところにありますお墓のところには、生地が幕別町と刻まれてあるということをお聞かせいただいております、今は看板一つしかないのでありますけれども、いろんな機会を、そういう検証のために努力をされていらっしやる方々とお力をおかりしながら、この万城目正先生につきまして、幕別町としまして、余り町民の方が存じ上げない方も多いのでいらっしやるのだらうと思うのですね。大変幕別町としましては、幕別町の名前をそうして広めていく、そして幕別町にはそういう先生がいたのだということで町民が誇ることができる、そういうことにならうかと思います。そういうようなことも含めて、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 1点目の徳原地の意味合い、まさにお説のとおりかと思います。皆さんで、そういう当時の状況をしのびながら、感謝の意を尽くしたいというふうに思います。

2点目は、途別新水路記念碑のことがありました。直線に切りかえたときの記念をするものでありますけれども、国道が切りかわったときに場所が移動して、現在の地にあるということだらうと思います。

3点目の、万城目正さんにかかわってのご質問であります。

まさに幕別町としては大いなる財産だというふうに思いますし、万城目さんは幕別町歌、音頭を作曲された方でもあります。しかも、私が43年に役所に入っていますが、昭和43年に亡くなって、昭和41年に開町70周年記念、これを記念して時の町長が依頼をし、町民から作詞を集め、そして万城目さんにつくっていただいた。

先般、十勝の万城目正記念第1回の歌謡音楽祭を開催させていただきました。いろんな方々に大変お世話になりました。そのときに九条万里子さんもお越しになられまして、当時の幕別町歌、音頭を作曲している万城目さんの姿、病床にあって作曲していたよというようなこともお聞きしました。そういう意味では、あの偉大なる作曲家、幕別で生まれて、そして幕別の町歌、音頭をつくり亡くなっていった。非常に因縁の深いものがあるなど、そんなことを先人の皆さんが、これは大事にしなくてはいかんというようなことで、第1回にこぎ着けた。いろいろな方にお世話になりました。

これからも、今、お寺のお話もありましたけれども、幕別に入植された細谷十大夫さん、この方が幕別の1番目の入植者だというふうに聞いています。その方と万城目家とは同じお寺であったというようなことから、歴史の絡みといたしますか、そういうものを感じずる次第ではありますが、今、郷土文化研究員に対しまして、いろんな人からの情報をいただきながら、遺品的なものがあるならば、そこにたどり着けばいいなと。そして、何とか歌謡音楽祭の継続実施を含めた中での幕別町に対する位置づけというものにつながっていけばいいかなというふうに私としては思っております。

○11 番（芳滝 仁） ぜひ、一つ一つの散歩道のことにつきまして、その歴史につきまして深く理解をし、そして町民、学校の現場でもありますけれども、広くそういうことを普及して、私たちの幕別町の文化だ、伝統だということで、幕別町民であるという自覚と誇りを持つことができるのであろうかと思います。そういう意味でおっしゃられたとおり、ひとつ力を入れて進めていただければと思うことであります。

最後の、アイヌ民族の人々の歴史や文化の学習機会と現状と今後について、ご答弁いただきましたように力を入れていただいて、そしていろんな活動をしてくださったのであります。

また、百年記念館でも、展示をされたところにも、私も拝見させていただいたことであります。携わる方々が、一生懸命そのことに力を入れていらっしゃるお姿があったようであります。

平成9年に、いわゆる北海道旧土人保護法というのが廃止になりまして、そして通称であります、アイヌ文化振興法というのが施行されております。その中で、目的というところに、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とするというところがございます。

私は、その文化、そして学習ということにつきまして、一番基本に置くべきは、そういう民族の尊厳ということであろうかと思います。そのところがないと、大切なところが抜け落ちてしまうのではなかろうかと思うことであります。

これは少しかかわる話でありますけれども、アイヌ民族の奨学金の全国拡大提言というようなこともありました。そのところで、経済的な格差で、教育について苦労していらっしゃるというふうなことも載っております。こういうことも、文化伝承ということとは、直接表面ではかかわらないのでありますけれども、基本的には民族の尊厳というところできちっと学習もし、そして文化を継承し、振興していくというふうな、お互いの民族の尊厳、尊重というところをきちっと踏まえていくことが広範囲なところで基本になるのではなかろうかと思うことでありまして、そういうことを堅持しながら、この件につきましても前向きに取り組んでいただきたいとご期待申し上げまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：55 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、田口廣之議員の発言を許します。

田口廣之議員。

○12 番（田口廣之） 通告に従いまして、質問させていただきます。

町営牧場の運営について。

近年、畜産農家の経営環境は飼料代の高騰、販売物の価格の低迷、労働力不足等厳しさを増すばかりであります。この厳しい局面を乗り切るため、町営牧場は大変重要な役割を担っていると思われます。

また、厳しい反面、今般加工原料乳価がホクレンとメーカーの交渉の結果、2円30銭金額が上がり

ました。少し明るい兆しが見えたかなと思われることもありますけれども、本当に厳しい現状です。
現状と今後の利用見通し、計画等伺います。

- 1、今年を含めた入牧頭数の推移。
- 2、事故・病気の発生状況及びその対応策の解決に向けた取り組み状況。
- 3、利用の周知の方法及び意見の反映状況。
- 4、草地の更新を含めた施肥管理、各牧場の植生状況。
- 5、各牧場の利用率。
- 6、休止している牧場を含めた採草可能な面積。
- 7、通年預託を考えてはどうかを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 田口議員のご質問にお答えいたします。

「町営牧場の運営について」であります。

町営牧場は、幕別町における畜産振興の基盤の確立を図り、もって農業経営の安定に寄与するため、昭和 42 年度に南勢牧場及び共栄牧場、昭和 60 年度に晩成牧場、昭和 61 年度に中当第 1 牧場、平成 15 年度に中当第 2 牧場を設置したところであります。

忠類地域におきましては、近年預託頭数の減少が続きましたことから、集約化による管理コストの削減を図るため、平成 20 年度から中当第 1 牧場を、平成 21 年度から中当第 2 牧場を休止したところであります。

町では、平成 20 年度及び平成 21 年度におきまして、乳量枠の増加に対応するため、畜産緊急支援対策として、乳牛を導入または保留する際の借入資金の利子補給を行う「生乳生産基盤確保支援資金利子補給費補助金」、飼料用トウモロコシの種子購入経費を補助する「自給飼料基盤強化対策事業補助金」などの施策を実施したほか、町営牧場入牧料につきましても「1 頭当たり 1 日 30 円」の減額措置を講じたところであります。

ご質問の 1 点目、「今年を含めた入牧頭数の推移」であります。

本年度を含めた過去 5 カ年の乳用牛、肉用雌牛及び馬の入牧頭数については南勢牧場と、忠類地域につきましては、平成 20 年度は共栄牧場、晩成牧場及び中当第 2 牧場の 3 牧場、21 年度以降は共栄牧場及び晩成牧場の 2 牧場の合計で申し上げます。

初めに、南勢牧場であります。平成 20 年度、471 頭、21 年度、412 頭、22 年度、596 頭、23 年度、465 頭、24 年度は行政報告をいたしましたが、5 月末で 285 頭であります。

忠類地域につきましては、平成 20 年度、581 頭、21 年度、704 頭、22 年度、708 頭、23 年度、679 頭、24 年度は 5 月末で 486 頭であり、3 牧場の総数は平成 20 年度、1,052 頭、21 年度、1,116 頭、22 年度、1,304 頭、23 年度、1,144 頭、平成 24 年度は 771 頭となっておりますが、入牧頭数につきましては、個体管理等の都合により入牧日以降に入牧される場合もあり、本年度におきましては、今後 3 牧場で約 80 頭の入牧が予定されております。

ご質問の 2 点目、「事故・病気の発生状況及びその対応策の解決に向けた取り組み状況」であります。

初めに、平成 23 年度の疾病発生状況につきましては、牛は発生件数の多い順に、趾間腐乱 71 件、ピンクアイ 27 件、流産 9 件、外傷 6 件などの合計 142 件であり、馬はひづめの病気による 1 件でありました。事故牛といたしましては、心不全により突然死したものの 1 頭、他の牛との接触により腰部挫創となり廃用となったものの 1 頭の合わせて 2 頭であります。

事故・病気への対応の取り組みといたしましては、疾病の発生予防のため、入牧予定牛すべてにワクチン接種を義務づけ、本年度は 4 月中旬以降、南勢牧場につきましては牛嫌気性菌 3 種ワクチン、忠類地域 2 牧場におきましては牛 6 種混合ワクチンを接種の上、入牧していただいたところであります。このほかハエ、アブ等の媒介により発生するピンクアイ防止のためのイヤータグを装着し、また、ダニ等により感染するピロプラズマ病等の発生予防のため、駆虫薬を入牧時に 1 回、入牧中に 2

回の塗布を実施することといたしております。

また、入牧牛馬の管理に万全を期するため、一斉入牧前に、「幕別町営牧場管理マニュアル」に基づく牧場従業員の研修を実施しており、特に事故等の発生を予防するため、毎朝の頭検作業における個体の健康状態について、動作反応、採食行動、毛並み、歩行状態などの観察及び確認を徹底し、異常牛馬の早期発見に努めるとともに、発見した場合は、直ちに獣医師及び預託者に連絡をとるよう指示をいたしているところでもあります。

ご質問の３点目、「利用の周知方法及び意見の反映状況」であります。

周知の方法につきましては、例年３月広報誌におきまして「乳・肉用牛の入牧希望」の案内を掲載しているほか、過去２年間に預託実績のある預託者に対しては、入牧案内を個別に郵送しているところでもあります。

また、意見の反映状況につきましては、識見者や関係機関で構成する「町営牧場運営委員会」を開催するなど、当該年度の入牧状況、運営計画及び実績等を報告し、ご意見をいただいているところでもあります。

ご質問の４点目、「草地の更新を含めた施肥管理、各牧場の植生状況」であります。

草地更新につきましては、南勢牧場が平成１１年度に、共栄牧場は平成１６年度に国や道補助を活用し実施しておりますが、晩成牧場は昭和６１年度に更新以降、草地が古くなっておりますので、平成２５年度からの２カ年で全面更新を計画しているところでもあります。

施肥管理につきましては、各牧区の土壌診断を行った上で、必要な要素量を定め、ＪＡ幕別町に委託し、適期に散布をしているところでもあります。各牧場のおおむねの植生につきましては、南勢牧場はオーチャードが主体であり、共栄牧場及び晩成牧場はチモシー、オーチャードの混合であります。

ご質問の５点目、「各牧場の利用率」であります。

南勢牧場の「１日の認容頭数は６５０頭以内」でありますので、これを分母、入牧頭数を分子とした率で、過去５年間の利用率を申し上げますと、平成２０年度は７２．５％、２１年度、６３．４％、２２年度、９１．７％、２３年度、７１．５％、平成２４年度は５月末時点で４３．８％であります。

また、忠類地域につきましては、平成２０年度の３牧場の認容頭数は９５０頭以内であり、２１年度以降は、共栄牧場及び晩成牧場の認容頭数はそれぞれ４００頭以内となっておりますので、合算した８００頭での率を申し上げますと、平成２０年度は６１．２％、２１年度、８８％、２２年度、８８．５％、２３年度、８４．９％、平成２４年度は５月末時点で６０．８％であります。

３牧場合計では、平成２０年度は６５．８％、２１年度は７７％、２２年度、８９．９％、２３年度、７８．９％、平成２４年度は５３．２％であります。

ご質問の６点目、「休止している牧場を含めた採草可能な面積」についてであります。

南勢牧場は、４牧区１１．６ヘクタールにつきまして、採草希望者に生牧草の売り払いを行っており、平成２０年度から休止している中当第１牧場は、９牧区４３．８ヘクタールのうち、傾斜地や湿地などにより機械作業が困難な箇所を除く約３５ヘクタールにおいて希望者を取りまとめた上で、草地の掃除刈りを委託しており、ご質問のありました採草可能面積は、この２牧場の約４６．６ヘクタールであります。

なお、休止中の中当第２牧場につきましては、平成２５年度から２カ年で草地更新を計画しております晩成牧場の代替地としての利用予定がありますことから、牧場機能を維持するため、全体を十勝農協連湧洞牧場に草地管理を委託しているところでもあります。

ご質問の７点目、「通年預託を考えてはどうか」であります。

本町の町営牧場は、５牧場とも「夏季放牧方式」施設として管理運営をしているところであり、通年預託の場合には、牛舎整備のほか冬季間の飼料確保、作業員人件費の増大など、多大なコスト増が見込まれますことから、現状におきまして、通年預託は難しいものと考えております。

以上で、田口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○１２番（田口廣之） どうもありがとうございました。

そこで、入牧頭数の推移からお伺いしたいと思います。

今年度、大きく入牧頭数が落ち込んでいると思います。その原因と、どうしてかということをお伺いしたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 公共牧場の役割につきましては、搾乳をしている方で後継牛をみずから育成していく方、あるいは育成を業としている方で飼料が足りない、あるいはその入れておく器、牛舎が不足するという方が預け入れするといったような状況にあります。そんな中で、町内の主要頭数も二、三年前からしますと1,700頭ぐらい減ってきている状況にあります中、町で行いました自給飼料の対策事業もこれまで平成20年、それと去年から草地の更新などもやらせていただいています。こういった中で飼料の自給率も高まってきたのかなというふうにも思いますし、自分のところである程度買っておこうと、230円払うのであれば買っておこうという方もふえているのかなというような分析はしているところであります。

そんな中で個々に、預託者ごとに見ていきますと、大口の方が幕別、忠類で4戸ほどございます。ここが大きく落ち込んだと、この4戸合わせまして230頭ほど落ち込んでいるのが大きな要因かなというふうに分析をしているところでございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 今、4戸が大きく落ち込んでいるということでしたが、多分、今の畜産系の中で縮小するというか、頭数減らすということは余りしてはいないとは思いますが、何か理由があったか、牧場から聞き取りとか、そういう状況の説明を受けているかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 特に個々の事情、例えば町牧が信用ならんから預けないとか、そういったことはお聞きしておりません。ただ、大口のところはたまたま更新の周期がありますので、そういったことで落ち込んだということは聞いているところであります。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） わかりました。

次、病気の発生状況等対策なのですが、各牧場の臨時職員も含めた人員配置と人数、それと打ち合わせ状況、多分毎日ミーティングとか打ち合わせをやって業務に当たっていると思うのですけれども、どういう状況で打ち合わせ、ミーティングやっているのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 農林課長。

○農林課長（森 範康） 昨年度23年度の体制と本年24年度の体制についてご説明申し上げます。

南勢牧場につきましては、嘱託職員として平成23年度が3名、臨時牧夫が2名。忠類地域につきましては嘱託職員3名、臨時牧夫3名という状況であります。本年度につきましては、南勢牧場が嘱託職員2名、臨時牧夫3名。忠類地域につきましては嘱託職員4名と2名という体制で牧場運営をしております。毎朝出勤時に全員が集まりまして、その日の作業を含めた確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 毎日打ち合わせ、ミーティングしているという状況なのですが、23年度の受精群の妊娠率、どのぐらいの成果が出ているか。妊娠率を調べるということは、各農家に帰ってから鑑定とかそういう確定にはなると思うのですけれども、23年度の発情発見頭数に対する受精回数、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 詳細な資料ちょっと手元にありませんけれども、町内の牧場を平均して、対象牛に対する受胎率というのは、87%ちょっとでございました。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） 平均的なお答えでしたのですが、これはやはり預けている農家、ほとんどではないでしょうけれども、やはり受精に関してはすごく経済的なことが直結しますので、すごく敏感になっているところだと思います。その中で、23 年度の受精群の受胎率を、これから牧場運営委員会あると思うのですけれども、その中で提出資料として町営牧場での受胎率を出していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 田口議員おっしゃるように、非常に預託者にとっては、いかに牧場に預けている間に受胎をするか、妊娠をするかということは重要な事項でございますので、牧場運営委員会に資料を提出した上で、さらなる受胎率向上に向けたご意見を賜りたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） ぜひとも、いい数字を期待していますので、今年も受精群のそういう発情発見等を徹底していただきたいと思います。

次に、利用の周知方法、意見の反映です。

これですね、やっぱり最初に申し上げたとおり、利用率が低下している中で何もしないわけにはいかないと思います。やはり同じ経費をかけて頭数が集まらなくなるということは、非常に事業として効率が悪くなると思います。そんな中、畜産農家へのアンケートを含めた意向調査をしていただきたいことと、利用農家への適正な料金を徴収した上での入牧、下牧の運搬等を含めたサービスというか手助け、そういうことの周知ができないかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 町営牧場につきましては昭和 42 年開設以来、もう畜産農家の間には定着している施設であろうと、預ける必要があれば預けていただけるものだという思いも実はありますけれども、やはり今おっしゃったように、預託頭数を多くすることが収支のバランスをとることでもありますので、今後は農協の協力も得ながら、十分牧場について周知をして、預託頭数増に向けた取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

それと、アンケートにつきましては、今、忠類地域においては隔年で実施している実態があります。これ全町的に広げて、できる限りそういった意見を踏まえた中で、それをもとに、また牧場運営委員会の中で、牧場のあり方についてよりよい方向を見出してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） 少しでもやっぱり利用率を上げるため努力していただきたいと思います。

次、利用率のことです。とりあえず面積に対する頭数とか、いろんな利用率のはかり方あると思います。そんな中で、3 牧場ある中で、やはり入牧時期が結構長いスパンで入牧されているようなのですけれども、もう少し入牧時期を早めたらどうかと思います。それはやっぱり草の伸びとか、そういうこともあるのですけれども、伸び過ぎたところに放すということにもなりかねないので、下牧をおくらせたり、入牧を早めたりということで利用率を高めたらどうかと思いますけれども、どうですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 入牧については、例年 5 月の下旬ということでやっておりますけれども、実はこれ一つ理由がありまして、肥料を散布しておりまして、ある程度肥料の残留ということを考えまして 3 週間程度は置かなければならないという事情があつて、どうしても 5 月下旬にならざるを得ないということになってはいるのですけれども、やはり草が伸びると牛も今度食べづらい、牛はあごをつけて地上 1、2 センチのところの草を食べるのが一番効率がいいというふうにも言われておりますので、なるべく草が伸びないうちに入牧ができるよう、肥料の散布方法の工夫も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） 牧区を区切ってもいるようですので、その辺工夫していただいて、春少しでも早

く入牧を始めていただきたいと思います。

次、休止している牧場を含めた採草可能な面積、この中で湧洞牧場に草地管理を委託しているという答弁だったのですが、どのような内容で委託管理をされているか答弁をお願いします。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 中当第2牧場につきましては、十勝農協連の湧洞牧場のほうに草地の管理を委託しているところですが、これは町長の答弁にもございましたように、晩成牧場については、平成25年、26年の2カ年で全面的な草地更新を予定しております。その年の預託数の状況にもよりますが、代替地としての利用が予定されておりますから、牧場の機能を生かしたいということで、全体を牧場の機能を生かすような形で湧洞の牧場のほうに委託しているところです。

委託の使用料の積算に当たりましては、行政財産の目的外使用に準じまして、土地の評価をもって土地の使用料として計算したところでありまして、平成24年度の契約金額としては19万2,600円という金額で10月31日まで管理をいただいている内容でございます。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 委託料もらっているということなのですが、面積はどのぐらいになってますか。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 採草可能な牧区としては5牧区、31.44ヘクタール、その他の斜面、湿地帯の8牧区、39.38ですので、おおよそ70ヘクタールの牧場面積となっております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 全面70ヘクタール採草に使っているということですか。

○議長（古川 稔） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 湧洞牧場としては、この牧場に湧洞牧場として預託を受けた牛、おおよそ150頭を放牧して使用しております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） 何か、まあ配布牛がいて、何かほかの牧場に運営して、またそこにも何か牛が入っているという、ちょっとどうなっているのかなという感じはしますけれども、できればこれ町内の農業者の中で使いたいというか、利用の周知はされているのですか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 湧洞牧場全体で、今申し上げましたように70ヘクタール、そのうち草地在31ヘクタールということですね。その全体をまず管理をしなければならないということがありまして、全体的に管理できるとなれば、草を刈るというよりは放牧してもらって、全体をそういう中で管理してもらうことがよかろうということで、まずは26年度までそういう形で草地を維持して、27年度からは晩成牧場の草地在が使えるようになりますので、その際に牧場全体の使用のあり方も含めて、どういった使い方ができるのか、地域に採草させてあげることができるのか、あるいは牧場をさらに整理統合することが可能なのかといったことも含めて、検討したいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12番（田口廣之） ぜひとも、町内の農業者の利用を含めた利用方法を検討していただきたいと思います。

あと、通年預託の考え方です。

夏期放牧方式という施設で管理運営されているということですが、育成農家の方で冬期間預託をされている農業者の方、何件か町内にいると聞いております。そんな中で、夏だけの預託では農家労働は軽減することはできないのではないかと。先ほど草地更新等でえさがあるからというような答弁ではありましたが、それでもやっぱりえさとか労働力のことを考えると、冬期も預託、育成、外部に委託した方がいいという方がおられる中で、下牧の前に、そういう方法もあるというか、まあビジネスのほうに入っていくかもしれないかもしれませんが、やはり労働力不足の牧場の方にJA等を

通して預託の話ができないかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 畜産、酪農農家からは、冬期間も預託をしてほしいという要望があることは十分私どもも承知をしているところでございます。そんな中で、町が冬期間も預託をするということになりますと、まずは町長の答弁でもお答えしましたように、施設整備が相当程度のお金がかかる。試算によりますと、300 頭程度の施設を整備するにしても 1 億 2,000 万円ほどの建設費がかかる。さらにはランニングコストなのですが、これ特に飼料がありませんで、飼料を調達してこななければならないということが一番大きな問題でございます。

そう考えますと、今、町営牧場おおむね年間 2,000 万円弱の赤字の中に、それに加えて冬季分で 1,000 万円弱のさらなる一般財源の持ち出しということが生じてまいりますので、非常に難しいのかなと。そんな中で、いかに預託者の希望をかなえていくことができるのだろうというふうに考えたときに、やはりこれは一つの町あるいは一つの農協が、冬期も含めた預託をするというのはなかなか財政的には難しいということがありまして、現に十勝農協連では、湧洞で 1,200 頭規模の冬期預託もされておりますので、そういったところの協力を得ながら、広域的な取り組みができないかということで農協連ともお話をさせていただいておりますので、引き続きそういった方法を探ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 田口議員。

○12 番（田口廣之） わかりました。

やはり労働力を含めた中で、今の畜産農家の現状を踏まえて牧場運営していただきたいのと、やはり幕別町にも立派な牧場があるということを新規就農者含めて、魅力ある町だなということをアピールできるように管理・運営していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、田口廣之議員の質問を終わります。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島知恵議員。

○5 番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

大雨や融雪に伴う防水対策や被害等について。

ことは、春から爆弾低気圧が発達するなど、激しい気象変動が全国各地で見られたが、温暖化が進行することによって、このような異常気象の数が増加し、強さも増す可能性が指摘されている。そうした中であって、気象庁は、大型連休の後半がスタートした 5 月 3 日から 4 日にかけて、東北と北海道の太平洋側を中心に大雨と融雪が一気に進むおそれがあるとして、土砂災害や河川の増水、冠水などに警戒するよう呼びかけた。結局多くの地点で、5 月の観測史上最も多い降水量を記録し、大きな被害をもたらした。

また、5 月 13 日には、増水した途別川で遊んでいた町内の 5 歳児が亡くなるという痛ましい水難事故も発生している。

今回の気候変動による災害を一過性の局所的な天災と見ず、被害を最小限に食い止め、警戒心を忘れないための機会にするためにも、防災・水害対策のあり方についてお伺いする。

1、この 5 月の大雨、融雪、増水による町内の被害状況は。

2、糠内地区糠内川付近の住民は、水害、浸水の恐怖感を覚えたとお聞きしているが、その状況と対応は。

3、低地である札内南地区の途別川沿いは、過去に浸水被害が発生したと承知をしている。その後の防災対策や危機管理の整備状況について。

4、大雨の影響で河川敷パークゴルフ場サーモンコースが水没し、利用者に不便をかけている。再開のめどや被害額、今後の管理のあり方などについて。

5、今回の水難事故に対する事故原因の分析、今後の安全対策、危険箇所の確認と家庭や教育現場

での指導など、事故の未然防止に向けた取り組みは。

2点目の質問ですが、原発の再稼働と夏の節電対策や代替エネルギーについて。

日本の電力供給の3割を占めていた原発は、泊原発3号機が定期検査に入り、国内の原発50基すべての運転がとまった。政府はすべての原発が稼働しないことを前提に、この夏の電力供給対策を決めた。その内容は、沖縄を除く全国で節電を求めるというものである。具体的には、今夏の道内における節電目標値を2010年比7%とした。さらに需給が厳しい関西、四国、九州、北海道4社には、計画停電も準備するというものである。

電力不足は国民生活や経済活動にさまざまな制約をもたらす。そうした状況を避けようと、なりふり構わず原発再稼働にこだわり、後手に回った政府の責任は重いものと思われる。ともあれ、この夏の電力不足は再生可能エネルギーなど代替電源を増強し、代替エネルギーへの転換普及に向けて、官民が本腰を入れてエネルギー革命に取り組み、将来のエネルギー問題を解決していく必要がある。

以下、何点か伺います。

1、節電対策と住民への啓蒙、大規模停電時の対応策について。

2、泊原発の再稼働や廃炉に対する所見を。

3、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が7月から導入されるが、太陽光発電の企業進出、誘致と個人設置の進捗状況は。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「大雨や融雪に伴う防水対策や被害等について」であります。

さきの行政報告の中でもお話をさせていただきましたが、このたびの大雨は5月3日から降り始め5日の明け方まで続き、道内各地を初め、十勝管内においてもJR根室線が運休になるなど、交通網が寸断されるとともに、基幹産業である農業にも大きな被害が発生したところであります。

町では、4日午前10時30分に町防災計画に基づき「第2次警戒体制」、いわゆる災害対策本部関係職員の自宅待機を指示するとともに、民生部、建設部、忠類総合支所の担当職員が出勤し、危険箇所等の警戒並びに状況把握に当たったところであります。

ご質問の1点目、「5月の大雨、増水による町内の被害状況について」であります。

本町におきましても、累加雨量といたしましては、五位で167ミリメートル、忠類上当で226ミリメートルに達し、住宅への被害では、忠類地域で床下浸水が1戸あり、排水ポンプによる排水作業を実施したところであります。

農業被害といたしましては、町内各農協を通じて確認をいたしましたところ、畑の停滞水が、小麦9.24ヘクタール、てん菜9.1ヘクタール、バレイショ6.35ヘクタール、野菜1ヘクタール、合計で25.69ヘクタール。

また、表土流失といたしまして、てん菜1.4ヘクタール、バレイショ0.7ヘクタール、食用ユリ根0.33ヘクタールの合計で2.43ヘクタール、合わせて全体の被害面積は28.12ヘクタールに及びました。

次に、町道など土木関係であります。71カ所での路肩の崩壊などがあり、農業施設では、明渠排水6カ所に被害が発生するなど、これらによる被害総額は2,793万円になるものと見込んでおり、今議会に関係予算を提案させていただいたところであります。

ご質問の2点目、「糠内川付近の状況と対応について」であります。

糠内川は、1級河川十勝川水系猿別川の支流河川で、駒島・弘和方面までの広い範囲を流域といたしますことから、大雨時には流域から排出される雨水が一気に流入して、水位が急に上昇し激しい流れになるという特徴を持つ河川であります。

このたびの5月3日から4日にかけての大雨により、糠内川の水位は糠内市街の万代橋の警戒ラインの約50センチメートル下まで達し、市街地にある樋門で糠内川からの逆流が確認されたため、4日午後4時10分に樋門を閉鎖し排水ポンプを作動させましたが、その後、徐々に水位が低下したため、

午後 9 時 50 分に樋門を開放し排水ポンプを停止しており、特に被害は発生いたしませんでした。

水害対応につきましては、地域並びに行政も日ごろから心がけているところではありますが、大雨被害が懸念される気象状況時におきましては、公区長や消防第 3 分団などの地域の方々や消防職員などが参集し、糠内出張所、町民課との連絡・連携を図りながら現地において警戒体制をとっているところでもあります。

ご質問の 3 点目、「札内南地区の防災対策や危機管理の整備状況について」であります。

札内鉄南地区の雨水は、十勝川流域関連公共下水道事業計画に基づく雨水整備事業として整備を行い、泉町にあります吐月樋門とみずほ町にあります吐月排水樋門から途別川に排水いたしておりますが、台風などの大雨増水時には途別川からの逆流を防ぐため、樋門の閉鎖が行われ、泉町東、あかしや、みずほ町にかけての途別川に隣接する地区では、過去においては内水はらんらんに伴う浸水被害が繰り返し発生しておりました。

平成 12 年 4 月の降雨時には避難勧告を発令するほどの浸水被害が起きたことから、浸水被害の軽減と住民不安の解消のための抜本的対策といたしまして、平成 13 年度に強制排水を行えるよう泉町雨水排水ポンプ所及びみずほ町雨水排水ポンプ所を設置したところでもあります。

このたびの 5 月の大雨を含めまして、これまで、みずほ町排水ポンプ所は 10 回、泉町排水ポンプ所は 3 回の稼働をいたしておりますが、設置以降一度も浸水被害が発生していない状況から、十分な機能があるものと考えております。

ご質問の 4 点目、「パークゴルフ場のサーモンコースについて」であります。

サーモンコースは、昭和 62 年に町内初のパークゴルフ専用コースとして、河川敷地の占用許可を国から受けて造成いたしました。同コースは河川の高水敷であり、平常時には公園やグラウンドとして利用できるものの、大きな洪水のときには河川として水につかってしまう性質があります。

5 月 4 日の降雨では糠内観測所で 24 時間に 160 ミリメートルの降雨がありましたことから、4 日の午後 3 時ごろから翌 5 日の午前 3 時ごろにかけてサーモンコースが冠水しており、被災状況としては、コース上に土砂が堆積したことによる芝生の損傷、すべてのバンカーに土砂が堆積し、止若橋の下の人工芝が流失するなどの被害で、被災総額はおよそ 80 万円でありました。

パークゴルフコースは 5 月 26 日から再開したところではありますが、猿別川には洪水を調整するダム等もないことから、上流域の雨量によっては高水敷まで水位が上がり冠水しやすい状況にあります。

町といたしましては、これまでも猿別川の猿別水門より下流に堆積した土砂の除去を国に要望しており、昨年春には、河道が狭くなっている部分の土砂の除去を実施していただいたところではありますが、合流する十勝川の断面が小さくなっていることから、根本的な解決には至っていない状況にあります。

現在、十勝川の河道掘削整備も順次進められておりますので、この整備が猿別川の合流点まで到達いたしますと、猿別川の水位上昇も緩和されるものと考えておりますので、引き続き要望してまいりたいと考えております。

ご質問の 5 点目、「水難事故に対する事故原因の分析等について」であります。

初めに、このたびの痛ましい「事故の原因分析」についてであります。自宅の目の前に途別川があり、ふだんは一人で川に行くことがなかったのに、当日は一人で遊びに行ったこと、また、雨や雪解け水の影響で増水し、流れも速かったことが事故原因と考えられるところでもあります。

次に、「今後の安全対策」についてであります。川岸のすべてに柵を張りめぐらすことは現実的に困難であり、また、川辺には豊かな自然があり、子供の情操教育には大切な場所でもありますことから、保護者や大人の同伴なしでは近づかないという「危険に対する認識」を育てることが必要と考えております。

町といたしましても、事故の後、河川管理者である北海道と連携を図り、各保育所、学校を通じて注意喚起の文書を配布し、注意を呼びかけたところでもあります。

また、「危険箇所の確認と家庭や教育現場での指導」についてであります。今回の事故を踏まえ

まして、教育委員会においては、直ちに各学校に対しまして、「児童生徒等への安全指導の徹底について」の通知を発出し、「交通事故や水難事故などに遭遇する可能性があることを十分認識し、身近なところであっても油断することなく、慎重に行動すること」など、意識啓発や注意喚起など指導の徹底に努めるよう要請をいたし、各学校におきましては、担任を通じての指導や学校だより、学級だよりを通じて児童生徒や保護者に注意喚起をいたしたところであるとお聞きいたしております。

次に、「原発の再稼働と夏の節電対策や代替エネルギーについて」であります。

ご質問にありますように、今年の3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故以来、原子力発電に対する安全性が問われ、現在、国内の原発はすべてが稼働停止状態にあります。

このことから、この夏の電力供給が非常に厳しい状況にあることが、5月10日、国の電力需給検証委員会で示され、14日に開かれた国の「エネルギー・環境会議」において、北海道は7%の節電目標が決定されたものであります。

先ほども申し上げましたが、本町に対しましても、5月25日に北海道電力から、30日には十勝総合振興局から、今夏における北海道の電力供給見通しや国が示した節電方針とその対策について、情報を共有し、全道が一体となった節電の取り組みを推進することなどが要請あったところであります。

ご質問の1点目、「節電対策と住民への啓蒙、大規模停電時の対応策について」であります。

節電に対する要請内容といたしましては、お盆期間を除く7月23日から9月7日までの平日の9時から20時までの間と9月10日から14日までの17時から20時までの間で、一昨年と比較して7%以上の節電に協力をしていただきたいとのことであります。

また、これらの要請については、一般家庭と事業者に対しては、北海道電力が対応し、町は公共施設を中心に、計画を策定し節電に取り組むことが求められております。

今後、町といたしましても町広報誌において町民の皆さんに、公共施設の節電計画をお示しするとともに、一般家庭での節電の協力を呼びかける考えであります。

大規模停電時の対応策についてであります。国は「計画停電はしないことを原則としている」と説明しておりますが、北海道電力では「万一に備えて6月中に区割りスケジュールを発表する」としております。

電力需要が増し、供給に余裕のない状態が続きますと、電気の周波数が低下し、発電所の運転が不安定となり送電を自動停止してしまう、すなわち突発的な大規模停電が起こり得ることから、電力不足が差し迫った場合には、「計画停電」の可能性もあるとしております。この際には、区域、時間帯を事前通告した上で、停電を行い、大規模停電による混乱を防ぎたいとのことでありますが、いずれにいたしましても、大規模停電に至らぬよう一般家庭と事業者が7%の節電に対応していくことが、必要であろうと考えております。

ご質問の2点目、「泊原発の再稼働や廃炉に対する所見について」であります。

原発の再稼働や廃炉につきましては、国全体のエネルギー政策によるものでありまして、現在も国の「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」におきまして議論されております。

この議論を見ましても、2030年時点での電源別の選択肢につきまして、原子力発電依存割合をゼロから35%を示し議論を行っておりますが、その方向性を絞り切れずにいる状況であります。このようなことから、私といたしましては、考えをお話することは差し控えていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目、「太陽光発電の企業進出と個人設置の進捗状況について」であります。

初めに、太陽光発電の企業進出の状況についてであります。本町では、土地開発公社が所有する工業団地を町ホームページや北海道を通じて太陽光発電事業者にご案内しているところでありますが、現在のところ、2法人と1個人から立地のお話をいただいているところであり、このうち1法人につきましては、土地賃貸借契約書の内容を詰めている段階にあり、合意が整い次第、契約締結の運びとなる状況にあります。

このほか、民有地におきましても、メガソーラーが立地に向けた用地交渉が行われているとの情報を得ているところであります。

次に、個人設置の太陽光発電についてであります。先ほども申し上げましたが、町の補助制度による設置が平成23年度末で93件、それ以外で68件の設置を確認いたしており、個人住宅の合計は、平成23年度末で161戸となっております。

以上で、小島議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中ではありますが、この際、14時5分まで休憩いたします。

13:55 休憩

14:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小島議員。

○5番（小島智恵） 質問の1点目、2点目につきましては、既に町長のほうから行政報告で述べられた部分もございますし、2点目については前川議員の質問と重なる部分があるかもしれませんが、できるだけ重複しないように気をつけて質問したいと思います。

1点目ですが、今回、ゴールデンウィーク中に起きた大雨、そして冬場に降った大雪が一気に解けたということも相まって、増水しやすく被害が出やすい状況だったのではないかというふうに思っております。

2点目の糠内地区ですが、実際に被害は幸いなかったのですけれども、万代橋のところに焦点を当てたいのですけれども、今回、増水が激しかったようで、対応に追われたことと思いますけれども、ゴールデンウィーク中、休日中ということでしたので、初動体制や一連の対応に問題はなかったのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 警戒態勢でございますけれども、私ども町民課のほうは朝の8時半ぐらいから詰めておりまして、雨量の推移などはずっと見守っております。また、糠内の出張所長のほうとも連絡をとりまして、糠内の消防なども、もう2時には現場のほうに行っておりまして、地域住民の人たちとの協議を重ねていたと。初動体制については、特に問題はなかったというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

排水ポンプですけれども、1機あるというふうに聞いております。その排水ポンプですが、手動でホースを出す作業が必要であるということですので、過去にはその増水した水がちょうど万代橋の東側の道路にまで、低地であるものですから、流れ出たというふうなことを住民から聞いております。排水ポンプ1機で今後とも十分に対応できるのか、またはポンプをふやす必要等はないのか、伺います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 現在、取りついておりますのは、平成8年に取りつけたものでございますけれども、大きな出力を持っておりまして、また、それで足りない部分が生じたときは新たにポンプを調節できるというような状況になっておりますので、常に水位、内水の状況などを見ながら対応をしているところでございますので、十分対応はできているものと考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） その万代橋の東側には警察、郵便局、A コーポや給油所など、特に生活に直接かわってくる建物があるということもありますので、今後とも浸水被害など起こさないよう努めていただきたいと思いますし、また、万代橋が増水で危険なため通れなくなったりとなると、かなり大き

く迂回しなければならないということもありますので、あの地域住民の生活がどうなってゆくのかという、その視点も考えながら、今後とも十分に取組んでいただきたいと思います。

3点目の札内南地区の途別川についてですけれども、過去に甚大な浸水被害があり、その後、排水ポンプ施設をつくってからは被害は起きていなく、今回も被害がなかったというふうに答弁にございました。

ここも排水ポンプが2機ありまして、常設ということですが、水位が上がると自動的に稼働して排水するようになっているというふうにお聞きしております。これもゴールデンウィーク中ということもありまして、自動的に稼働するというものではありませんけれども、機械任せではなく、きちんと現場に逐一足を運んで状況把握に努めたのか、この点についてお伺いします。

○議長（古川 稔） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） このたびのみずほ町雨水排水ポンプ所及び泉町の雨水排水ポンプ所でございますけれども、これについては、みずほ町につきましては朝9時45分からゲートが閉まりまして、稼働体制に入ったという形になっておりまして、泉町については同じく12時45分からゲートが閉まりまして、稼働体制になっておりまして、これについては、まず委託業者のほうが現地に行って、稼働中はすべて対応することになっております。それ以外に町のほうにも同様の電話連絡がありまして、それは機械による電話連絡ですが、それに対する対応も一緒にいたしております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ポンプの故障など起こらないとも言えないことですし、あと最近は局所的な爆弾低気圧によっては気象庁のレーダーに映らなかったりもあるわけですから、現場を実際に見ないとわからないこともあると思いますので、今後とも現場に足を運ぶ、その体制は徹底していただきたいと思います。

また、設備的には現状のポンプ2機で被害がないように対応できるというふうなご答弁がございました。保守点検についてはしっかり行われているのか、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） これにつきましても、年間でございますけれども、維持管理に委託をいたしております。両方のポンプ所についても維持管理をいたしておりますので、常に運転ができる状況にはなっております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 問題ないということですが、泉町の住民の方から、この地域の森林の伐採などで自然が失われていって、河川が増水しやすく被害が出やすいのではないかなという話を聞いたわけなのですが、森林の保全の観点で増水を防ぐ、被害を防ぐ、それについては町の考え何かございましたらお願いします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 山林につきましては、それぞれの所有者の方が森林施業計画に基づいて造林をし、そして伐採をし、さらにまた植林をするということの繰り返しをしているところでありまして、伐採はしたけれども放置をしたままだということについては、町、振興局ともに連携しながら造林を進めている状況でありまして、裸の山が放置されるということのないように引き続き町としても取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 4点目のパークゴルフ場のサーモンコースについてですけれども、今回、被害があったのはそのサーモンコースのみで、ほかのパークゴルフ場には被害はなかったというふうに聞いているわけではありますが、今回の被災総額約80万円ということですが、今回の議案書のほうには計上されていなかったわけですが、後日計上されると思うのですが、どういった項目に入ってくるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 議案書の災害復旧工事費の中に含まれておりまして、明野ヶ丘公園ほか1公園ということで計上してございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 明野ヶ丘公園のほうに一緒に入れているということですが、過去にもこういった浸水とか冠水被害起きていたと思います。過去には数百万円かかった時期、聞くところによると五、六百万円かかったというふうに聞いたわけなのですが、やはり税金がかかって無駄な経費がかかるということもありますし、利用者の方にも使用できず迷惑をかけるということもあります。

今回の答弁の中では土砂の除去を国に要請したり、実際に実施されているけれども解決に至っていない状況で、引き続き要請していくということですが、今後、十勝川の掘削整備進められているので、今後、その猿別川の水位上昇も抑えられるというような考えを持っているようですけれども、本当にその被害が出ないというふうに見てよいのか、また、ここのサーモンコースパークゴルフ場は今後とも維持していく方向性で考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 河川敷の敷地内に当町パークゴルフ場と、それから札内川のゴルフ場を持っているわけですが、河川敷という性格上、やはり大雨の程度によっては浸水するということを見込んで設計をしている部分がございます。ですから、例えば常設物、構築物ですね、そういったものは設置できない、そういった状況もあって、あくまでも河川の敷地内ですから、川のはんらんは堤防でとめるという考え方に立っていますので、どうしても場合によっては大雨によって浸水することもあり得るということを想定しながら利用をさせていただいているところでもあります。

ただ、常時氾濫しているわけではありませんから、当然、河川敷地内の有効利用、これを町民に開放して利用していただくということを目的にやっているわけです。おっしゃられるとおり、被害があったときには復旧費用として多額の金額がかかる場合もございますけれども、そういったことも念頭に入れてという言い方はおかしいかもしれませんが、ある程度の想定の中で、この河川敷地の有効利用のために使わせていただいているということもございます。

十勝川の掘削作業につきましては、現在、豊頃、茂岩橋ぐらいまできていますというふう聞いています。この後、ずっと上流まで上がってきますので、それによって水の流れはかなり軽減されるというふうに考えています。

ただ、これはあくまでも雨の状況によってどんな状態になるかわからないという場合もありますし、あるいはダム、放流によっても、一気に河川が増水するということも可能性としてありますので、あくまでも河川敷地内については、浸水被害が起これないということは言い切れないというふうに考えているところでもあります。どうかその点をご理解いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） その災害復旧費、毎度、毎度かかるというのもちょっといかがなものかというふうに考えると、あるところでもありますけれども、次の5点目の質問に移りたいと思います。

今回のその水難事故ですが、3点目に挙げた札内南地区の途別川沿いが現場に当たるかと思えます。幼い子供の命が失われ本当に痛ましい事故でありました。

十勝管内で見ると2009年、11年と、立て続けに水難事故が起きている状況でありまして、何とか食い止めたい、そんな気持ちであります。

新聞報道の方では河川管理者が道ということで、安全対策について協議したいというふうなコメントが載っていましたが、その後、何か対策について進展があったのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 事故がありまして、すぐ河川管理者の方から、お話はありました。

具体的な対応策ということではなくて、注意喚起を呼びかけることについての要請があったというところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） ご答弁の中に柵を張りめぐらすことは現実的に困難というふうにおっしゃられていましたけども、例えば危険を知らせる看板の設置だとか、それだけでは100%防げないわけなのですけども、町として何かこの安全対策を考えていないのか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 河川の危険性をいかにして小さな子供に認識をしていただくか、これが大事なことだろうというふうに考えているところであります。ですから、今般、保育所あるいは幼稚園、学校を通じて、子供たちに向けて、あわせて保護者に向けても、河川という場所が危険性をはらんだ場所であるということの認識を今回再確認していただこうという意味で、そういった意味の連絡会議等も行われているわけであります。

有効な安全対策、例えば全くそこに近づけなくしてしまうのが一番安全ではあるのですが、それでは川という、生態系を含めた自然条件の中で生活をしていく上には必要なものではあるわけですから、そこがいかに危険性をはらんでいるのかという、そういった認識を家庭、家族、保護者ともども、考えていく機会にしたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） やはりその危険性をきちんと子供たちに理解していただく、その体制は必要だと思います。地域で子供を守る体制も大事だと思ひまして、公区の自主防災組織ですけれども、札内南地区でいうと、あかしや、泉町、文京、みずほなど挙げられると思うのですけれども、きちんとその自主防災組織は備わっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 自主防災組織につきましては、あかしや南の1とか、南の2など、みずほ町だとかにはできております。ただ、自主防災組織と今回の水難の部分とはなかなかリンクしない組織づくりになっていますので、私どものほうとしては、各公区長さんを通して注意を喚起していくというようなことをお願いしているところでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 余りそのリンクしないということでしたけれども、保護者もちろんのこと、やはり地域で子供の安全を守っていく体制を、私はその体制は大事なというふうに感じております。

川の危険性に対しては、その認識を高めるために学校等で現在指導に当たっているかと思ひますけれども、町内には川に至るところにあるわけですし、子供たちにもっと川の危険性を知ってもらう必要はあると思ひます。

それで、具体的に体験を通して川の危険を知るなど、そういった体験を通しての何か学校教育の活動をやられているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 学校を通しての水難事故の啓蒙と言ひましようか、対応のことというふうにとらえておりますが、例えば学校プールを使いまして、特にプールの使用時期が終わりに近づいたときにはよく服を着たまま、よく着衣と言ひましようか、着衣のままにプールの中に入って、服を着たときの体の動かし方が非常にふだんと、海水パンツとは全然違うと言ひましようか、そういうような経験をしていただくですとか、あるいはおぼれないための指導というのは、これは特に小学校を中心に今やっているとあります。

具体的に一例を申しますと、ある町内の学校におきましては、6月ぐらいからは屋外での活動が活発になるという時期もありますから、この時期をとらえまして、実際に近くの川に行きまして、川の様子、さらには水流の深さだとか、危険性だとか、そういうことも指導するというようなこともやっております。さらには夏休みが近づきますと、私どもも教育委員会も学校を通してそういうことの指導をするわけですが、それを受けまして学校でもキャンプですとか、川遊び、そういうことに対する指導というのも徹底をしているところでございます。そういうようなことの中で対応しているというのが現状にあります。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 水難事故がこれ以上起きないように、できる限りのこと取り組んでいただきたいと思います。

2点目の質問になりますけれども、節電7%以上の要請がかかっているということで、ご家庭では余計な電気を消したり、例えば冷蔵庫の設定を強から弱に変えたりとか、何とかできそうな部分あるのかなという気持ちになれると思うのですけれども、その一方で、電気が必要となる農工商すべての経済活動におきまして、かなり今回、影響あると思っております。

特に節電が難しいと言われているのが、既にご承知だと思いますけれども、農業だと思います。特に酪農が、もともと電気で動いているものがほとんどということもありまして、例えば搾乳機、バルククーラー、牛は暑さに弱いということもあり、暑さ対策で扇風機とかかける頻度があるということで、やれることとしては照明を減らすことぐらいしかできないというふうなことを酪農家の方は言っておりました。節電といっても、かなりの限界があるのではないかと感じております。

また、ちょうど節電要請がかかっている7月下旬あたりから、小麦の乾燥施設では24時間フル稼働しなければならないですし、冷蔵倉庫では冷やすのに電気が必要になってくるわけでありまして。基幹産業、農業なわけですから、農業分野は節電7%はかなり難しいでしょうし、ましては計画停電を今やろうと、やるかどうかはわかりませんが、やるかもしれない、そんな状況でかなり無理がある。本当に計画停電が起こったら死活問題に発展するかもしれないということで、きちんと基幹産業、農業なわけですから、北電や国、道に対して、きちんと町から声を上げていくべきだと考えておりますが、これについてはどう思いますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、農業にかかわっては大変重要な問題であるということで、先般の新聞報道にもありましたけれども、中央会あたりでも当然のことながら、今おっしゃられたように酪農、畜産、さらには小麦の時期を迎えるというようなことで、できないものはこれ当然できないということで進まざるを得ないのだろーと思ひますし、我々も当然そういう立場の中で一緒になって行動をとっていきたいというふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 地元の声をきちんと上げていく姿勢、持ち続けていただきたいと思います。

それで、泊原発3基とまっているわけですが、現在、水力、火力発電で賄っている状況かと思ひます。火力発電、今フル稼働しているかと思うのですけれども、化石燃料を調達しなければいけない、輸入に頼っていて心配があるということもありますし、余り火力発電に頼ると、今後、大気汚染やCO₂の増加など、そういった空気の汚染も心配される。また、火力発電のほとんどが老朽化が進んでいるようで、直近では苫東厚真の火力発電所が実際に海水漏れのトラブルが起こるなど、かなりトラブルが目立ってきております。本当に電力需給が大丈夫なのか心配なところでもあります。

計画停電についてですけれども、仮に行うとしましたら、昨年、東電で実施した話であります、さきのご質問でご答弁にありましたけれども、信号機が消えて交通死亡事故が起きていたり、医療機器が使えなくなったり、工場が生産できなく、かなり混乱したというような状況であったと新聞報道に書かれてありました。命に直結する、そういった病院、診療所などの医療機関、もしくは老人ホームでは自家発電機など、そういったものを備えているのか、また何時間程度もつのか、もしおわかりでしたら教えていただければと思ひます。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町内には老人ホームが1カ所ございます。こちらのほうにつきましては、非常用の発電機を有していると。非常用の発電機と申しますのは、非常灯の点灯、そういったようなところだけ対応できるような内容でありまして、それも2時間ぐらいのところはもつだろうというふうな状況でございます。

もう一つ、老健施設が1カ所ありますけれども、ここも同じような非常用の発電機しか持っていないということでございます。

病院につきましては、1カ所ありますけれども、ここは発電機が16時間作動する形になっておりまして、非常用の電灯と、それから人工呼吸器、こういった緊急装置についての稼働については対応できるという話は聞いております。16時間経ちますと、燃料が切れますと、燃料を補給すれば、さらに使えるという話は聞いております。

北電のほうとも、この間お話をしたところですが、計画停電、東京のような全域が真っ暗になるというような形ではなくて、変圧器などの操作によって、そういう生命にかかわるようなところについては、何とか電気が通じるような形、こういったことも今検討しているということで、今月末までに、そういったようなところについての対応なども示していただけるのではないかなというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） あと、その給食センターにおきましては、自家発電機備えていないということで、すけれども、何か支障が出る可能性はないのか、また支障が出てしまった場合、どう対応を考えているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 公共施設につきましては、特に外部の公共施設においてはほとんど自家発電がないという状況にあるかと思えます。ですから、これまでの経験値の中では、もちろんこういうような計画停電というようなことの認識もなかったわけですが、当初から設置したときには、そういうようなことも含めて発電機を設置したということでございせん。ですから、今、計画停電が、その昼間の時間帯になってしまうと、私どもばかりではなくて、しかも給食センターばかりではなくて、いろいろなところに支障が出てまいります。もちろん私どもの給食センターも同じようなことにはなろうかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 今回の泊原発3号機、とめている状態ですけれども、今まで原発に頼ってきた分、代替エネルギー確立がされていない状況でありまして、これから代替エネルギーへちょうど転換を図ろうとしている過渡期ではないかというふうに考えております。

国にはもう少し段階的に行っていただきたいという気持ちもあるのですが、やはり代替エネルギーが確立するまでの間、ある程度の原発稼働というのにも必要になってくるのではないかと、これはあくまで私の考え、心構えではありますが、仮に今年の夏、乗り越えられたとします。しかしながら、その次は北海道では厳しい寒さが待っているわけですが、暖房等で電気の需要、夏よりも高まることが予想されます。万が一はそのエネルギー供給が安定的に行われなければ、本当に生命にかかわる問題になってくるわけですが、冬に向けて全道一丸となって取り組むということですが、町が今考えていること、北海道の冬を乗り越えるために考えていることがありましたら、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 先般の十勝の総合振興局の会議でも、やはり夏の電力不足よりは、北海道としては冬の電力がどうなるのだろうかということが一番気になっているところであります。

北電及び経済産業省の職員の説明によりますと足りない、間違いなく足りない、例年に比べて間違いなく足りないのははっきりしています。ただ、これを補うためにどのような努力をするのか、それとさらに節電対策を求めるのか、そういったことは一切まだ決まっていないと。この夏の7%の節電対策をとりあえず乗り切るのが先決問題であると。さらに原発の再稼働についても、これはあくまでもやるともやらないとも言えないと言っているところであります。

こんな状況でありますので、今、町が冬に向けての節電といいますか、エネルギーをどうするかということに、当然まだ国も発表していないし、町がどうこうという段階ではないですね。あくまでも、

ですから今は国なり北電なり道なりの動向を注視していこうという段階であるというふうに認識をしているところであります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） 3点目の太陽光発電の方に移りたいと思いますが、ご家庭での関心も高いということで大変普及しているような状況であるというふうに思っております。企業誘致にも成功しているようですし、大変ありがたいことだなというふうに思っております。

ただ、まだ太陽光発電と言いましても発電効率が悪かったり、曇りや雨、夜には発電ができなかったりすると。ご家庭の電力を賄う程度は可能だけれども、企業や工場などの規模が大きくなるとなかなか賄うのは難しいという状況ではなかろうかと考えているところであります。

本町では日照時間が長いという利点があるのですけれども、太陽光メガソーラーの適地としてなっておりますが、ほかに再生可能エネルギー、代替エネルギーとしてなり得るものを町として何か考えていることがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるいわゆるバイオ関係もそうですし、風力はちょっと我が町ではないのかなというふうに思っていますけれども、これは我が町のみならず十勝全体でもいろいろなことが今考えられておりますけれども、いずれもまだ具体的にはなかったものはありません。もちろんバイオプラントで、先ほど言いましたように鹿追町がやっている、今、大樹町で新たな計画がある、そういったことが今これから進んで行くのでしょうかけれども、それ以外となりますと今の状況では考えられるものはないのかなというふうに思っていますけれども、これらもいろんな方策を、これ先ほども言いましたように代替エネルギーに変わっていく過渡期ということからすれば、研究はしていかなければならないのだらうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） バイオガスプラントですけれども、家畜ふん尿を利活用した発電ということですが、鹿追町では既に事例があるということで、余剰分の電力は売電されているそうです。それで、さらに2例目をつくろうとしているところであるというふうに情報を得ているわけです。

本町としても調査・研究、今後進めていただきたいと思います。あと再生可能エネルギーいろいろあるのですけれども、全国的に河川を利用しての中小水力発電を行っているところがあるので、これについてまずどうかと。また、住民の方から札内川ダム、幕別ダムといった、用途は農業用水に当たるのですが、これを発電に利用できないものか、その声がありましたので、これについてお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 確かに札内川多目的ダムということですが、私自身は今のところそういう話は聞いたことはありませんし、それほど研究が進んでいるやにも思っておりません。

特に幕別ダムについては、まずちょっと難しいのではないかなというふうには思っておりますけれども、これもどの程度のことができるのか、先ほど言われました小規模水力発電の部類に匹敵できる部分があるのかどうか分かりませんが、先ほど来申し上げましたように、いろんなことがこれから調査・研究していくことは可能性としては出てくるのだらうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） これから調査・研究していただいて、代替エネルギーとなるものをいろいろと開発・普及していただきたいと思います。

終わりになりますが、この電力の問題、原発の再稼働につきましては、ことしの冬、そして今後の展望も視野に入れていただいて、本当の意味で町民の皆様、また道と一体と取り組むということでしたので、道民の皆様の生命財産を守っていただけるような町行政であっていただきたいと思います、そう強く願ひまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

次に藤谷謹至議員の質問を許します。

藤谷謹至議員。

○4番（藤谷謹至） 通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点、児童生徒の通学路安全対策と不審者対応について。

登下校中の児童生徒が死傷する交通事故が全国で相次いでおります。千葉県館山市では、学校に登校するためバスを待っていた児童の列に軽乗用車が突っ込み、小学校1年生(男児)が亡くなる悲惨な事故。また、京都府亀岡市では児童ら10人が死傷した事故は、未成年の、しかも無免許の少年が引き起こした無謀な事故として全国に衝撃が走りました。

このような事故は、歩行者が幾ら交通規則を遵守し気をつけても未然に防ぐことは難しいことではあります。しかし、日ごろから交通事故に対する指導・啓蒙や、教育委員会を中心に学校、家庭、PTA、警察、交通安全指導員、地域ボランティア等の連携・協力を強化することが重要であると考えます。

本町においても子供たちの安全を確保するために、交通事故対策、不審者対策等再確認することが必要ではないだろうか。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

まず1点目、通学路における安全対策について。

2点目、交通安全マップの作成と更新について。

3点目、不審者から子供を守る対策について。

次に、2点目でございます。

社会体育施設（体育館）の利用・管理状況と今後の管理・整備方針についてであります。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、私たちの身体的・精神的な欲求にこたえる人類普遍のすばらしい文化の一つであります。人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、健康維持、ストレスの発散、青少年の健全育成等、明るく豊かで活力に満ちた地域コミュニティの形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、極めて大きな意義を有するものであります。

本町においては、農業者トレーニングセンターを初め、3カ所の体育館、6カ所の町民プール等、30カ所の社会体育施設を有し、おおむねスポーツ環境は充実しており、多くの住民に利用されている状況であります。

しかし、昨年3月11日の巨大地震により、ホールや体育館、プール等、広い空間を持つ施設の天井の落下、崩壊等、東北及び関東を中心に約2,000もの施設に甚大な被害が発生し、少なくとも5人が死亡、72人が負傷していたことが国土交通省の調査でわかりました。

本町の体育施設の中には、老朽化した忠類体育館があり安全性に不安が残ります。さらに、施設を指定管理に移行するという課題も存在します。

そこで、以下の点について伺います。

1、平成23年度の施設の利用状況と管理体制について。

2、社会体育施設の指定管理導入について。

3、広い空間を持つ社会体育施設(体育館等)の耐震診断の実施計画、補修及び建設計画についてであります。

以上です。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「児童生徒の通学路安全対策と不審者対策について」であります。

ご質問にもありましたように、子供が登下校時に事件や事故に巻き込まれる事案が大きな社会問題となっており、子供たちが安全で安心して教育を受けられるよう、学校、家庭、地域社会が一体となって、学校や通学路における子供の安全・安心の確保に一層取り組むことが必要と考えているところであります。

ご質問の1点目、「通学路における安全対策について」であります。

通学路については、毎年、学校ごとに安全点検を行い、通学路を指定しておりますが、必要に応じて町長部局と協議を行い、交通安全指導員の配置など対応に努めているところでもあります。

また、通学路の指定後も、各学校において学期ごとに通学路の安全点検と通学時における児童生徒への指導を行うなど、さらなる安全の確保にも取り組んでいるところであります。

特に、このたびの京都府や千葉県、愛知県の登校中の児童等が犠牲となる痛ましい交通事故の発生を受け、文部科学省から改めて、通学路の安全点検を実施するよう通知があったところであり、本町におきましても、全小中学校で対応したところであります。

さらに、町内PTA関係者等で組織する児童生徒健全育成推進委員会においても、通学路の安全確保の観点から、交通信号機の設置について町に要望を上げていただくなど、交通安全設備の整備についても関係機関との連携のもと進めているところであります。

次にご質問の2点目、「交通安全マップの作成と更新について」であります。

町教育委員会が作成し、町のホームページで公開しております「安全マップ」は、平成15年度に文部科学省の「地域ぐるみ学校安全推進モデル事業」の指定を受け、幕別町児童生徒健全育成推進委員会が、町内小学校の高学年を対象にしたアンケートを踏まえて作成したものであります。安全マップには、事件の危険を感じた場所のほか、子ども110番の家、交通事故の危険箇所、交通安全指導員や交番・駐在所の位置などが示されているところであります。

作成後、年数も相当経過し、社会環境も変化しておりますことから、今年度、更新すべく対応しているところであります。

次にご質問の3点目、「不審者から子供を守る対策について」であります。

登下校時に子供が不審者から声をかけられたり、誘われたりする事件が多く発生している状況にあります。

町教育委員会に通報があった不審者情報は、帯広市周辺の自治体で申し上げますと、平成23年度は13件で、このうち本町にかかわる事案は5件、本年度に入っても既に本町での3件を含む8件の不審者情報が寄せられているところであります。

不審者への対策といたしましては、各学校それぞれが、「不審者に遭遇したときに、適切に判断し、適切な行動をとることができるようにする」ことを重点的に、児童生徒に指導しているところであります。

具体的には、「知らない人にはついていかない」「他人の車に乗らない」「大声を出す」「すぐに逃げる」などの行動をとれるよう、防犯教室などを通して指導をしており、不審者情報については、教育委員会といたしましても直ちに各学校に情報提供をし、事案によっては、学校から保護者への連絡や集団下校の実施、教職員による学校区域内の巡回などの対応が講じられているところであります。

また、安全確保対策としては、交通安全指導員のほか、退職校長会や地域のボランティアの方々による見守り活動、子ども110番の家の設置、青色回転灯を装備した防犯パトロール車の巡回、さらには、本年度からは児童生徒の下校時以降の見守りを行うスクールガードを配置し、多くの視線を地域や子供たちに注ぐことによって、犯罪の未然防止に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、学校、家庭、地域、関係団体が一体となって、子供たちが安心して安全に教育が受けられる環境づくりに努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、「社会体育施設の利用・管理状況と今後の管理・整備方針について」であります。

ご質問にもありましたように、スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域コミュニティの形成や個人の心身の健全な発達に必要不可欠なもので、特にスポーツを通してはぐくまれた仲間との連帯感や協調性は、地域をよりよい社会へと導く原動力にもなるものと考えております。

ご質問の1点目、「平成23年度の施設の利用状況と管理体制について」であります。

町内の体育館といたしましては、札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター、忠類体育館の3施設を整備し、札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンターにはそれぞれ指導員を2

名、忠類体育館で毎週行われている健康講座には指導員1名を配置しているところであります。

平成23年度の利用者は、札内スポーツセンターが10万7,613人、農業者トレーニングセンターが3万3,422人、忠類体育館が9,995人で、ここ数年を見ましても安定した利用状況になっており、受付や清掃などの管理につきましては、それぞれ複数年契約で民間業者に委託している状況にあります。

ご質問の2点目、「社会体育施設の指定管理導入について」であります。

指定管理者制度は、自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設、いわゆる「公の施設」を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させることができる制度であり、平成15年の地方自治法の改正に伴い導入されたものであります。

これまで管理委託制度や業務委託に比べ、民間事業者の手法活用により管理経費の縮減や民間経営者の発想を取り入れることによる利用者サービスの向上が期待できるものとされているところであります。

町が管理する公の施設については、町が策定した「指定管理者制度導入に関する基本方針」に基づき対応しているところでありますが、現在、指定管理者導入検討委員会による見直し作業が行われているところであります。

社会体育施設の指定管理者制度の導入につきましては、これまでの検討委員会の中で、「利用者ニーズの把握、管理のあり方についてさらなる検討が必要である」との意見もあり、十分に時間をかけて精査する必要があるものと考えております。

ご質問の3点目、「社会体育施設の耐震診断の実施計画、補修及び建設計画について」であります。

町内にある社会体育施設は、体育館やプールなど数多くありますが、昭和56年に建築基準法の耐震基準が改正され、それ以前に建設された、いわゆる耐震性を満たしていない可能性がある建築物といたしましては、昭和42年建設の札内東町民プール、昭和45年建設の忠類体育館、そして昭和47年建設の忠類町民プールの3カ所が該当するところであります。

教育委員会といたしましては、これまで児童生徒への対応を最優先とするため、学校施設の耐震化に努めてきたところですが、今後は必要な社会教育施設や社会体育施設の耐震化にも計画的に取り組んでいかなければならないものと考えております。

公の施設は、多くの町民の方が利用される施設で、利用者の安全に万全を期することは施設管理者として当然のことであり、社会体育施設につきましても、耐震診断を初め、補修あるいは建てかえ等について、十分検討した中で計画的に進めてまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 質問の途中でありますが、この際、15時10分まで休憩いたします。

14:54 休憩

15:10 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それでは、再質問させていただきます。

文部科学省の資料によりますと、児童生徒等の交通事故負傷者数は平成13年度に11万5,511人をピークに、平成21年には8万5,508人、平成22年には8万3,327人、このように減少傾向にあります。

交通事故死亡者数も、平成14年に390人から、平成22年162人、平成23年には155人と、これも減少傾向にあります。

しかし、日本の将来を担う子供たちの尊い命が失われているということは、もう紛れもない事実でございます。

先ほど教育長の答弁の中に、毎年、学校ごとの安全点検を行い、通学路の指定をしているというご

答弁がありましたけれども、教育委員会としてこの通学路における危険箇所の把握はどのような方法で行われているのか、お尋ねします。

また、保護者等の要望の中に信号機の設置の要望等ございましたけれども、そのほかに保護者、学校等から通学路に対する改善の要望がされていないのかどうか、また、その改善の要望は安全対策に反映されているのかどうか、お伺いします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） まず、交通安全対策といたしましては、1958年に制定された学校保健法が50年ぶりに改正されました。2008年になりますが、学校安全保健法という法律に変わりました。このことは余りにも事件、事故の発生多発が多いというようなことから、通学時も含めて防犯、防災に重点を置かれた仕組みに変更となりました。そのことによりまして、学校においては学校安全計画、これを作成しなければならないというような仕組みに変わってございます。

そのようなことから、教育委員会ではどのような方法で確認していくかということについてであります。先ほど申し上げました児童生徒健全育成委員会の中では、それらを主として、安全の確保についてのチェックを行っております。なお、信号機等の設置につきましては、公安委員会に申請をするということに手続上なっていますが、幕別町で信号機等の要請をしているのは40カ所ぐらいあると思います。そのうちの8カ所が児童生徒健全育成委員会から要望が出されたものです。その他については公区長ですね、地域の方々の要請に基づいて積み上げられたものというふうに理解しております。

私どもとしましては、今、マップの中にそのところを位置づけしておりますが、答弁させていただきましたように、再度見直しをして構築していくという考え方を持っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） わかりました。

次に、今年からコミュニティバスの試験運用が7月から始まると聞いております。このバス通行路線の一部が、この通学路と重なる区間がないのか、また、このバス運行に伴って一般車両の流れも変わることが予想されますが、地域公共交通確保対策委員会、また分科会で、通学路の安全対策は検討されているのでしょうか。

また、委員会、学校、PTA等の協議も必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） コミュニティバスにつきましては、7月と11月に試験運行いたしますけれども、その際に考え方といたしましては、幕別地区にあっては、現在、旭町地区の定住対策等も力を入れているわけですが、その保護者の方々から寄せられている、やっぱり小学校、中学校までの距離が遠いというようなこともありまして、学校の通学時間帯に間に合うような時間帯を設定しております。また、当然、通学路とも重なっているところがあります。

今後、今回は7月に無料で行いますけれども、この後の結果を、またいろいろな方々からご意見等をいただいた上で、最終的な本運行に至るかどうかの段階でも判断させていただきたいと考えております。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 今、企画室の参事のほうから説明がありましたが、学校前も通りますので、当然として通学路と重なってまいりますということになります。

その件につきましては、今、試行をしながら、7月から行われますけれども、それらの状況を学校等から事情聴取するなどして、正規路線に切りかわるときには、それらの意見も反映させてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 今の答弁によりますと、まだ検討はされていない状況だと。試験運行の中でこれは安全確認をしながら本運行に結びつけたいという考えでございましてけれども、これは運行するとい

うことはやっぱり危険が伴うわけです。これ事前にやはり教育関係者、委員会も含めて、この通学路を走る上では、事前のこれ安全確認というのは必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） このたびの試験運行に際しましては、私どもとしましては、やはり冬場、将来的に本格稼働となった場合には、冬場の除雪等の問題もありますから、なるべく道幅のある道路というのを優先的に選んだところであります。

また、私たちは当然そういった意味では素人でありますから、現在、町内を運行しております十勝バスさんのご意見などもいただきながら案をつくったところではありますけれども、おっしゃるとおり、各学校などと個別な協議というのはしておりませんので、今後、今回の段階、7月の段階でその前段でというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、この後にあっては学校の方々からもご意見をいただける場を設けたいと考えております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） わかりました。

早急にそういう安全対策は、もう試験運行の段階でやはりある程度確認が必要ではないかと感じるところでございますので、各関係機関と協議しながら、早急に進めていただきたいと思います。

先ほど、保護者、学校等からの通学路に対する改善要望がほかにはないというふうに聞いたのですが、信号機等の設置要領、設置してほしいと。例えば冬期間、通学路の除雪というものはあるのですが、私も忠類地域で見ていると、歩道の除雪というのは、やはり生活道路が先で、その後に通学路という形にはやはりどうしてもならざるを得ないというか、そういう形には今なっているというふうに感じます。

遅くならないように関係部署で協議していただきたいのですが、やはり朝、積雪があつて、この歩道を子供たちが通るとき、雪山になっていた箇所を避けて車道に出てきてしまうと。それはやはり危険な状態だと思うのです。それがすぐに翌日改善されれば問題はないのですが、たまっているところは常にたまっていると、そういう状況にもあるのではないかとというふうな懸念を持っています。保護者等から、また交通安全指導員等から、そのような改善の要望はないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 通学路の除雪の関係でございますが、基本的には通学時間前に除雪をするということで業者のほうには指示しているつもりでございますけれども、一部、国道などにつきましては、こちらのほうでちょっとそういった指示ができない部分もございます、忠類についてはそういった場所がひよっとするとあるのかなと、今ちょっと確認ができておりませんが、基本的には、町道につきましては、基本的に通学時間に間に合うようにということで対応しているところでございます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それぞれその道路の管理が違うというところでこの対応がそれぞれ違ってくるのかなという思いもあります。やはり通学路の中で、特に横断歩道があるところなど、実は私の妻が交通安全指導員をやっているとして、朝早く旗振りに行くのですが、その時間帯に私もちょっと犬の散歩などをしているときに、横断歩道のところに雪山があると。雪が降ったときは、うちの妻もスコップを抱えて行くわけなのですが、それが固まるとなかなか除雪ができないと。また、その横断歩道の近くに、忠類でいう錦町コープの区長さんがおられて、道道生花大樹線の除雪なのですが、その区長が土現に直接どうなっているのだというふうに電話したところ、すぐ来まして、即、除雪したというふうに聞いております。

行政に言うとか遅いのですが、住民から直に言うとか早いというのはなぜだろうというような気もしないわけではないのですが、冬の多分、札内、幕別は道路がいろいろあるわけですから、その雪山対策というのは、それ、いろいろ除雪に関しては苦情が入ると思います。その都度子

供たちの安全のために通学路を確保されると思うのですけれども、やはり除雪の体制というのは、通学路は別なものとして考えて、この道路管理行政に当たっていただきたいと考えます。

次に、本町では、平成 24 年度の予算の中で、交通安全指導員 30 名の報酬 1,532 万 2,000 円を計上し、児童生徒の交通安全対策に力を入れている点は評価すべきことであると認識しております。平成 23 年度では、32 人の交通安全指導員が委嘱されていたはずでございますけれども、現状は 2 名の欠員状態であるという認識でよろしいのか。これは早く補充しなければいけないのではないだろうか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 暫時、休憩します。

15：24 休憩

15：26 再開

○議長（古川 稔） それでは、休憩を解いて、再開いたします。

町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 現在、30 名の定員で 30 名配置しております。平成 22 年度は 32 名ということになっておりますが、忠類地区が 7 カ所で配置していましたが、平成 23 年度から 5 カ所にいたしまして、指導員が 5 名ということで減にさせていただいたということになっております。現在は、忠類地区につきましては 5 名配置、幕別地区については 25 名の配置ということになっております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 平成 23 年度、32 人、これ通学路がある程度決まっていて、そこにある程度関係機関と協議しながら交通指導員を配置していくと。平成 23 年度に 32 人を配置して、24 年度は 30 人で少なくなったということは、この通学路に関しても変更になったという認識でよろしいのでしょうか。これ、定員というのは特に決まっていないのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（横山義嗣） 定員というのは特に決めておりません。

○議長（古川 稔） 暫時休憩をします。

15：28 休憩

15：29 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて、再開いたします。

民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 改めまして答弁させていただきますけれども、30 名の定員というのは、定数というのは変わっておりません。これは過去からも 30 名できております。

ただ、忠類地区については、過去に 5 カ所に 7 人配置したのです。それを 1 人、2 人、その日によっては休んだりして、ローテーションで回していたために、人数では 32 名という時期がありましたけれども、今、その部分においては 7 名が 5 名に減っているという部分があたりしてしまっていて、でも、実際には 30 カ所に 30 人の指導員は配置しているというところがございますので、ちょっといろいろと答弁ありましたけれども、お許しをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4 番（藤谷謹至） 交通指導員のこの定員の件に関しては、ちょっと休憩が長くなりますと、次の質問に移れないものですから、次に進めさせていただきますけれども、まず、この通学路の選定は学校が主体になって行っているということでございます。これは、この通学路というのは、それぞれの学校がそれぞれの基準を持って選定しているのか。その基準はどういうものなのか。また、交通安全

指導員に関しては、担当課は本町においては町民課、忠類総合支所においては地域振興課が担当部署だと思いますけれども、教育委員会、学校、家庭との連絡体制とか、あと情報の共有等について、どのようなことで行っているのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 藤谷議員、休憩中の時間はカットしていますので十分にやってください。

答弁願います。

金子教育長。

○教育長（金子隆司） 通学路の指定にかかわる基準はあるのかということではありますが、特にありません。

ただ、通学路は、通う子供たちにとって一番安全で最短で行けるというものを基本的な考え方として設定していると。その通学路の指定後においては、当然、保護者も理解しなければなりませんので、学校の通信だとか、それから各種会合等での説明がなされているというふうにお聞きいたしております。

指導員と学校との連携、特別ありませんけれども、当然、安全週間等々におきましては、先生方も立ちます。街頭指導に立ちます。そういうときのいろいろな情報交換もありましょうし、何かあれば学校に連絡するような身近な存在として指導員がいらっしゃるというふうに受けとめていただければいいのかなというふうに思います。定期的に何かをすとか、情報交換をすとかということはないように思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 交通安全指導員というのは、子供たちを月曜日から金曜日まで毎日見ているわけでございます。それぞれその通学区域において生徒の顔色もわかりますし、いろんな情報が交通安全指導員によって持たされていると思います。それが教育委員会との連携がないとなると、これはいささか問題が出てくるのではないかと感じるところでございます。

実は、先ほど自分の妻が交通安全指導員をやっているということで、そこから情報が入ってくるわけなのですが、4月、新入生が入学して、例えばうちの妻が生花大樹線のところで交通安全指導員をやっていると。そして1年生が、小学生がふだんであるならば、せせらぎ団地から国道を通過して学校に行く通路をたどる。これが指定された通学路というふうになっているはずでございます。それが、せせらぎ団地から総合支所の前を通過してやってきたと。うちの妻が、直線道路ですから見えるわけなのですが、どこからの連絡なしで歩いてくる。そのときには保護者がついてきたということなのですが、後でよくよく聞いてみますと、学校に親から要望があつて、国道を通らせるのは車の通行量が多いため、これ危険だと。それで学校は総合支所の前を通る通学路に変えた。こういう事例は学校独自の対応でできるのか。これは教育委員会に連絡はしなくていいのか。あるいは交通指導員には情報は伝えなくていいのか。

ですから、先ほど言ったこの交通安全指導員のほうとの連携はまさに重要だと考えるのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 大変申しわけありません。

通学路の指定については、学校長の責任として行われていると。先ほど申し上げましたような保護者については、学校だより等で周知されていると。教育委員会には、学校経営案というのがあります。分厚いものですが、その中に指定した通学路、先ほど申し上げました安全管理にかかわることについても、学校側で定めなければならないというふうに変わりましたので、その中に添付されてくるということでもあります。

なお、指導員と学校との連携については、通常の方考え方としては、何かあればお互いに連携をとり合っているというふうにもお聞きいたしました。そういうことであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 何をこう質問していいのか、ちょっと混乱してきましたけれども。

まず、この通学路に関して、小学生が、多分保険には入っていると思うのですが、この子供たちが入る保険に関しては、通学路以外でのこの保険適用というのは可能なかどうか。簡単に通学路を変えて、その保険が適用になるのかどうか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 基本的には、通学路以外については保険の対象外となります。なりますが、通学路は、細かく路地に至るまで引いているわけではありません。したがって、その通学路に出る最短距離という観点では救済されます。これは、いわゆる昔の学校安全会で。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 何か、質問していると、だんだん不安になってくるのですけれども。

一度やはり、こういう大きな事故が続いているわけでございます。本当に、本腰を入れて安全対策に取り組んでいていただきたいと思います。

これは、文部科学省から4月27日に学校安全保健法に基づく「学校安全の推進に関する計画」というのが出されていて、また、その京都などの子供の交通事故を受けまして、平成24年度に文部科学省、警察、それと国土交通省、3省庁が連携して、対応策を検討して、「通学路における緊急合同点検等実施要領」を作成してございます。それで、各教育委員会を通じて全国の小学校に要請しております。ことしの8月末までに、この実施要領に従って関係機関が連携して通学路の安全対策を講じるように、これ通知が来ているはずでございます。

これ実施内容は、学校による危険箇所の抽出、合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出、対策メニュー案の検討、対策案の作成、対策の実施、実施状況の報告の五つでございます。

危険箇所の抽出に関しては、道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通るなど。

通学路の条件に関しては「できるだけ歩車道の区別がある」「区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒等の通行を確保できる」「遮断機のない無人踏切を避ける」「見通しの悪い危険箇所が少ない」等、いろいろございます。

これを8月中までに、この委員会がいろいろ関係機関と連携して、学校は教育委員会に、教育委員会は文部科学省にいろいろ答申するわけです。やはり、緊急の事態、いつ起こるかわからない事故でございすけれども、万全を尽くして安全対策に当たっていただきたいと思います。

次でございすけれども、交通安全マップの作成と更新についてであります。

幕別町ホームページに掲載されている小学校区別の安全マップは、小学校4年生から6年生を対象にした「安全・安心に関するアンケート」もとに、どこでどんな危ない目に遭ったかを地図上に示したものでございすけれども、不審者情報を初め、交通安全上のことも含まれて、さらに学校、PTA、防犯協会、生活安全推進協議会が持っている情報も掲載されてございます。さらに、帯広地区防犯協会が取り組んだ「子ども110番の家」では本町では、防犯協会、退職校長会、PTA、商工会が中心となって進められたもので、旗の場所も表示されてございます。

十勝管内の町村のホームページを見る限り、このような取り組みは本町以外には見当たらなかったわけですが、子供たちの通学路に関する情報公開、広く公開し、広く住民に周知することは評価したいと思いますけれども、非常にこれ見にくく、それで教育長答弁によりますと、これ平成15年につくられたものをいまだに掲載していると。見たところ問題点が、もう閉校になった駒島小学校がまだ掲載されてございます。忠類小学校の安全マップは載ってございません。これプリントアウトしたのですけれども、なかなか見にくいと。この情報は、交通事故の危険箇所、事件の危険を感じた場所、交通指導員、駐在所で、ピンクで書かれているのが「通学路」でございす。平成15年にこれを作成したということで間違いはないのか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 平成15年で間違いございません。そのあと、前段説明しました学校保健法が改正されて学校保健安全法になった。各学校においてそういうものをつくらなければならないような状

況に至ってはいますが、半分くらいの学校は地図上に落としてのマップを作成しているということは聞いておりますけれども、全部が全部実施されているものではありません。

いずれにしても、先ほど答弁いたしましたように、学校で持っている安全マップと、それから平成15年につくった町の安全マップとの突合などを含めて、今年度更新すべく手配をいたしているところであります。そのことによりまして、あとは、毎年変わってくる部分は、少しずつ変えていけばいいというような体制づくりに努めていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） この町に掲載されている安全マップのほかに、それぞれ小学校が安全マップを持っていると、そういうことであれば、その小学校の安全マップをホームページに載せてもいいのではないかという気がしますけれども、その辺いかがでしょう。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 全部の学校が持っているわけではありませんで、半分程度が交通安全を主体としたマップを持っているということでもあります。

ただ、防犯でありますとか、それから「子ども110番」につきましても、それぞれその後の動きがありますので、行政が持っているデータと学校の現実のデータとをつき合わせることによって、より完璧に近いものができ上がるのではないかというふうに期待をしているところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） この安全マップというところで、ほかのところをいろいろ調べて見たのですけれども、秋田県、これさすが、やはり教育で熱心で、何ていうのですか、全国で学力テストトップ状態にあるというところがいろんなところで反映されているのかなと思うところあるのですけれども、いろんな小学校が掲載されていまして、ここをクリックしますと、こういうものが出てきます。安全マップです。ここには当然、通学路、この道を歩きましょう、黄色のところは車がたくさん通りますと。赤色のところは、一人で歩かないでね、一人で遊ばないでね。そして、緑色のところは車に気をつけて周りをよく見て歩いてね。そのほか、川の情報、川の近くで遊ばないでねとか、橋の情報、気をつけて渡ろうねとか、いろんな、さまざまな情報がこの1枚の地図の中に書かれているわけでございます。

これによって、私は、先ほど言った、除雪の危険性とか、そういうのも利用できるのではないかなというふうに考えて、今回、幕別町の安全マップを見て、もう少しどうにかならないのかと、そういうふうに思った次第でございますけれども、教育長の答弁で今年更新する、そういうふうに言われましたので、すばらしい安全マップができるように期待申し上げる次第でございます。

次に、不審者から子供を守る対策について。

これは、私が一般質問の通告を出したのが、これが5月29日でございますけれども、それから、もう二、三日後ですか、2日後、帯広の繁華街で不審者がハンマーで2人をたたいて、それが逃走して、その翌日に校内に入るという信じられない事故。帯広市の犯行翌日、逮捕直前に母校の小学校に来校したと。その際、体に抱えていたショルダーバッグに刃物を隠し持っていたと。学校側は、通り魔事件の容疑者とは知らずに、通常の訪問者として対応し、幸い子供たちに危害は及ばないで無事でありましたけれども、新聞報道では、学校長を初め、教職員の怪しい雰囲気をとっさに感じた機転を利かせた行動、対処が、大惨事を抑制した結果になったが、一步対応を誤れば、どんな事態になったかと学校現場の安全性を高める上でも、迅速な不審者情報提供の重要性を浮き彫りにしていると指摘してございます。

地域に開かれた学校を求める余り、児童の安全、生命までも脅かす状況になるのであれば、これは、当然、学校の一般OB等の訪問者等について、規制等も視野に入れて検討すべきと考えますが、また委員会として地域に開かれた学校の定義というのは、どのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 大変微妙な質問かと思います。地域に開かれた学校、そのことはすぐその犯罪者が云々というような議論になる場合もありますし、逆に言えば、開くことによって多くの目で監視をするということにもつながるわけであります。

幕別町においては、過去に「教育の日」を制定したときに、開かれた学校というのは、そういう意味での防犯等も含めて抑止力になるのだという観点に立って、現在もその施策を進めているところがあります。

規制すべきということではありますが、私どもの教育委員会としては、規制すべきというところには至っておりませんし、そうすべきではないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 規制すべきではないという教育長のお考えでございすけれども、今回の事件の問題点は、容疑者が逃走中であるにもかかわらず、犯人の人相、着衣等の詳細情報が近隣町村に迅速に伝わらなかった点でございすけれども、伝わっていたとしたら、学校側の対応をどうされたのか。例えば人相、そういう人が校内を訪問したと、一般のOBとして学校に入ってきたと。その情報は既に警察から伝わっていて、校長はそれを承知で校内に入れるのか。例えば、そういうときに幕別の小学校であれば、どういうふうにするのか。しかもショルダーバッグを持っていると。これ、事件としては、これ何事もなく、30分校内を校長と一緒に回ったそうでございすけれども、何事も起こらなくて本当によかったなというところであります。

一点、情報が伝わらなかったから入れたと。逆、裏返せば情報が伝わったら、どうなのか。これは本当に難しい問題でありますけれども、教育長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 一部の町村、一部と言いますか、実態は、ほとんどの町村に伝わっていなかったと。これは、警察のミスとして非難されても、おかしくはないのではないかという議論も実はありますが、この件に関しては、帯広市、音更、芽室、幕別と警察のほうから直接情報が入っています。その情報が入った時点では、私どもには周知されませんが、前日の軽自動車のかぎ、自分のかぎを、路上に落としていっているという経過がありまして、おおよそこの辺にいるという予測がついて、警察のほうです、ついておりました。ついておりましたので、駒場地区の巡視をしていたという状況です。ただ、当該学校には、情報がうまく伝わっていなかったというふうにも聞いておりますが、私どもの町につきましては、すべての学校に情報を提供しているということでもありますから、そういった条件のもとで、適切な判断、適切な行動ができる常日ごろからの訓練、あるいは私どもに言わせれば、子供たちに教える観点と同じようなことで、先生方も常日ごろ持っていることだと。仮に幕別町に入ってきたとしても、駒場のようなことになったのではないかと、私はそう信じております。以上です。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 本当に難しいことであると思うのですが、見た目で怪しいと思って、みすみす校内に入れることが適切なのかというふうに言えば、開かれた学校が大切なのか、子供たちの命が大切なのか、これ、はかりにかけたら、これは当然答えは子供たちの命であると思うのです。その辺を、やはり教育委員会として、防犯、危機管理マニュアルというのは、それぞれ学校にあると思うのですが、学校任せにしている感じが何か否めないというか、そういう感じがするわけでございます。教育委員会としての、防犯、危機管理マニュアル、対応マニュアルとしての指針というものを、ぜひつくっていただきたいと、そういうふうに感じます。

それと、もう次にいきたいのですが、町内の小中学校において不審者が入ってきたとき、暴れたと想定されたとき、さすまたとか催涙スプレー、そういうふうなものは常備されているのか、一点お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） さすまたにつきましては、平成13年大阪の事件が発生いたしましてから、学校

に常備いたしております。それから各学級には、催涙スプレー、あるいは警笛ですね、ホイッスルなどを常備しているところでもあります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） くしくも神戸の池田小学校、痛ましい事件がありましたけれども、11年たっていると思います。ああいう悲惨な事故が記憶の中に埋もれてしまわないように、時間の経過とともに薄れてしまわないように、やはり子供たちの安全には気を使っていたきたいと思いますし、また不審者情報に関して、最近はやはりいろんな情報ツールが進んでございます。携帯電話に関しましては、国民、人口の1億2千万人を携帯の普及率が超えたと、国民がすべて、まあ2台を持っている人もいるので一概には言えませんが、国民の人口を携帯電話の普及率が超えたという報道がなされています。

そこで、そういう不審者情報等を、これ個人情報の保護の観点もあると思うのですが、保護者、希望する保護者等にメール送信するというような情報手段も必要ではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ご案内のとおり情報伝達については、いつもプライバシーの壁にぶつかるわけでありまして。帯広市も十数年ほど前にスタートしました。そのときには50%程度でしたが、100%を目指すも、現在に至っても60%強というふうに言われております。そこにはプライバシーの保護の観点から、なかなか100%とはなり得ないというようなことがあります。私どもの町は、大規模校に限っていいですと、ある意味、一斉送信というのは非常に有効であります。

したがって、白人小学校、南小学校でPTAの事業として、昨年は検討をいたしました。結果的には、白人小学校については時期尚早であるというような結論でありましたし、南小学校については、この6月から実施をいたしました。スタートした加入率については49.3%。帯広市と同じような傾向があるなというふうには認識いたしておりますが、これはPTAの事業としてスタートしたものであります。行政が直接かわりますと、いろんな問題があるというようなご指摘であります。緊急連絡網の取りやめどころかの町村では出ているというようなこともありますが、何と言っても、早目に情報を伝えることによってのメリットは、これは相当なものがあります。自分の情報との相関関係において、それぞれが選択をし、そして子供の安全を守るべきであろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員、時間です。まとめてください。

○4番（藤谷謹至） 議長、あと半分残っているのですけれども、そちらのほうは手をつけられずに、またの機会に、質問の機会を得たいと思います。

いろんな不審者、大阪のミナミでもきのう、おとといぐらいですか、通り魔が出て2人殺傷と、こういう事件は何かしら続いてしまうというのか、そういう傾向にあるのか、世の中の不景気が原因なのか、いろんな問題がはらんでいると思いますけれども、ぜひ子供の命を守るべく、教育委員会ではさらなるご努力を求めます。

以上です。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、16時15分まで休憩いたします。

16:02 休憩

16:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本眞利子議員の発言を許します。

岡本眞利子議員。

○6番（岡本眞利子） 通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1 点目、子供の読書活動推進の取り組みについて。

子供の読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。

平成 12 年 12 月教育改革国民会議報告においても「読み書き、話すなどの言葉の教育」を重視すべきことが提言されております。

しかし現状は、テレビ、ビデオ、インターネット等のさまざまな情報メディアの発達、普及や子供の生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子供の「読書離れ」が指摘されております。

このような中、本町においては、昨年 2 年ぶりに貸し出しが 20 万冊を超え、期間中に 100 冊を借りると図書館のポスターのモデルになる「よむとも 100」などの町独自の企画を催し、8,686 冊（4％）増加の効果が出ています。

以下の点について伺います。

①本町の小中学校の読書に対する教育方針について。

②各学校図書館の整備状況について。

③町図書館札内分館での乳幼児、園児への配慮整備について。

2 点目、学校における食育の推進について。

近年偏った栄養摂取、朝食欠食などの、乱れや肥満、痩身傾向など、子供たちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。

食を通じ地域等を理解することや食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解するとともに、子供たちが食に関する正しい知識と食習慣を身につけることができるよう、学校においても積極的に取り組んでいくことが必要と考えられます。農業王国の十勝としては、地場産の食材を豊富に利用された給食が賄われています。「地産地消」の推進は健康で豊かな食生活の実現、さらには地域の産業について学ぶ教育的効果や地域経済の活性化にも結びつきます。

最近では、給食のあり方も見直されてきております。そこで、現在、全国的に注目を集めているのが、子供たちが自分で弁当をつくってくる「弁当の日」です。平成 13 年に香川県の小学校で始まり、全国で 500 校を超える学校が取り組んでいます。北海道では 4 校が実施しています。

以下の点について伺います。

①幕別町の小中学校において「弁当の日」の実践の取り組みについて。

②今後の学校給食への新しい取り組みについてであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「子供の読書活動推進の取り組みについて」であります。

学校においては、子供の読書に親しむ態度を育成し、生涯にわたって読書習慣を身につけさせるために、読書活動を充実させることが求められております。特に今日多くの情報の中から、みずから必要な情報を収集・選択し、活用する能力を育てることが求められているものの、子供の読書離れが指摘されており、学校図書館の果たす役割が一層大きなものになっているととらえているところであります。

ご質問の 1 点目、本町の「小中学校の読書に対する教育方針について」であります。

子供たちが、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本町におきましても、平成 23 年度から平成 29 年度までの 7 年間を計画期間といたします「第 2 期幕別町子どもの読書活動推進計画」を策定したところであります。

この推進計画では、小中学校の読書については、「各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、学校図書館を活用した多様な学習活動の推進」、さらには「全校一斉読書活動や読書週間の取り

組み、児童生徒の読書意欲を高め、読書習慣を身につける読書活動の推進」が盛り込まれております。

また、学習指導要領では、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」とうたわれており、これらを踏まえて、各学校において図書教育が学校経営の全体計画の中に位置づけられております。

図書教育の内容については、各学校で対応が異なりますが、一例で申し上げますと、図書教育の重点目標、図書購入計画、読書指導、読む手がかりを持たせる、朝読書などの項目を設定し、それぞれの基本的な考え方や具体的な取り組みを掲げて、学校全体で共通理解を持ちながら図書教育を推進しているところであります。

次に、ご質問の2点目、「各学校図書館の整備状況について」であります。

基礎学力の向上を図る観点からも、学校図書館の整備が求められているところであり、本町におきましては、平成18年度から毎年590万円の予算を計上いたしまして、蔵書の充実に努めてきたところであります。

特に平成22年度には、例年ベースの予算に加えまして、国の地域活性化交付金1,550万円を活用し、小学校を重点的に、学校図書館の充実に努めてきたところであります。

この結果、文部科学省で設定している、整備目標であります「学校図書館図書標準」に対する達成状況で申し上げますと、本年5月1日現在で、小学校9校では図書標準6万680冊に対しまして蔵書数は4万8,552冊、充足率では80.0%、中学校5校では図書標準4万3,200冊に対しまして蔵書数は3万7,996冊、充足率では88.0%となっているところであります。

5年前の平成19年と比較いたしますと、充足率では小学校では15.6ポイント、中学校では8.9ポイントの増となっております。

次に、ご質問の3点目、「図書館札内分館での乳幼児、園児への配慮整備について」であります。

図書館本館には、「読み聞かせ」のための独立した部屋が整備されておりますが、札内分館にはそうしたスペースがないことから、紙芝居は児童閲覧室で、読み聞かせの場合は百年記念ホールの特設会場を使っている現状にあります。

札内分館の中に、新たに乳幼児のための専用スペースを設けることや、百年記念ホール内の他の部屋を転用することについては、いずれの部屋も稼働率が高い状況にあることから、大変難しい状況にあると考えているところであります。

このようなことから、札内分館における乳幼児、園児への配慮といたしましては、マイファーストブックサポート事業での読み聞かせのコツ、発達段階に合った本の選び方などを保護者にお伝えをし、家庭での読書活動の推進に力を注ぐなど対応してまいりたいと考えております。

次に、「学校における食育の推進について」であります。

児童生徒に対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となることから、学校給食を通し、児童生徒が正しい知識を身につけられるよう、効果的な食育の推進が求められております。

ご質問の1点目、「小中学校において「弁当の日」の実践の取り組みについて」であります。

弁当の日の目的につきましては、単に給食を弁当に変えるということではなく、児童生徒自身が「食」に目を向け、自分自身で弁当をつくることにより、食べ物を大切にし、みずから生きる力をつけるとともに、感謝の心をはぐくむことにあると言われております。

弁当の日は、十勝管内では帯広川西小学校が唯一実施しておりましたが、現在は実施していないとお伺いいたしましたので、道内では三つの小中学校が取り組んでいる状況にあるととらえております。

実践例を調べてみますと、「柔軟に無理なく」を基本的な考えとして進んできており、教育委員会や給食センターの主導というよりは、学校のクラスや保護者の発案・提案により、取り組まれたのが発端となった事例が数多く報告されております。

弁当の日の取り組みについては、学校や保護者・PTAの共通認識と理解、協力が不可欠と考えておりますが、食育を推進する上で大変有意義なことでもありますので、実施内容や方法につきましては、

学校給食センター運営委員会や関係機関にお諮りするなどして、研究してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「今後の学校給食への新しい取り組みについて」であります。

現在、学校給食については、児童生徒と保護者あてに「献立表と給食だより」を毎月発行し、食材の内容や食と健康についてお知らせし、学校給食に対する理解を図っているところであります。

また、給食の食材に使われる野菜は、幕別産を初め、十勝産・道内産のものが全体の7割近くを占めておりますので、これらについても給食だよりに掲載するなどして、地場の農産物の利用についての理解を図っているところであります。

今後の新しい取り組みについてであります。他市町村の事例を見ますと、児童生徒や保護者を対象に農産物を使った調理体験教室や学校給食の調理場見学と試食会、バイキング形式の給食の提供など、いろいろと実施しているところもあるようです。

今後、これら他市町村の取り組みも十分研究し、関係機関や学校、保護者などの意見もお伺いしながら、検討してまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、再質問させていただきます。

本町では、平成29年までに「子ども読書推進計画」を作成しておりますけれども、その中で全校一斉読書活動や読書週間の取り組み、児童生徒の読書意欲を高め、読書習慣を身につける読書活動の推進が盛り込まれているということですが、具体的にはどのような推進をしているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 具体的に学校名まで申し上げますと、朝読書、一部ではありますが、朝読書については幕別小学校、白人小学校、途別小学校、札内南小学校、北小学校、糠内中学校、東中学校と7校実施しております。

なお、読み聞かせ、幕小と白人小、南小で実施されているところであります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 私の調査が間違えているかもしれないのですが、朝読書ということで、幕別小学校ではされていないということだったので、この朝読書というのは朝の10分間、授業が始まる10分間を自分の好きな本を読んで、教養を高めるという運動なのなのですが、幕別小学校なんかでも、ちょっと図書館の中を見学させていただいて、教頭先生にお聞きしたところ、子供たちが自由に図書館には入っているのですが、朝読書している子供たちはいないということだったので、そういうようなところから、朝読書のほうも推進をもう少ししていただけたらと思います。あるところによると、「教育課程特例校制度」に登録し「読書科」というのを導入している学校もあるそうで、その読書科から朝読書に結びついて読書の質や量をアップさせるということもできるそうですので、幕別の小中学校では力を入れて推進されたいかなと思います。

また、そのほかに「読み聞かせ運動」というのがありますけれども、授業開始の15分間を使い、地域ボランティアや教員が読み聞かせをし、読書活動を熱心実践している学校もあるそうです。本町ではないのですが、このような運動をされている学校もあるということですのでございます。この「読み聞かせ」を経験したことがある子供が、本を好きになるのが83%、そして「読み聞かせ」を経験がない子供は、本を好きになるのは54%とデータがございまして。また、読み聞かせが小さいときからある子供は、図書館に行く回数もふえ44%の子供が、小さいときから読み聞かせをされた子供は図書館に通うということですのでございます。ですから、このように小さいときから読み聞かせ、また朝読書のように本に親しむということを大切にしていかなければいけないと感じるところでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほどは、ちょっと早口で申し上げました。幕別小学校につきましては、朝読書も読み聞かせも実施されている学校として、先ほど申し上げたわけです。

確かに、小さいうちから本に慣れ親しむことについては、将来において好きになる、ならないというようなことも影響しますし、何と言いましても、親が率先してその姿を見せる、あるいは本について話をする、読み聞かせをする、これは大事なことだと思いますので、今、実施していないところが何校かありますけれども、これは別に、読み聞かせあるいは朝読書に限らず、例えば数学のワークをやるとか、そういうようなことで、各学校の状況に応じて選択をしているという状況であります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） では、朝読書をしている学校としていない学校の子供たちの読書に対する関心度はいかがですか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 特に分析したものではありませんが、一般論として統計学的に、先ほど申し上げられた好きになる、ならない、それらの率は、そうそう変わるものではないのではないかというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） ちょっと何か、私に理解ができなかったのですけれども、まあそれはそれでちょっと、はい、理解ができないので。次に、またちょっと勉強してまいりたいと思います。

続きまして、各学校図書館の整備状況についてであります。文科省の調べでは、全国の6割から7割の学校が蔵書不足に悩んでいるということですが、本町では5月1日現在、小学校では9校、蔵書数は4万8,552冊、充足率が80%、また、中学校5校では、蔵書数は3万7,996冊、充足率は88%となっているということです。この数字から見ましても高い評価がされることと思われるので、今後とも、さらに努めていただきたいと思います。

また、次ですけれども、図書館の札内分館での乳幼児、園児への配慮整備についてでございます。

答弁書では、読み聞かせの場合は、百年記念ホールの講堂を使っている現状であります。と答弁いただきましたけれども、百年記念ホールの稼働率が非常に高く上がっているということです。それはうれしいことなのですが、その場所がないことから、百年記念ホールの講堂を使えるということを保護者には周知されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 図書館長。

○図書館長（長谷 繁） 先ほどの教育長答弁の中で、百年記念ホールの部屋を利用しているということは、ボランティアグループの読み聞かせに関してです。ババールさん、札内分館の開館当時からずっとやっていたというサークルがあります。そちらは月に1回、土曜日に行っております。それと、あっちこっち紙芝居という、また別な団体もございます。そちらは隔週で土曜日、月に2回やっています。これは、年間の予定の日をあらかじめ百年記念ホールのほうと調整しておりますので、これは確保できております。

教育長答弁の後段の部分で申し上げましたけれども、本の読み聞かせの場が、確かに札内分館の中に専用スペースがないのは申しわけないというか、残念なことではあります。読み聞かせの場所はそこだけではないというふうに私たちはとらえております。読み聞かせのコツであるとか、どんな本がこの年齢にとって一番興味を持つかと、そういったことをマイファーストブックサポートの中でお母さん方にお伝えして、例えば、おうちで、それもお休み前に読むとか、いろんな機会があると思います。読書環境はいろんな場所にあるということで私たちはとらえております。施設のちよっと充足が満足でないところはあるかもしれませんが、ほかの部分で当面はカバーしていきたいです。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） やはり場所的にとっても札内の札内分館にすると大変だとは思っておりますけれども、

ある利用者さんのお話ですと、やはり子供たちが本を見るときに、小さい子供でしたら、どうしても興奮して声を出してしまう。そのときに、どのくらいの声だったかはわからないのですけれども、注意されて嫌な思いをして、それでもう札内の図書館には行きたくないと。そうすると札内から帯広の図書館に行ったほうが、本はたくさんあるし、広いし、子供たちの読み聞かせするのにも、すごく充実しているという声も聞きましたので、町民が使える図書館にしていきたいと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 利用される方は、いろんな方がいらっしゃいますし、子供さんを抱えてこられる方もいらっしゃいます。そういう方々に、万全な施設であればそれにこしたことはありませんが、なかなかそうもいかないというところもご理解をいただきまして、今、図書館長が申しあげましたような手法も使いながらやっていただくことがいいのではないかと。いいということはないのですけれども、なかなか物理的にも限界があるということをご理解した上で、それぞれが譲り合って、公共施設を使っていただくと、これが一番ではないかというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 教育長のお話もわかるのですけれども、あるところでは、幼い子供を持つ保護者に配慮をして、「赤ちゃんタイム」ということで、赤ちゃんを連れてお母さんが午前中、例えば、何時間なら何時間ぐらいは自由に使えて、子供が声を出して本を読んでもいいぐらいの「赤ちゃんタイム」というような時間を設けながら、狭いスペースを利用しているところもあるそうですので、そのようなことも本町としても考えてもいいのではないかと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして、学校における食育の推進についてでありますけれども、弁当の日の実践については、子供たちが将来自立していくための第一歩であり、自然の恵みに対する感謝の心をはぐくむことができるのではないかと思います。保護者にとっては、自分がお弁当をつくったほうが時間も手間もかからず、給食より経費がかかるとされる保護者の方もいらっしゃると思いますが、手間、暇をかけてこそ教育ではないかと思いますが、この点についてはいかがか、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほど答弁をいたしておりますけれども、食べ物を大切にする心、あるいはみずから生きる力をつけるとともに感謝の心をはぐくむ、そういう観点でいいますと弁当の日も大変結構なことだということは、当然感ずるところでありますけれども、何せ、父兄の協力がなければできないというものでありますから、自発的な行動に移られるについては、私どもも支援をしたいというふうに思いますので、同時にあわせて先進地などの状況も調べるなどして、委員会としても検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） 本町の役場でも、平成22年度から毎月第3木曜日に弁当の日を実施しております。自作弁当ということで、町内のスーパーには幕別産を表記してもらうよう、業者にも協力を得ているのですけれども、せっかくそこまでしていただいているので、給食ではなく弁当の日も考えるべきではないかと思っています。

また、本町では、食生活改善協議会にて、夏休み、冬休みを利用して「こどもクッキング教室」が開かれております。平成8年にスタートし、小学生を対象に行われておりますが、去年は夏が118名の子供、また冬は98名の子供が参加を募っております。したがって、これのことを考えても、とても子供たちが料理に関して興味を示していると思います。したがって、弁当の日を実施することによって、家庭のコミュニケーションの活性化にもつながるのではないかと思います。弁当を自分でつくるといって、家庭で家族に相談をしたり、買い物と一緒に出かける、また事前に料理を教わったりという会話もふえるのではないかと思います。社会生活の最も小さな単位の家庭で、会話や団らんが多くなる取り組みに、ぜひ町としても支援すべきではないかと思っています。

現在、幕別町のわかば幼稚園では、毎週火曜と木曜の2回お弁当の日があるそうです。もちろん幼稚園ですので、園児がつくることはありませんが、お母さんたちがつくったものを安心して食べ、栄養面を考え、好き嫌いをなくするために、保護者は日々努力しているということでございます。ですので、ぜひ本町としても、給食にも弁当の日ということを考えていただくことをお願いしたいと思います。

最後に、学校給食の新しい取り組みについてなのですが、答弁書では、いろいろな事例を見ながら、バイキングとか試食会などのほかのところをいろいろ研究しながら、新しいことに取り組んでまいりたいということで答弁いただきましたが、本町のホームページでも1カ月間の給食メニューを見ることができ、さらに幕別産の食材が使用されることも掲載されており、児童生徒がいない町民にも理解を図っていることがすぐわかりますが、これは栄養士さんが考えたものばかりですので、栄養士さんが考えたものばかりではなく、子供たちがみずから献立を考えたものを実現してあげることも、また食育に興味を示すのではないかと思います、その点について伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 最初の、弁当の日の関係につきましては、お説ごもっともだというふうには思いますし、ですが、現状は陸別町の報道等もご存じのことかと思いますが、今まであそこは、まさに弁当の日でありましたが、この二、三カ月前にアンケートをとった結果として、98%に近い人たちが学校給食をやるべきであると、そんなようなことで、来年から業者委託になるか自校式になるのか、よくわかりませんが、そういう方向を決めたというふうには伺っております。

また、本町におきましても、へき地保育所に学校給食を提供しているという現実もございます。幼稚園にしてしかりであります。これは、強い保護者の意向を受けて、食育の観点からいうと、できるだけ教育委員会としては賛同できないはずなのですが、やはりそういう思いが強いということから、現在に至っているという状況であります。

なお、バイキング料理のお話も出ました。これは、だれが考えてどうということではなくて、バイキングは好きなものを自分でとって食べられるという仕組みですから、物理的にそのことが幕別でできるかどうかというのは、極めて疑問でありますけれども、仮にできたとして、これは食育の観点から、栄養バランスに主眼を置いたバイキング料理の実行であります。これはまさに、食育の観点からのバイキング料理であります。そのようなこと、昔は栄養を十分にとるようにと、今は食べ過ぎには注意しようというような状況であります。その中から生まれたバイキング料理というふうにもお聞きいたしておりますが、それらも食育の一環として有効であるのであれば、物理的なものも含めて、やっぱり協議をし、検討していく必要があるだろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） 本町の給食におきましては、子供たちの人気を聞きますと、カレーライスですとか、めん類が非常に人気あるよというようなことで、そのときには、食缶が空になって帰ってくるとかと、そういう話もよく聞くところであります。

リクエスト給食につきましても、やってはいるところでございますけれども、それを回数をふやすということについても、ある意味、別なところで、そうは言いつつも、例えば単価の問題もあるのかもしれません。

今、岡本議員から言われました、そういうような提言もちょっと踏まえまして、給食の運営委員会の中でも、そういうようなことも、また検討する一つとしていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞利子） お弁当の日というのも、前向きに考えてくれるということなので、前向きに考えていただけるということを前提に、再度質問はしませんが、食育はすべて家庭から始まるのではないかと思いますので、食を通して、生きること、学ぶことをとらえて、学校ばかりではなく、

生涯学習の一環として位置づけ、家庭、地域も含めて、学んでいくということが大切だということを訴えて、終わりにしたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞利子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16：50 散会

第 2 回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第 2 回幕別町議会定例会
(平成24年 6 月 13 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

13 前川 雅志 14 成田 年雄 15 中橋 友子
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会議録

平成24年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年6月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)

議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|---------|----------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 11 芳滝 仁 | 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 |
| 16 野原恵子 | 17 増田武夫 | 18 齊藤喜志雄 | | |

- 6 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司	教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成	農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
会 計 管 理 者 川瀬俊彦	総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義	民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 古川耕一	建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男	札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親	総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 伊藤博明	地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄	町 民 課 長 横山義嗣
商 工 観 光 課 長 森 広幸	福 祉 課 長 田村修一
保 健 課 長 境谷美智子	保 健 福 祉 課 長 稲田和博

- 7 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

- 8 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 9 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 13 前川 雅志 14 成田 年雄 15 中橋 友子

議事の経過

(平成24年6月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、13番前川議員、14番成田議員、15番中橋議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問の内容については、会議規則第61条第2項の規定によって、通告した要旨の範囲内といたします。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○7番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問をいたします。

パークゴルフ生誕30年目に当たり。

「幕別町はパークゴルフ発祥の地です」。この言葉を使えるようになって、来年で30年が来ます。

昭和のころ、我が町を紹介するときの決まり文句は、十勝平野の真ん中で、「田園都市帯広とワインの町池田の中間です」と、消極的な紹介が定番でした。そして、平成に入るや、リーマン・ショックが引き金となり、地方経済に不況をもたらし、経済界を筆頭に地域の疲弊を防ぐために、官民一体となって、地域おこし、まちおこし、一村一品、B級グルメ創作など、町の名を高めるべく取り組む時代が続いております。

このような状況の中で、幸いにも我が町には、発祥の地という冠を持つことができましたので、道内の他町村より、まちおこしで1歩も2歩も先行することができました。このことからパークゴルフ振興施策は重要であると多くの町民が認めることでありますが、発祥の地といえども、30年という月日の経過には、住民間に意識の変化が生じてきています。

まず、プレーヤーの高齢化、愛好家の減少、高度化した技術、質の高い競技性への移行、コースの劣化による不満、整備体制のあり方を要因として、地元住民の熱意が沈静化しています。

また、その反面として、今でもプレーヤー人口は、法人化した日本パークゴルフ協会の努力があり、国内はもとより世界に向かって拡大基調にあります。

そこで、これからのパークゴルフ振興について、町長の考え方をお伺いします。

1点目、町によるパークゴルフ振興への取り組み経緯と、その社会的効果について。

2点目、パークゴルフがもたらす幕別町への経済的効果。特に観光消費と用品製造販売について。

3点目、パークゴルフ効果をより高めるための30周年記念事業と今後の事業展開のあり方について。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「パークゴルフの生誕 30 年について」であります。

昭和 57 年に当時の鳥取県泊村で考案された「グラウンドゴルフ」の用具を持ち寄って、運動公園に 7 ホールを造成し、その意外性や爽快感から新しい遊びの誕生に熱い思いを感じた昭和 58 年から数え、来年は 30 周年の記念すべき年を迎えることとなりました。この間、昭和 61 年 3 月の「パークゴルフ」への改称、同年 9 月の幕別町パークゴルフ協会の設立、翌昭和 62 年 8 月の国際パークゴルフ協会の設立、第 1 回北海道知事杯パークゴルフ国際大会の開催という黎明期に始まり、平成に入って道外、国外でのコース造成や平成 8 年のパークゴルフネットワーク会議の開催という成長期を経て、今や愛好者は 120 万人を超えと言われ、「パークゴルフといったら幕別町」と、多くの皆様から親しまれる成熟期に入ったものと認識いたしております。

ご質問の 1 点目、「町によるパークゴルフ振興への取り組み経緯とその社会的効果について」であります。

平成元年に「現代用語の基礎知識」にパークゴルフが掲載されたことを皮切りに、平成 4 年の文部省主催の「生涯スポーツコンベンション 92」での事例発表が大きな反響を示し、平成の時代の訪れとともにパークゴルフへの関心は大きな高まりを見せたことから、誕生 10 年目の平成 5 年 4 月に教育委員会にパークゴルフ振興係を新設し、国際パークゴルフ協会へ職員を派遣し、協会と一体となって、普及・振興に向け取り組んでまいりました。

同年 9 月には、10 周年記念事業として 10 周年記念式を開催するとともに、パークゴルフクラブハウス「くまげらハウス」を竣工し、その後においても国際パークゴルフ協会とパークゴルフ振興係が連携し、国際大会を初め各種大会の開催や国内外への普及促進に努めてまいりました。

その後、パークゴルフの国内外への広まりを背景に、平成 12 年 6 月には国際パークゴルフ協会が NPO 法人の認証を受け、組織として自立の道を歩むこととなりましたことから、平成 13 年度からは職員の協会への派遣を取りやめ、翌平成 14 年 4 月にはパークゴルフ振興係を廃止し、パークゴルフの行政視察等の受け入れを企画室が、町内のパークゴルフの振興関係を生涯学習課が、パークゴルフ場の管理を建設部が所管することとし、パークゴルフ団体の指導、ルール、公認コースの認定業務等は当時の国際パークゴルフ協会が担当し、現在に至っております。

次に、社会的な効果についてであります。

パークゴルフを生み出し、コミュニティスポーツとして広めていく過程において、地域の各層の住民が協力し合い、連携が図られましたことは、まさしく本来の手づくりのまちづくりの実践であり、この自発的、継続的な取り組みを通じて得られた経験は、何物にもかえがたい価値を生み出したものと考えております。

また、地域社会でのつながりが希薄化している中で、誕生当初から三世代交流を初め、世代を超えた人々の交流が広がったことによって、コミュニティが形成されましたことや、パークゴルフ発祥の地としての知名度が増すにつれ、十勝管内のみならず管外からも多くの方々が本町を訪れることとなりましたことから、そこでの交流の機会が生まれ、地域間交流がもたらされましたことは、効果の一つであったと認識いたしております。

加えて、高齢者の方々にとっては、家から外へ出て人々と交流を図る機会を得ると同時に、歩くことを通して健康の保持増進にも寄与しており、「パークゴルフのおかげで、友達もふえたし、元気になった」という声も聞かせていただいております。

そして、パークゴルフが全国へ、海外へと広がりが増すことによって、「パークゴルフ発祥の地・幕別町」の知名度が増し、町のイメージアップにもつながっていることも大きな効果の一つであろうと考えております。

ご質問の 2 点目、「パークゴルフがもたらす幕別町への経済効果、特に観光消費と用品製造販売について」であります。

パークゴルフがもたらす経済効果につきましては、平成9年に当時のたぐん総合研究所に委託して実施いたしました調査では、平成7年度のパークゴルフ入り込み客、年間24万1,000人による町内での観光消費額は年間20億7,000万円、町内にコースが開設されて以来の累計ではおよそ100億円であり、パークゴルフ用品の市場規模は総額で6億4,000万円と推計され、これにかかわる町内での製造品出荷額は4億4,000万円、パークゴルフ用品が市販されて以来の累計で22億6,000万円の経済効果あったとの推計結果が出ております。

現状におきましては特に調査を実施いたしておりませんが、平成23年度の町営パークゴルフ場利用者が30万5,000人と、調査時を約6万人上回る入り込み客がありますことから、消費の落ち込みを割り引いても、飲食や宿泊など20億円程度の観光消費が生まれているものと推測いたしております。

次に、用品製造出荷額であります、町内では2社がクラブの製造に携わっておりますが、販売本数が当時の3分の1程度に減少しておりますので、価格上昇分を加味いたしましても、平成23年度は2億8,000万円程度の出荷額にとどまったものと推測いたしているところであります。

このように、平成9年の調査時に比べ、用品製造出荷額は減少しておりますが、入り込み客数は増加しておりますことから、平成23年度においては、当時と同程度、25億円程度の経済効果がもたらされているものと考えております。

ご質問の3点目、「30周年記念事業と今後の事業展開のあり方について」であります。

来年は、昭和58年にパークゴルフが産声を上げてから30年が経過するという、まことに喜ばしい年を迎えます。パークゴルフをこれほどまでに誇れるコミュニティスポーツに育て上げてくださった関係者を初め、愛好者などすべての方々に心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、これまでの周年記念事業についてであります、平成5年の10周年の際には、10年の歩みをビデオで紹介するとともに、愛好者なども交えたパネルディスカッションを内容とした記念式典と歓迎レセプションなどを、平成15年の20周年の際には、現日本ハムファイターズ監督の栗山英樹氏の基調講演とパネルディスカッションを内容とした記念式典などを開催いたしております。

また、パークゴルフは、平成15年の「ねんりんピック」からは正式種目に採用され、来年の「ねんりんピックよさこい高知2013」では、一昨年、本町に視察に見えられパークゴルフ場を整備された中土佐町を会場に開催されるなど、全国津々浦々にまで広がりを見せ、本年4月現在では、全国で400を超える市町村に1,213のコースが整備されるまで隆盛してまいりました。運動公園の芝生に穴を掘り、塩化ビニール管を輪切りにして埋めた誕生の日を思うと、今昔の感にたえません。

30年という大きな節目の年にどのような内容の記念事業を展開していくかにつきましては、現在、内部で検討をしているところでありますが、これまでの歴史をまとめた記念誌の発刊や記念式典を初め、30年を機にさらなる発展につなげていくことのできるような内容としなくてはならないものと考えております。

次に、今後の事業展開についてであります、これまでもパークゴルフを町の振興やまちづくりにどう位置づけ、つなげていくのかという命題を常に意識し、国際パークゴルフ大会などへの支援やパークゴルフネットワーク会議など他市町村との交流に取り組んでまいりましたが、幕別町パークゴルフ協会や日本パークゴルフ協会とも一層連携を図り、展開してまいりたいと考えております。

また、本年設置することといたしております「魅力発信・観光プロモーション事業実行委員会」の中でも、パークゴルフをどう本町の観光振興につなげていくかを検討することといたしており、多くの方々のご意見をいただき、良策を見出したいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 再質問に入る前に、5月26日、新聞に、「道民の声」が書かれております。それは、幕別町のパークゴルフを賛歌する記事でありました。少し報告いたします。

「お山の雪も解け、新緑の薫る季節になって、待ちに待ったパークゴルフができます。これを発案して広めてくれた幕別の人たちに感謝したい気持ちでいっぱいでありました」と、小樽市の73歳の主婦

の方。この記事を読みまして私は、今でも道民の中には、パークゴルフを通して幕別の知名度を高めてくれる、そういう記事を出してくれる方もいるのだということを驚き、また、うれしさを強く感じました。

また、この日は、幕別町では第1回町長杯の幕別町民パークゴルフ大会が開催された日であります。88名の参加の方がおりまして、その開会式の弁で町長もこの記事について簡単に触れておりました。町長は、町の知名度が高まる効果だけでなく、今でも感謝の弁を言ってくれる道民がいることにもっと深く感銘したのではないかと考えておりますが、そのことに一言、町長から感想なりコメントがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように、小樽の73歳の方がパークゴルフを楽しんでいる、そこにこのパークゴルフを生んだ幕別町の町民の皆さんに感謝したいというようなことが新聞に出されて、大変うれしく思いました。そういう方の期待にこたえるように、なお一層、発祥の地として頑張っていかなければならないなど、そんな思いも強くしたところであります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） パークゴルフが生誕しまして25年、ようやく幕別の町長杯が開催されたと。愛好家にとっては、なぜ今さらこのような大会が設定されたか、一瞬戸惑いがあったと聞いております。終わった後、参加者は帰り道で口々に楽しかったなど、気分がよかったと、満足感を持ったと聞いております。地元では、今、下火になりつつあるパークゴルフであります。町長杯という質の高い競技会が開催されたことで、プレーヤーの減少の歯どめの一つの策になるのではないかと、今後も回数を重ねていただけるかということを、まず伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町長杯の冠をつけて、ゴルフ大会が早くから開かれておりました。さらに、ゲートボールも、町長杯ゲートボール大会というのが、ずっと開催されています。なぜか、そのパークゴルフだけ町長杯という名の大会がなかったということで、パークゴルフの愛好者の方々から、なぜ発祥の地で町長杯のパークゴルフ大会がないのだというようなことが言われておりました。それが今回実現したわけですが、それ以前には、町長杯という名はつかなかったのですけれども、春、秋に公区対抗のパークゴルフ大会ですとか、町主催あるいは教育委員会主催の大会は、今までも開かれてきたわけですが、今回、幕別のパークゴルフ協会の皆さん、あるいはほかの方々の協力をいただく中で第1回の町長杯のパークゴルフ大会が開かれたと、これからも継続して開催されていくものだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、再質問の本題に入っていきます。

まず、パークゴルフによる社会的効果について、地域のまちづくりと町のイメージアップ、これには本当にパークゴルフというのは、大変な貢献をしたと聞いております。全国的にまちづくりの取り組みが進められているとき、いわゆる施設整備や通り一遍のイベント開催に終始しまして、行き詰まりを見せていることが多いと聞いております。

幕別町におけるパークゴルフ振興、地域の中で独自の発想から生み出され継続的に取り組まれている、全国的にも知らしめたと、幕別町にとって新しい価値を創造した、また、町のイメージアップの効果に本当に役に立った。このことに再度町長からの評価について、一言お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私からの、あるいは町としての評価については、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、そうした私どもの評価以外にも町民の皆さんそれぞれがパークゴルフに対する思いや、パークゴルフがここまで伸びてきた、その成果あるいはパークゴルフを通じてのまちづくりや、パークゴルフが自分たちの生活にどう影響しているのか、そういった効果というのは、皆さんそれぞれが感じていらっしゃるだろうというふうに思っております。私は、先ほども申し上げましたように、

やはりパークゴルフを通じてのまちづくりやコミュニティの造成あるいは健康づくり、そういったいろんな面でパークゴルフがもたらした影響というのは、大きなものがあるのだろうと思いますし、地域間交流あるいは知名度アップ、あるいは観光面にも少なからず影響を及ぼしている、効果を上げている、いろんなことがパークゴルフを通じて今までのまちづくりの中で培ってきたものだろうというふうに思いますので、引き続きそういったよい面をこれからも伸ばしていくことに努力していかなければならないものと思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 確かに、町の知名度を高めるため、また私たちは、町の食材を生かすために、民間主導でしたが、B級グルメの発見、研究、また農家の主婦の方とスイーツの研究や、そばまつり、ニラ祭り、いろいろ挑戦をしてきました。しかし、やはり継続をするということは非常に難しく、その困難さに今はぶつかっておる停止状態にあります。パークゴルフというのは、まさにこの町にとって、町の名を高める最大の武器であったのではないかと思います。ただ、我々も民間として、今は静かにしておりますけれども、次なるイベントの企画などを模索しておる最中であります。行政に対して我々がマンパワー等の支援を求めたら、町長は、まず的確に対応していただけるかどうかをまず伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフは、先ほども言いましたように、町のみならず、いろんな方々のご協力を得ながら普及、発展してきたわけですから、民間の皆さんのお力や町民の皆さんの意見も反映した中で、これからもまちづくりの中に反映していくことが大事なのだろうというふうに思いますし、お話ありましたように民間の部分でも食を通じてのいろんなこともなされているわけでありますから、そういったこととタイアップした中で、全般的な町の観光とか町の振興という中で、これからも努力していくことが大切であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 次、健康福祉という課題であります。いわゆる過去に健康と医療についての意識調査を町にしてもらったということがありました。そこには、やはり65歳以上の高齢者の方でありましたけれども、パークゴルフを日常的に行えば3割以上の方が健康状態がよく、また「普通である」と答えた人を含めると、9割近い方が健康だという健康増進効果、そのことは明らかに認めております。

また、交流という面で、心理的効果、この方向もいい結果が出たと報告されております。このような調査というのは、やはり高齢者社会にとって、高齢者の自発的な健康管理を進めさせるためにも資料として非常に役に立つのではないかと思います。

5年、10年置きでよろしいですから、調査をするような、パークゴルフの健康への意識調査というのは、これからも続ける考えがありますかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） なかなかパークゴルフと健康、あるいはパークゴルフをやることによってどれだけ長寿になったか、いろんなことを現実には調査だけでは難しいものがあるように思います。一時、調査をやって、聞き取りなんかで行くと、いや、おかげさんで今言われたように病院へ行く回数が少なくなったとかいろんなことが言われまして、幕別町はパークゴルフのおかげで病院へ通院する高齢者の方が少なくなったと、そういったことも前回の調査の中では出てきたのですが、これはなかなか現実的にやることは難しい。お医者さんをお願いして調査してもらおうといったって、これはなかなかできるものではないわけですから、最後は職員なりお医者さんのお力をいただく中で、聞き取りをしながらやるということしかないのだろうと思いますけれども、手法はこれから考えていかなければならないし、実施時期ですとか対象だとか、いろんなことがあるのだろうというふうに思いますけれども、過去のやった事例も参考にしながら、今後、考えてまいりたい、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、2番目のほうの経済効果、これについて質問に入りたいと思います。

当然、この町で一度はプレーをしてみたいという、そういう愛好家、その入り込み数の推定数というのは、順調に当時は伸びるという計算ができたのだと思っております。いわゆる金額で言う一時消費といいますか、宿泊だとか飲食、そういうものにかかったお金というのは、年間で1億5,000万円とか2億円とかいう数字が出たということが推定できると。いわゆるこの幕別町に、幕別町にといわず十勝に与えた経済的インパクトというのは、非常に効果があったのだと期待されました。

しかし、今この30年目を迎えますと、なかなか目に見える効果というのは、感じるものが今はかなり少ないのではないかなと思っております。このパークゴルフ愛好家の入り込み数の減少、その辺の理由について町長としてどういうとらえ方をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 経済効果、そういうふう to 今お話ありました入り込み客のかかわりとは、もちろん密接な関係があるわけですが、入り込み客が、そう大きな減少だというふうにはとらえては私にはおりませんが、言うなれば、同じ方がずっと続けてやっていて、新たにパークゴルフに取り組んでおられる方が、特に若い方々が少なくなっているのかなと、そんな印象は、ちょっとあるわけですが、一つには、昨年来言われております道東道の開通等によって、いわゆる道央あるいは道南の方々のお客さんを呼び込む、そういったこともこれからのパークゴルフの振興と観光面を結びつけた中では、大切なことでないかなというふうに思っておりますし、少なくともよそから来てパークゴルフを楽しんでいただければ、それなりのやはり効果あるいは経済に波及すべき点というのは出てくるのであろうというふうに思っておりますので、よりよい、いわゆる発祥の地でパークゴルフを楽しんでいただく、そのことによっての入り込み客数の増、あるいは観光客の誘致ということは、考えていかなければならない問題だろうというには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 特に札内のコースについては、確かに入り込みは減ってはいないと。ただ、全体的に素通りのお客さん、幕別で遊ぶ、だけれどもお金は落としていかないと、素通り客のことが多いのかなという気はしております。

続きまして、用品生産に伴います経済効果、このパークゴルフ市場は今は大体6億円ぐらいという数字を聞いておりますが、町内のメーカーは2社と、そんなにうちの町の製造出荷額で言うと100分の1ぐらいの数値かなと思っております。しかし、パークゴルフ、この大きさというのは、やはり古くからうちの町にはベニヤ合板をつくる技術とか、そういうものづくりに関しては十勝では優秀な技術力、そういうものがあつたのだと思っております。すぐれた知恵とわざが伝えられ、それを担う人材がいる。それが大きな資源として、これからも残っていくと思っております。今後もこの機運といいますか、そういうものが伝承されるべきであると考えますが、町長、その点についてお考えを。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ニッタクスを初め町内業者の方々と頑張って製品、製造、そして販売をいただける。一時は、ボールの部分も葉山電器さんでつくっていた経緯もあつたようですけれども、今はちょっと違うのかなと思いますけれども、そういったことで、やはり町の産業の中でもパークゴルフが大きな影響を及ぼしているのだらうというふうに思いますけれども、ただパークゴルフのクラブも一つ買えば何年ももつわけですから、年々愛好者は増えたといいながらも、クラブの出荷というのは減っていくのは、これは仕方がないことだらうというふうに思いますけれども、これは余談ですが、ことしの5月のゴールデンウィークにデンマークからお客さんが見えて、デンマークにパークゴルフ場をつくりたいということで、早速ニッタクスから10組ぐらいですか、道具を買っていただきました。そういったところなどにも、これから出荷を伸ばすという一つの方策があるのかなというふうにも思っておりますので、そういったことも含めながら仕事の機運を大切にする中で普及を広げていきたい、というふうに思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） パークゴルフの用品には、何点か特許といいますか、そういうものが入っているということを聞いております。我が町にもようやくこの特許を取るとかという、そういう方向に目を向ける機運が出てきたのではないかなと。手続等の協力、支援というものがあれば、もっと発見、発明しやすい状況になるのではないかと思います、その点につきまして、町長にお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろんな特許を取って、それを大事にしながら製品を製造し、販売していく、これは企業の努力でもあるのでしょうし、また、それが行政なり経済団体が支援できるものがあれば、当然支援していくということになると思いますけれども、そういった企業の皆さん方の努力についても敬意を表したいと思いますし、さらなる発展につながっていければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） パークゴルフに関連しまして、関連した業界で、この町に対する経済効果といいますか、そのことが期待される点が私は3点あると思う。

1点目は、いわゆるそのコースの維持管理、運営にかかわる資材調達や機械を買って、また、その雇用の創出も生んでいるのではないかと。

2点目は、町の知名度向上、いわゆるPR活動に広告、宣伝、これがパークゴルフの発祥の町だということで、いわゆる広告宣伝費が私はかなり節約できたのではないかとことを思っております。

また3点目は、当然町外から来訪者の増大、いわゆる人的交流の範囲が広がりました。当然、異業種の方との取引、そういう機会が増えたのではないかと思っております。特にPR効果にかかわる広告宣伝費の節約という面で考えますと、テレビスポットのCMで計算しますと、15秒を1日5回放映しますと、北海道のベースではないですけども、大体1,000万円とか1,500万円費用がかかると言われます。

また、これをつくるために大体500万円とかというお金がかかる。いわゆるテレビのスポットで流すと2,000万円ぐらいの経費がかかる。それをパークゴルフ発祥の町というこの一言で、いわゆるテレビ放映もそんなに経費をかけないで削減できたのではないかと。私は、この削減されたと想定できる金額をぜひ幕別町のこれからのさまざまなパークゴルフ振興策に使っていただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるようにテレビコマーシャルを流せば、そのぐらいのお金がかかるのかもしれませんが、幕別町、おかげさんで、そういったことのない中で、いろんな場面で幕別の名を知らしめていただけると、大変ありがたいことだというふうに思いますし、きのう、一昨日ぐらいから、盛んにオリンピックの福島選手の名前も幕別町出身、幕別町出身と至るところに出てくるのも、これなんかも大変町の名を知らしめるという意味ではありがたいなというふうに思いますし、もう一つは、残念だったのは、平成8年にパークゴルフネットワーク会議、宮城県、石川県、富山県、神奈川県、五つの町のネットワーク会議が、平成の合併で崩れてしまった、解散してしまった、ちょっと残念な思いをしているのですけれども、こうした交流を深めて、またさらに交流の輪が広がっていく、パークゴルフ普及の輪が広がっていくということが、大きな効果でもあったわけであります。今、最近になってまた神奈川県の開成町あたりからは、もう一度交流をというようなこともあるようですけれども、そういったパークゴルフを通じてつながっていく町がどんどんふえていくことが、また今言う地域間交流や人的交流にもつながっていく、あるいは経済交流にもつながっていく大切なことであろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） それでは、3番目の30周年記念事業と今後の事業展開に移りたいと思います。

20周年記念、いわゆる町長の答弁にもありましたが、現日ハムの栗山監督が基調講演をしてくれたと。ことしは2軍の試合も幕別で開催されるということで、何となく縁の深さを感じます。ぜひ30

周年の記念には、野球道を称賛してもらいたく、幕別でまた何とか花形スターを連れながら講演してもらえないかと、ぜひ町長のご努力に期待をいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ことしの3月2日か3日でしたでしょうか、日本ハムファイターズの激励会が札幌のホテルでありまして、私も呼ばれて行ったのですけれども、そのときに私は20周年のときに栗山監督が百年記念ホールで講演したそのときの広報を持って行って監督に見せたのです。「あっ、そんなこともありましたね」で終わりましたけれども、それでもやっぱり覚えてくれたのかなと大変うれしく感動したのですけれども、先ほども言いましたように、これから30周年の記念事業については、恐らくこれからずっと検討協議あるいはほかの団体との連携も密にしながら、来年の春ぐらいまでには方向性を見出していきたいというふうに思いますし、もちろん予算づけの関係もありますので、十分今ご提言いただいたようなことも含めながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 当然、質の高い協議会、これもやはり開催してもらわなければならない。JALカップの大会だとか、全日本の大会だとか、いわゆる全国規模をやってもらうと3,000万円ぐらいの経済効果があると聞いております。ぜひ、その声も強く町民の中から出ているというのが現状でありますので、町長の検討の中に加えていただきたい、そう思っております。

そういうことで、次は、今後の事業展開につきまして移りたいと思います。

うちの町には、日本パークゴルフ協会という形と、それから幕別町のパークゴルフ協会、この二つがあると思いますが、日本パークゴルフ協会というのは、もうこれからは世界に向かってパークゴルフの振興、普及を進めてもらう、そして幕別町の知名度をより一層高めてもらう、そういう役割分担がこれからは一番大きいかなと思っております。町と幕別町のパークゴルフ協会の役割としては、私は地元住民に向かって、より一層の盛り上げが進む環境づくりをやるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） それぞれの担う役割を果たしていくことがパークゴルフの振興につながっていくのだろうというふうに思います。今おっしゃられたように環境づくり、あるいは同じ環境づくりの中でも民間として協会にやっていただくこと、あるいは行政として町がやっていかなければならない担う役割、それぞれを果たしていくことがまちづくり、そしてパークゴルフの普及、発展につながっていくのだろうというふうに思いますので、より密接な連携のもと、それらの施策に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 幕別町パークゴルフ協会というのは、体育連盟の一員と位置づけられて、多分助成金は4万6,800円であると見ております。この協会は、今後、日本パークゴルフ協会と同額の、あそこには今50万円の交付金が出されておりますが、幕別町パークゴルフ協会に同額のお金を出して、コースの芝生管理等、いわゆる本当のゴルフで言うそのグリーンキーパー的な役割をやってもらうと、そのことでコースの劣化に対する不満が軽減できるのではないかと考えておりますが、そのような手法をとる考えはないでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたようにグリーンキーパー的な役割を幕別のパークゴルフ協会にお願いできるかどうか、この辺は、ちょっと私も今お話を聞いただけですから何とも言いようがありませんけれども、ただ、ことしも幕別パークゴルフ協会の総会にお招きをいただいて、ごあいさつさせていただきましたけれども、なかなかちょっと言葉に窮するのですけれども、若い方が少なく、いつものメンバーの方の集まりになってきていると、そういったことがちょっと憂慮されるのかなと。もっと若い人、新陳代謝が進むことによって、こうした事業もやっていただけるのかなというふうな思いもありますので、この辺は十分相手方もあることですから、相談をさせていただく中で進めてい

きたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 愛好家の高齢化もあります。また、コースの高齢化、いわゆる劣化、これも非常に激しいのではないかと考えています。発祥のコースにある本町地区のコース、これは非常に今は人けもなく、かなり利用度が少なくなっている。そこで、旧陸上グラウンド、あの空き地を、空き地とは言いません、旧グラウンドですから。あそこを活用して、芝生が美しく、そしてサンドグリーン等の排水機能の持つコースを造成して、幕別町にすばらしい美しいコースが一つできたと、いわゆる愛好者の口コミに乗ってパークゴルフの町としてのリーダー役を、これは他町村に絶対譲るわけにはいかなと思います。そのためにも私は、現状維持で、いわゆる公園の延長ということで、パークゴルフが今はもういいとは思っておりません。やはり経済効果ということもねらわなければならないということで、利用者の少ないコースを少し整備、整理しまして、再び愛好家をこの幕別の本町地区に引き戻す、そのために新しいコースづくり、これをいろんな機関とも協議してやるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） パークゴルフ場の新設というお話でありますけれども、私はなかなか今の状況の中でパークゴルフの新設というのは難しいのかなと。逆に今、後段にお話ありましたように整理、統合していくということが、逆に求められてきているのかなという思いも一つあります。それらの中で私は、もう一つパークゴルフに対しての一番憂慮されるのは、余りにも競技性に走って、みんなが上手になるから、上手な人ばかりがパークゴルフへ行く。あるいは、ほかの町村なんかでもゴルフ場に負けないようなすばらしいコースを競い合ってつくっていく、そういったところが本来のパークゴルフの目的からすると、ちょっと離れていくことになっていくのかなという思いはしております。そういった意味では、パークゴルフの甲子園でもいいのですし、パークゴルフの発祥の地でもいい、とにかく古くても発祥の地の幕別でパークゴルフをやってほしいのだ、やりたいのだ、そういう方に多く来てもらえるような体制づくりは、私は必要なという思いもしております。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 発祥のコースを持ついわゆる本町地区の商店街、この命運を決める、これはやはり私パークゴルフのやり方、そう思っております。今はいろんなことで活性化を考えますが、やはり町長、パークゴルフを抜きにして、この町の活性化は、私はなかなかできないのだと、そう思っております。ぜひ町長の大英断を期待しております。

幕別の本町地区、いわゆる町長、3地区の均衡ある発展ということを言っておりますので、ぜひ幕別の本町地区の発展のために愛好家をたくさん呼べるような施策、それを打ってほしいと思っております。そのことについて一言だけ。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご提言でありますから、内部で後ほど検討させていただきますし、また関係の団体、関係の方々のご意見も伺いながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○7番（藤原 孟） 「北のくらし大賞」という賞をもらいました。この受賞理由は、人けのない公園を人でいっぱいに変容させた。そのことで受賞されました。今、発祥のコースに新たな対策を打たなければ、人けのないパークゴルフは、ただの緑地帯に戻るのではないかと私は心配しております。町長は、これからいろんな施策を持っているとは思いますが、ぜひそういうことにならない、またこれからも20年、30年ずっとこのパークゴルフが続くことを私は心配をしながら願っておりますので、ぜひそういうことにならないように施策を、いわゆる大英断とは、なかなか町長から大英断の答えは得ることができなかったのですけれども、前向きに、前向きに本当にやってほしいと思って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

この際、11 時まで休憩いたします。

10：49 休憩

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 通告に従いまして、質問をいたします。

幕別町における自然エネルギーの利用促進と新庁舎への活用について伺います。

東日本大震災と東京電力福島第一発電所の事故が起こりまして、また近年の地球温暖化によると思われる異常気象などに直面いたしまして、私たちは、地球環境を守り、将来も人類が住み続けられる社会を残すことに特別の努力を払わなければならない責務があると考えます。いまだ人類が制御する技術を持たない原子力発電をゼロにする社会をつくり、また地球温暖化を避けるために化石燃料削減のエネルギー政策を選択することは、避けて通れない課題であると考えます。そのため、自然エネルギーを積極的に活用していく努力を地方自治体は求められているのではないのでしょうか。

自然エネルギーは、どの地域にも広く存在しております。その地域の特性をよく調査して活用すること、エネルギーの地産地消、地域での自給率の向上のための施策の積極的展開が必要であります。

また、自然エネルギーへの活用への取り組みは、地域の産業との共同の取り組みが必要であり、地域の雇用を確保し、ひいては地域内の経済効果を高めて、元気な地域社会を生み出す力となりました。そのために、幕別町の現状を明らかにし、次のことに取り組む必要があると考え、質問いたします。

一つ、町の自然エネルギー利用の現状について。

町の助成制度で設置された太陽光発電、ペレットストーブの総件数はどのくらいか。

また、町助成以外の太陽光発電、ペレットストーブの設置件数はどうか。

本町のエネルギーの自給率はどうか。

二つ目に、町に「自然エネルギー担当部署」を設置し、エネルギーの自給率向上を目指して、次のような役割を果たすべきと思います。

一つは、町内の小水力、木質バイオマス、畜産排せつ物、地熱、風力など、自然エネルギー活用の可能性の調査、発掘を行う。

先進地の調査・研究。

また、研究機関、研究者との連携、共同の取り組み。

計画、政策、推進方策の提起。

三つ目、新庁舎建設に当たっては、自然エネルギーの活用率を高めるため徹底した姿勢で臨むこと。

太陽光発電等の太陽エネルギーの活用。

木質ペレット、地熱エネルギーによる冷暖房の実施。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における自然エネルギーの利用促進と新庁舎への活用について」であります。

ご質問にもありますように、地球環境を守り、将来にわたって人類が住み続けられる社会を残すことは、現代に生きる私どもの使命と責務であると考えております。

地球温暖化を抑止するためには、原子力や化石燃料にかわる地球環境に優しい、新たなエネルギー技術の創出や自然エネルギーを積極的に活用することが必要であると考えております。

ご質問の1点目、「町の自然エネルギー利用の現状について」であります。

初めに、町の補助制度による太陽光発電の導入実績につきましては、制度を開始した平成18年度か

ら平成 23 年度までの 6 年間で総補助件数は 93 件となっております。

また、ペレットストーブの実績では、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間で総件数は 6 件となっております。

なお、太陽光発電の補助につきましては、本年度におきましても 40 件の補助を予定し、本年 4 月 11 日から 5 月 11 日までの期間で希望者を募集した結果、39 件の予約申請があり、その後、追加の予約申請があったことから、現時点では 40 件の予定件数に達しております。

昨年度も予定件数を超える申し込みや問い合わせが多数ありましたことから、補正予算で対応した経緯があり、本年度におきましても今後の問い合わせの状況を見ながら対応をしていく必要があるものと考えております。

次に、町助成以外の太陽光発電、ペレットストーブの設置件数であります。

太陽光発電につきましては、平成 23 年度末で 68 機の設置が確認されており、ペレットストーブにつきましては、1 台の設置を把握いたしております。

次に、「本町の自然エネルギー自給率」についてであります。

福島第一原発事故を契機として、太陽光発電を初め、風力発電、地熱発電、小水力発電、バイオマス発電など自然エネルギーへの関心が高まっており、本町におきましても太陽光発電の企業進出に期待を寄せているところであります。

「自然エネルギー自給率」は、地域で使う電力や熱のエネルギーをどれだけ太陽光発電や太陽熱などの自然エネルギーで賄っているかを示すものであります。

推計には本町区域内のエネルギー需要量と自然エネルギーの供給量をそれぞれ推計し、求めるものであり、電力と熱の総エネルギーベースでは、推計値を算出したしておりませんが、電気の使用量で申し上げますと、「幕別町地域省エネルギービジョン」で推計いたしました 2010 年値を需要量に仮定いたしますと、0.5%程度であると推計いたしております。

ご質問の 2 点目、「町に自然エネルギー担当部署を設置し、エネルギーの自給率向上を目指すことについて」であります。

ご質問の中で、町として果たすべき役割や業務について大変貴重なご提言をいただいておりますが、増田議員のお話のとおり自然エネルギーを地域の特性を生かし活用することが必要であるのご意見には、意を同じくするものであります。

また、本町においてどのような自然エネルギーの活用が可能か、また有効に利用できるかとの調査・研究等は、今後の幕別町の発展のためにも重要な課題であろうと認識いたしております。

しかしながら、新たな部署の設置につきましては、現在、それぞれご提言をいただきました事項につきまして、各担当部署が中心となり調査を行い、役場内の連携により取り組んでおり、これからも自然エネルギーの有効活用による地域活性化と自然環境の保全、省エネルギーの推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、新たに担当部署を設置することにつきましては、今後の社会の動向などを見ながら、組織機構の見直しの中で検討をさせていただきたいと考えております。

ご質問の 3 点目、「新庁舎建設時の自然エネルギーの活用について」であります。

東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー、地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、国は、都市の低炭素化を図るため、その基本的な方針の策定や市町村による低炭素まちづくり計画の策定などを柱とした「都市の低炭素化の促進に関する法律」を本年 2 月 28 日、国会に提出いたしました。

同法におきましては、低炭素化の方策として、都市機能の集約化や公共交通機関の利用促進、緑地の保全のほか、太陽光、その他の化石燃料以外のエネルギーの利用や建築物のエネルギー使用の効率性の向上による二酸化炭素の排出抑制の促進が盛り込まれております。

現在、本町におきましては、「新庁舎建設基本方針（案）」に基づき、議会におきましてもご議論をいただくとともに、広報や住民説明会におきまして、新庁舎建設に向けた基本的事項等の考え方をお

示してまいりました。基本方針（案）におきましては、新庁舎の基本的な考えの一つとして、「省資源や省エネルギーに対応した経済的で維持管理しやすい環境に配慮した庁舎」を掲げております。

「環境に配慮した庁舎」を実現していくためには、増田議員がご質問の中で示されましたように、太陽光発電や木質ペレット、地熱エネルギーによる冷暖房を初め、建物内外の温度差を利用し、動力に頼ることのない「自然換気」による空調方式や、夏場において昼間、建物内に蓄積された熱を夜間に放出し温度の低い空気を取り入れる「ナイトページ」、また人工照明に過度に頼らないよう、ひさしを取り入れた自然光の有効活用など、さまざまな方式が考えられます。

しかしながら、これらの先進的な設備を整備していくためには、相応の工事費が必要となることと、建築後の維持管理費用の低減化の視点を十分に考慮しなくてはならないものと考えております。

また、これまでの議会でのご論議や住民説明会、住民の皆様からの意見募集におきまして、意見といただきましたように、新庁舎の建設に際しては、できる限り経費を抑えて建設するべきであるとの考えは私どもも同じ考えに立っております。

今後、建設位置の決定をいただいた後に新庁舎建設基本構想を策定し、基本設計を実施していく段階に際しましては、こうした点を十分に考慮し、地球環境への負荷低減に配慮する基本的な考えのもと、汎用性、耐久性、維持管理コストなどの要素を勘案し、設計段階においてその詳細を検討してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） それでは、再質問させていただきます。

まず、認識を一致させるという意味でもお伺いするわけでありますけれども、この自然エネルギーをいかに活用していくかということにつきましては、政府でありますとか自治体の長などの姿勢が大きく影響してくるものと考えております。

東日本大震災のあの大きな地震、それから原発事故を経まして、やっぱり国民のエネルギーに対するその認識は、大分変わってきたのではないかというふうに思うわけです。しかしながら、やはり政府自身がきちんと、原発事故を経験して、脱原発を選択して、そういう方向でいくのだというきちんとしたその方針をとらないところに、この自然エネルギーなどの利用が進んでいかない一番大きなその理由があるものと考えています。そこがドイツなどとの大きな違いだというふうに思います。

昨日も省エネなどに対する質疑がありました。その中で、泊原発の稼働や廃炉について、町長の考えがただされたわけですが、町長は、そうしたものに言及する立場にないということで、はっきりとした答弁をされなかったわけでありますけれども、しかしやはり国にもしっかりと脱原発の方向を示すことを求めて、町長自身がそうした態度を示しながら自然エネルギーの活用に関心をもち、力を入れていくことが必要だと考えますけれども、再度お願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 原発の問題、自然エネルギーの問題も含めてそうでありますけれども、私はやはりこうした日本全体、国全体の中で、エネルギーがどうあるべきかは検討される問題であろうというふうに思っております。私個人がこうするべきだということではなくて、私どもが今言われて求められておりますことは、まずは原発がなくても自給率が、自然エネルギーを自給できるようなエネルギー対策が求められるのが一番だろうというふうに思っておりますけれども、それでもなおかつ7%の削減をしなければ間に合わないという現状の中で、今後のエネルギー施策をどう国が進めていくのかと、その中で、我々も町村会の一員として行動をとっていかなければならない問題であろうというふうに思っておりますので、私個人の意見を申し上げるのではなくて、そういう立場の中で町村会ともどもの中で行動をとっていきたい、そういう思いであります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 先日、野田首相は、大飯原発の再稼働を表明して、その方向で突き進んでいるわけでありますけれども、こうしたことが将来の日本にとって非常に大きな禍根を残すのではないかと

いうことを懸念しているわけでありますけれども、そうした意味からいっても町長が、そういう方向はだめだよと、この地域に住んでいる人たちのこれからの将来の生活や健康のことも考えながら、やはりそういう表明をして、きちっと政府にも求めていくことが、まず必要ではないかと思います。

去ることしの4月8日に脱原発を目指す首長会議というものが発足いたしました。これには全国の64の自治体の市町村長さんが参加して、脱原発を目指していこうではないかという決議をしたわけでありますけれども、やはりそうした全国、これ野田首相は、大飯原発の再稼働に当たって、おおい町でありますとか福井県の意見を聞いた上で判断するというようなことで、今、進んでいるわけですが、しかし原発の事故、原発に関しては、おおい町や福井県だけが地元ではなくて、やはり全国が関係、地元だといってもいいと思うのです。現に福島第一原発の事故の後、今、本町議会にも給食の放射能の測定をしてくれという陳情が出されていることにも見られますように、全国が地元だというふうに思います。そうした点で、やはりしっかりと町長自身の立場を明らかにして、求めていく必要があると思います。

しかも、この東日本大地震、マグニチュード9の大地震の後、日本列島は非常に不安定な状況になっていると言われておりまして、そうした点では、東京近辺の大地震が4年以内に70%の確率であるというようなことも発表されましたし、その後、南海地震、東南海地震などに発展していくのではないかと。これは過去の歴史的な869年に起こりました貞観（じょうがん）地震の9年後、18年後に関東地方の大地震や南海地震が起きたという経験もありますし、そういう歴史的な経過も見ますと、今、日本列島がこの活動期に入って、いつどこで大きな地震が起きてもおかしくないという状況の中で、この再稼働をさせないことが自然エネルギーに転換していく上での、やっぱり最も大きなかなめになるのではないかというふうに思います。そうした点で、先ほども言いましたように首長会議も発足しております。ぜひそうした努力を町長自身がしてほしいと思いますが、もう一度いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も決して原発を推進するからどんどんやれなんて思いは持っておりませんし、ただ、今言っていることは、原発をゼロにすることによっていろんな波及問題も出てくる。例えば電気料の値上がりにはね返ってくるのではないかと、我々からすると同じ町村会の仲間内でも賛成の方もいらっしゃるし、とめられたら困るのだという市町村長もいらっしゃるわけであります。そういったことなんかを含めると、私は一個人で賛成、反対というよりは、国が全体的なエネルギーの施策を構築する中で、原発がなくても本当にやっていけるようなエネルギー政策がこれから求められていくわけですから、それにこたえられるようなことになっていくことが、町村会にしたって国民にしたって、だれもが望むことではないかなという思いは持ってしておりますけれども、私自身としては、そうした行動は町村会の皆さんとともにしていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 前段が少し長くなりましたけれども、町長の答弁にもありますように、この地球環境を守って、将来にわたって人類が住み続けられる社会を残すということに、やはりこの自治体の長としての責任を果たしていただきたいというふうに思います。

次に、町のエネルギーの利用の現状についてでありますけれども、太陽光発電については、過去6年間で93件、一般で助成を受けることなく整備されているのが68件あるということで、161件ということであります。木質ペレットはなかなか進まないで全体で7件という、こういうことでもあります。この18年につくられました新エネルギービジョン、これもよく見させていただきましたけれども、その目標値は、相当高いところに置かれています。京都議定書を経てやはりCO₂を削減するという、そういう観点から本町でも、これつくられたビジョンだというふうに思いますけれども、それを見ましても、例えば太陽光発電については平成26年までに400戸の整備をします。それから、木質ペレットについては、やはり平成26年までに200世帯に普及したいと、こういう目標を立て、公共施設の太陽光発電なども同じ期間に5基をつけるだとか、そのほかにもソーラーウォールという太陽熱を利用した施設に200戸に普及するとか、そういうこともあります。それからまた、家畜ふん尿の利用のプ

ラントも年 200 トン規模のものを平成 27 年以降に 3 基というような目標を掲げております。そういう目標を掲げながら今までやってきておりますけれども、残念ながら思ったような成果になっていないと。助成をした太陽光発電は少し進んでいるようでありますけれども、所期の目的は達成するのはなかなか困難だという状況にあるわけです。

エネルギー自給率を出していただいた推計では 0.5%ということで、これも全国的な平均から見ると非常に少ない、低い自給率となっております、全国を調べてみますと自給率が 50%以上だという自治体は全国で 103 自治体があると、道内でも 11 自治体が 50%以上の自給率を持っていると、そういうような状況であります。北海道自身の自給率も 3.38%ということで、全国の真ん中よりちょっと下の辺になりますけれども、北海道はやはり自然にも恵まれた中で、自然エネルギーの賦存量といえますか、エネルギーが非常に広範に豊富にあると言われております。そうした中で、やはりエネルギーをいかに利用していくかということに一生懸命に努力していかなければならないというふうに思います。

この新エネルギービジョンの目標の達成の努力を今後どのようにやっていかれようとするのか、ほとんどが平成 26 年度を目標年度としているわけですが、その辺の考え方についてもお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ビジョンの中で目標値を上げて、それに向かって施策を進めていく、また町民の皆さんの協力をお願いするということで今進めているわけですが、太陽光発電についての 400 戸、ことし入れますと残り 3 年でありますから、400 戸全部、100%とまではいかないまでも、かなり近い線まではいくのかなという思いもしておりますし、やはり太陽光に対しては、住民の皆さんの関心が非常に今高まってきておりますから、これらに向けては、さらに先ほどの答弁でも申し上げましたように補助制度を追加するなり充実していくことがこれから必要になってくるのかなという思いもしております。

もう一つ、ペレットストーブ、これなかなか進まない。どこに原因があるのかと言われますと、なかなか難しいのですが、最初は、やはりストーブ自体の値段が非常に高額だということから進まないということも言われておりました。しかし、足寄なんかではどんどん、庁舎自体もペレットであるし、個人住宅も進んでいるということでありますので、私どももまだまだ PR というのが十分でないのかなという思いもしておりますし、もう一つは、今後、残置木材のペレット化というようなこともこれからも出てくる可能性もあるわけですが、そういったことなんかも含めながら何とか少しでもペレット化が進められるように住民の皆さんの協力を求めているというふうに思っております。

また、自給率については、今回 0.5 という数字を出させていただきましたけれども、これ推計の段階ですが、なかなか我が町においては、これを上げることは厳しい問題があるのかなというふうに思いますけれども、これらもできることは十分努力しながら、これからも進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） これは新エネルギービジョンをつくったこの段階では、今日のような原発事故もなかった時代でありますし、だから、このつくった時点よりも、さらにやはり進んだその世論なり進んだ考え方で、これからも推し進めていかなければならないということを考えますと、やはりこの新エネルギービジョンも、もちろんその目標を達成するよう努力するわけですが、さらに見直しをして、それに到達する手段などもきちんと描きながら努力していく必要があるのだというふうに思うのです。

そこで、2 番目にありますように、自然エネルギーを担当する部署をしっかりと庁内に置いて、そして積極的に進めていく必要があるというふうに思います。町長は、答弁の中で、いろんな部署で総合的に進めていくのだという、そういうお話でありましたけれども、この新エネルギービジョンのそ

の進行ぐあいを見ましても、やはりきちんとした部署をつくって専属で努力していくということになっていかないと、これは達成していかないのではないかと。これは、少なくとも京都議定書などに基づいた形の中で裁定しなければならぬものとして計画されたのだと思うのです。だから、そういう意味でも庁内の体制の整備が必要だと思いますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） エネルギーにかかわっての担当部署を設けることについて、もちろんこれは否定するものでもありませんし、先ほど申し上げましたようにいろんな機構改革を進めていく、機構も見直していく中で、こういったことが考えられないかということは検討させていただきたいというふうに思いますけれども、当面は今エネルギー関係なんかは町民課があったり、あるいは家畜排せつ物なんかでいくと経済部のほうへ行ったりと、いろんな各課各部にまたがるケースも多いわけですので、その辺企画を中心とした中で、より庁舎内の連携を密にしながら対応していこうということで、今、進めておりますけれども、お話のとおり、今後、十分検討させていただきながら、担当部署の必要性あるいはよりよい方向性を見出していきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） 質問の中でも触れましたけれども、これから自然エネルギーをいかに自給率を高めていくかというこの事業は、やはり地域の産業にも刺激を与え、雇用もふやす。例えばペレットを普及しようとしたら、やっぱりその燃料をつくる工場なりなんなりがきちっと稼働していかないと普及していかないという関係もあって、雇用もそこで生まれるし、そのことによって、この町の経済自身がうまく回っていく、そういう関係にあるのだと思うのです。やはり、例えば足寄町などは、聞いてみますと、2003 年、平成 15 年に企画観光課に新エネルギー担当というものを置きまして専門職員を配置したと。そして、その年に足寄町木質ペレット研究会などもできたり、研究者だとか道職員、町職員らがプロジェクトチームをつくって、そしてスウェーデンなどへの視察を行ったりしながら町のエネルギーの活用のために努力したようであります。その後、3 年後には、経済課へ移して4 名を配属して、そして雇用拡大でも相当大きな効果を上げた、というようなこともお聞きしているわけでありますけれども、それに見られますように、やはりこれからそうした分野というのは、今、町でも企業誘致などをして努力しているようでありますけれども、しかしなかなか外から呼んでくるというものの成功は見えていない。そういうことを考えますと、やはりそういう努力をすることで、雇用も生まれ、地域経済も好転していくという一つの起爆剤といいますか、そういうものにもなるのではないかというふうに思います。そのことを考えますと、やはりなるべく早くその専門の職員を配置した上で、体制をとりながら活用を広げていく必要がある、この地域新エネルギービジョンの達成のためにも急いだ設置が必要ではないかというふうに思うのです。

そうしたことを考えている中で、新エネルギービジョンの中で示されている数字をちょっと拾って見たのですが、例えば幕別町の熱エネルギーの年間消費量が、これ推計ですけれども、この中で推計されております。灯油は年に1 万 6,233 キロリットル、民間であろうと工場で使われているものも含めて、いろいろな分野で使われているものも含めて1 万 6,233 キロリットル。これは平成十五、六年ごろの推計でありますけれども、そう大きな変化はないと思います。その時々灯油の値段も変わりますので、90 円で計算しますと約 14 億 6,000 万円の灯油が使われていると。それから、重油では 7,106 キロリットル、これも聞いてみますと、今大体リッター 92 円ぐらいしているということでもあります。それも 90 円で計算してみますと 6 億 5,000 万円ほどになって、熱エネルギーとして恐らく両方とも使われているわけですが、これが両方で 21 億 1,000 万円になるということになります、これは、推計でありますけれども。公共部門でどれだけ使っているかというのもここで推計しているのですが、灯油では 600 キロリットルで 5,400 万円ほど、重油では 1,020 キロリットル、9,384 万円ほど年間使われていると、今年度どの予算になっているかはちょっと調べていないのですけれども、そういう推計になっているという。

これ、こうした全体で 21 億円ぐらいになるのですけれども、このお金というのは、恐らく 1 割ぐら

いは町内に、それぞれの商店なりなんの利益として残りますけれども、1割も残るか、ちょっとわからないのですけれども、その9割以上は、みんな外に出ていくお金になりますよね。最終的には、中東の産油国のほうに出ていくということになるのですけれども、やはりこうしたことを考えますと、これをいかに町内の、いろんな木質ペレットもありますし、町内には畜産農家も相当ありますので、そうした家畜ふん尿を使ったガスの利用の問題もありますし、やっぱりそういうこと、それから例えば畑作なども盛んでありますので、例えば初冬になりますと、豆がらなどは、みんな畑で燃やされるわけですが、これは肥料になる部分もあると思うのですけれども、そうしたものもきちっと活用する。また、林地残材などもしっかりと活用するということで、これが町内でのエネルギーの2割なり3割になっていくということは、この町外に出ていっているお金がやはり町内で回ることになっていきますので、相当大きな経済効果、それから雇用効果になっていくと思います。そういうことを考えますと、一日も早くそういう方向に導いていくための体制づくりですか、これは次の機構改革ということを持たないで、この努力をしていく必要があるのではないかと、この原発の問題も含めて考えますと、ますますその感を強くするわけですが、町長の考えを。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 体制づくりのお話でありますけれども、決して何年先でなければ機構見直しをしないということではありませんので、随時必要なものについては、機構の見直しなどで対応していきたいと思ひますし、おっしゃられましたように町内において利用できる、活用できる自然エネルギーの発掘ですとか、これからはどこの町村も同じようなことで出てくるのだろーと思ひますので、一つには十勝圏というような中での、あるいは大学との研究ですとかいろんな中で、いろんな新たなエネルギーの発掘に向けての調査・研究はしていかなければならない問題だろーというふうには思っておりますし、そしてまた、それが現実に活用されるように行政のみならず、いろんなところの協力を得ながら進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） こうしたものが、なかなか自然エネルギーの活用が民間主導でいくということは、非常に難しいのだと思ひます。そういう中では、やはり町が中心となって、民間の方々も巻き込んだそういうものの中でいかに進めていくか、これは町の役割がかなめになるというふうには思ひます。そうした点では、やはりなるべく急いでしっかりとの方針を立てていただきたい。

この新エネルギービジョンなどを見ましても、なかなかそれをどういう体制で進めていくのか、どういう手段でそういう低炭素社会を築いていくのかというその視点が、やはり欠けているように思えてならないわけです。そうした点をやはりカバーしていくためには、町のいち早い決断を要請したいというふうには思ひます。

なかなか町内の資源、例えば足寄町などは森林が物すごい多くあるとか、そういう有利な面もあるのですけれども、我が町も森林は面積にして30%ぐらいありますし、先ほど言ったような農業にまつわるいろいろなエネルギー源も十分あると思ひますので、これはぜひともそうした方向をとっていただきたいというふうには思ひます。

次に、新庁舎への活用の問題であります。

町長の答弁の中でも、また庁舎の建設のその方針の中にも、そういう方向も盛り込まれているわけでありまふ。しかし、これはやはりきちんとその方向性を崩さないで、しっかりといてほしいというふうには思ひます。私たちもいろいろどういう方法があるのかというような検討などもしましたし、これからはしていきたいというふうには思ひますけれども、例えば、以前私は地熱のエネルギーの利用というのは、温泉地みたいなあいうところで、うんと高い温度のところであればエネルギーは利用できないのではないのかというような認識だった時期もあったのですけれども、いろいろ調べてみますと、こういう普通のところでも地熱をしっかりと利用した活用ができるということが、だんだん活用が進んできているということがわかってまいりました。

先日、音更の木野にある木野南保育園という、まだできて間もない保育園を見せてもらいに行つて

まいりました。ここでは地熱を利用した冷暖房をやっておられたのです。そういう方向は、つい最近駅のそばにできた信金の中央支店ですか、あれでもしているのですが、大体この地下の温度というのは、その土地の平均気温の温度を保っているということでもあります。そこに地下 80 メートルぐらいまで、この熱交換のためのあれを入れまして、そしてそれをヒートポンプでその熱を高めて、そして冷暖房に使っているわけでありますけれども、それは電気は使うわけですが、電気で暖める何倍もの省エネになるという、そういうすぐれたもののようであります。そういうものもありますし、また木質のペレットなども併用した施設も考えられるわけでありますし、そうしたさまざまな最近のこのどんどん進歩しているものを活用した庁舎にしていくべきだというふうに思います。やはり、どんどんそういう十勝の地域にもそうした新しい技術も来ておりますし、そういうものも研究されて、ぜひともすばらしい庁舎にさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 地熱の利用で今音更の施設が出ましたけれども、私どもの町でも幕別の北コミセンが、私は正直言って知らなかったのですけれども、換気というのですか、後で副町長のほうが詳しいですから答弁しますけれども、というのは、昨年の秋ぐらいに畜大の先生がある業者の方を連れてこられて、NEDO の補助をもらって研究をしたい。例えば、イチゴ園、イチゴのハウスなんかをそういう手法でやることによってどうだと。そのために、幕別の旭町の北コミセンを見せてほしいというようなことがあったものですから、そういったことは既に我が町でも活用はされているということになりますので。ちょっと話はだれが詳しいのかな。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 旭町にある北コミセンの場合は、試験的なことで実施をしたものでありまして、いわゆるヒートポンプによる地熱エネルギーの交換ではなくて、自然換気を利用して、その地熱の温度差を利用したものができないかという試験的にも実施をしたところでもありますけれども、効率的なものは、その後も大学の先生とかが研究をされていまして、現在のシステムまでに発展していったものだというふうに理解をしております。これらについても、今後の公共施設等に取り入れていくべきものなのかということも、今、検討をしている最中であります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17 番（増田武夫） これから町全体が、この省エネ、自然エネルギーを活用したそういうもので、しっかりと築いていかれるようなぜひ施策を打っていただきたい。しつこいようですけれども、まずそのかなめになるのは、そうした担当部署にやっぱり専門職員を置いて、しっかりといろんな研究機関や研究者と連絡を取りながら進めていくことではないかと。やはり少なくともこの新エネルギービジョンの目標の達成のために、今、努力するべきではないかというふうに思います。

そのことをすごく心配しているのですが、世界でこの 100 年ぐらいの間にマグニチュード 9 クラス以上の地震が 5 回起きているのですけれども、この 5 回、東日本大震災を除いたその 4 回は、すべて大きな火山の噴火を伴っているということです。そのことを考えると、あの東日本大震災が起こったときに 4 日後ぐらいに富士山の直下でマグニチュード 6 の地震があったようなのです。その後もこれは噴火ではないかと学者はすごく心配したようでありますけれども、しかしすぐには噴火には至らなかったのですけれども、しかし活動は活発化している。やはり鳥海山という山があるのですけれども、その山肌は、東日本大震災のその後、地熱が物すごく高くなってきているというようなことも発表されているようであります。そうしたことを考えますと、今、富士山の噴火がすごく心配されて、この富士山の噴火も江戸時代の宝永の地震の後、物すごい富士山の噴火があったのですけれども、そうしたことも起こるのではないかと。

また、関東大震災のような関東付近の地震でありますとか、南海・東南海地震がすごく心配されて、そうしたことを考えますと、やはり日本のこの国が不安定な時期になっている中で、50 基もあるその原発をここで動かしていくことが、いかに危険なことかということを感じるわけです。そうしたことをしっかりとやめさせていくためにも自然エネルギーを活用した、そうしたエネルギーの体系にしてい

くことが必要がますます高まっていると、このように思いますので、ぜひともそうした努力をして
いていただきたい、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11：53 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○3 番（東口隆弘） 通告に従いまして、質問をいたします。

まちづくりのリーダー育成・強化のための取り組みについて。

今日、平成の大合併と地方分権改革の流れの中で、魅力ある地域社会の実現と誇り高い郷土の創造
を目指す観点から、行政への住民参加、行政と住民との協働、すなわち住民自治の質的向上が要請さ
れているところであります。

本町においては、既に平成 12 年に「幕別町まちづくり住民参加条例」を、また平成 16 年には「協
働のまちづくり支援事業交付金交付要綱」を制定し、住民参加、協働のシステム構築に先駆的に取り
組んでいるところでございます。

しかしながら、住民間には、個人主義の蔓延によるものか、地域に参画し、ともに課題を解決する
公共的意識は、なお希薄であります。また、熱意ある者であっても、課題解決に向けた知識、方法論
が伴わず空回りをしているようにも見受けられます。

住民参加・協働のシステム構築とともに住民の先頭に立ち、意識、見識、行動ともに住民をリード
する有為な人材の育成に長期的視野を持って着手すべきと考えております。特に、平成 18 年の合併以
降、幕別地区、札内地区、忠類地区と歴史の異なる 3 極で構成される幕別町においては、それぞれの
地域特性を見きわめつつ、主体的にまちづくりに取り組む幅広い見地を有した人材の輩出が望まれる
ところであります。

人材の育成については、総務省所管の「地域力創造に関する有識者会議」が平成 22 年 8 月に取りま
とめた報告書にも、人材力の強化を地域力の向上のための重要な要素ととらえ、人材力の強化の方向
性と施策提言がなされているところであります。

また、まちづくりに有為な人材育成のプログラムとして、管見に及ぶところでは、財団法人地域活
性化センターの「全国地域リーダー養成塾」や岡山県の「ふるさとづくりももたろう塾」、また公益財
団法人淡海文化振興財団の「おうみ未来塾」など、知識、情報の提供のみならず、課題解決に向けた
主体的な研究姿勢を育成するものが実施をされております。

地域づくりは人づくりであり、住民自治のさらなる発展を支える人材育成こそ本町の未来を築くも
のと考え、以下の点について伺いをいたします。

1、まちづくりの核となる人材の育成強化のための「まちづくりリーダー養成塾」の創設について。
（単発的な研修、講座ではなく、知識、情報の提供のみならず、企画力、構想力を育てる 1 年を 1 期
とする総合的な講座）。

2、地域活性化や課題解決のための住民による主体的な企画・提案、事業実施に対する助成制度の
導入について。

3、町職員の人材力育成の一環として、公区行事や公共イベントなど地域活動への率先的参加につ
いて、伺いをいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「まちづくりのリーダー育成・強化のための取り組みについて」であります。

今日の地方分権改革は、これまでの地方自治のあり方に大きな変化をもたらし、自己決定、自己責任のもと、自主的、自立的な自治体の運営を可能にいたしました。このことは、いかにして実質的な自治を実現していくかという大きな課題がそれぞれの自治体に託されているものと認識いたしております。

このため、それぞれの自治体においては、まちづくり条例、自治基本条例、行政基本条例など、町の憲法とも言える条例の制定に着手し、分権改革後の自治の形を見出そうとする取り組みが行われております。

本町におきましても、東口議員のご質問にありますように、まちづくり住民参加条例を初め、忠類地域住民会議の設置や協働のまちづくり支援事業などにより、住民参加のまちづくりを実のあるものとするための取り組みを推進してまいりました。

ご質問の1点目、「まちづくりリーダー養成塾の創設について」であります。

地域の実情に沿った地域づくり、まちづくりを住民主体、住民主導で進めていこうとする取り組みを進めるに際しましては、主体性や積極性を持って地域づくりに参画できる人材は不可欠であり、存在の有無が成功のかぎを握っていると言っても過言ではありません。現に「地域を元気にしたい、盛り上げたい」とそんな熱い思いを抱いて地域でのコミュニティ活動の屋台骨を支えて日々実践されている方々の存在があるからこそ、高齢化が進む地域にあっても、町の活力が保たれているものと考えているところであります。

しかしながら、少子高齢化による人口減少、国、地方を通じた厳しい財政状況、都市と地方間の格差の拡大、地域コミュニティの脆弱化の中で、住民同士のきずなを取り戻さなければならないという危機感は高まってきてはいるものの、必ずしも住民の自立意識や実際の地域活動への参画意欲には結びついてはいないという現実も併存しております。

このようなことから、国などにおいても地域力を高める取り組みを支援する施策が講じられているものと理解いたしております。その一つが、財団法人地域活性化センターが主催する「全国地域リーダー養成塾」であり、およそ1年間にわたり地域づくりの専門家や実践者による講義や参加型演習を初め、先進地の現地調査や海外研修などを盛り込んだ大変ボリュームのある充実した内容と伺っております。

一方で、近年は、県や市などにおいても、参加型まちづくりを一層推進していく観点から、自治会、市民活動団体、ボランティアや行政職員などを対象に、「地域で輝ける人」を養成するため、まちづくりのリーダーやコーディネーターの養成講座などを開催されている自治体もあらわれ始めております。

本町におきましては、これまでも総合計画や都市計画マスタープランなどの策定過程に参加された住民の皆さんが、その過程の中での経験や実践を通じて、その後のまちづくりの主体的な存在としてご活躍いただいております。そのことが町の元気の維持、向上につながっているものと推察いたしております。

ご提案いただきました「まちづくりリーダー養成講座」の創設につきましては、先進事例の調査・研究を行うとともに、十勝定住自立圏の中においても協議すべき課題の一つであると考えており、広域的な取り組みも視野に入れながら研究に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「住民による主体的な企画・提案、事業実施に対する助成制度の導入について」であります。

地域の持つ力を高めて元気な地域で輝き続けるためには、人材力の活性化とともに、主体的な住民活動による地域力の向上への取り組みが肝要であるものと認識いたしております。

本町におきましては、住民と行政とが互いに知恵と力を出し合いながら、地域課題をみずからの力で解決するという協働によるまちづくりを推進していくため、地域における自治活動については、基本的には地域の発想と責任により行うことが、住民ニーズに的確かつ柔軟に対応していくことが可能

になるとの考えから、住民活動と行政との役割を分担した上で、公区活動運営費交付金を初め、公区行事での活動中の事故に対する見舞金の支給、近隣センター運営交付金により自主的な住民活動への支援を行うとともに、協働のまちづくり支援事業を通じて地域コミュニティの醸成に努めてまいりました。

また、昨年からは、忠類地域において、町を何とかしようとの思いで活動されてきた関係団体の連携組織「忠類魅力づくり会議」が手がけられております。まちおこし活動に対して財政支援を行ってきたところであります。

しかしながら、本町の協働のまちづくり支援事業につきましては、基本的には公区の活動が対象であり、また支援項目をあらかじめ設定するメニュー方式を採用しておりますことから、自主的な住民活動組織やメニューにない項目については、現在のところ対応が困難な側面も有しております。

こうした点を補うという意味においては、他の自治体に先駆けて千葉県市川市が、平成17年度から市民活動への支援として「市税1%支援事業」をいち早く取り組まれております。「市税1%支援事業」は、市民の納税に対する意欲とボランティア活動への関心を高めるとともに、市民活動団体の活動への支援を図ることを目的に、納税者等が選択する市民活動団体に対して納税者の個人市民税額等を考慮して定める支援金を交付するという制度であると同っております。

また、現在では、滝川市や帯広市のように納税者個々の選択ではなく市民の代表による審査に基づいて、市民みずからの発想や行動力を生かした公益的事業や地域活性化の取り組みなど幅広い分野でのまちづくり活動への支援を行っている事例もあるとお聞きいたしております。

変化の激しい時代の中で、地域社会における課題もますます複雑多様化してきており、行政には、より柔軟かつ迅速な対応が求められております。こうした背景のもと、新たな公共サービスを担うとされる住民活動団体がより活動しやすい環境を整備し、支援をさらに推進することにより、住民活動の活性化と公共サービスの担い手を育てていくことは大変重要でありますことから、本町においてどのような取り組みがふさわしいのかを含め、先進事例の研究を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「町職員の公区行事や公共イベントなど地域活動への率先的参加について」であります。

私は、これまでも職員に対し、地域住民の一員として公区活動に積極的にかかわっていくことや、公区行事あるいは各種イベントに参加することを働きかけてきたところであり、多くの公区で役員として活動の中心となって活躍していただいているとお聞きしているところであります。

また、各種イベントにも職員が参加協力しているものと認識いたしております。例えば、本年2月に開催されました忠類ナウマン全道そり大会におきましても、大会運営のお手伝いをさせていただいた職員のほか、職員の親睦団体である職員交友会がそりを自作し参加したところであります。

さらに、先般5月に実施いたしました全町クリーン作戦におきましても、多くの職員が率先して参加し、住民の皆さんと一緒に汗を流したところであり、そのほか、まくべつ夏フェスタや盆踊り大会などの各種イベントにおきましても、さまざまな形で職員も参加協力させていただいているところであります。

また、職員が公区において、役員として中心的に活動することや地域住民として公区や町の行事に参加することは、まちづくりにおける人材育成という観点からも非常に意義深いものであると考えているところであります。

職員としてこれまで培ってきた知識や情報、経験などを生かすだけではなく、住民の皆さんとともに汗を流し、苦労や喜びを分かち合うことにより、住民の目線に立ったまちづくりの企画・立案に大いに役立つところであり、住民との信頼関係が生まれ、住民とともにまちづくりを進める人材として力を発揮し、地域力向上の一助となるものと期待いたしているところでもあります。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） ただいまの答弁をお伺いいたしまして、調査・研究をされるという答弁といた

きましたことをうれしく思っております。

それで、私の再質問をさせていただくわけですが、私なりの考えを述べさせていただきたいというふうに思っております。

まちづくりリーダー養成塾のカリキュラムの意義ということで、少しお話をさせていただきます。

ふるさとづくりや人づくりの名目のもと、知識、情報を共有し、あわせて住民の意欲を鼓舞する講演会や地域有識者の意見、アイデアを聴取する懇話会などは、従前より多く開催をされております。従前の取り組みが不毛であるということは、孔子の言葉に「学びて思わざれば則ち罔（くら）し。思いて学ばざれば則ち殆（あや）うし。」とあるように、知識の情報の習得が現実的構想に結びつかず、また思いつきや精神論に終始して、現状と将来のあるべき姿についての分析、考察を伴わないことによる、まさに暗く危ういことであろうというふうに考えます。まちづくり養成塾カリキュラムにおいては知識、情報を整理し、編集をし、課題解決のための構想に結実させる手法を学ぶことが重要であり、また主眼である、いわゆる知の技法、知的財産の技術を学ぶことであろうというふうに思います。養成塾の取り組みをもって初めて学び得ることの楽しさ、また考え方というものがわかるのではないかなというふうに思います。このことについて町長にまたお考えを伺えたらと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 非常に高度な質問でなかなか答えづらい部分もあるのですが、要するにリーダーを育成する養成塾、これは全国でいろんな方が受講されておりますけれども、こうした方々がそうした研修を経て、町へ戻って、それぞれの町でリーダーとして活躍をすると。そして、その町が地域的にも町自体が活性化していくことにつながっていくのが本来のこの養成塾のあり方だというふうに思っております。私はそういった意味で、多くの方がこうした塾を通じて学ばれること、あるいは職員も本当はぜひみずから希望していただきたいという面もありますけれども、なかなか難しい面もあるのかもしれませんが、先ほども言いましたように、こうした塾を通じて学んだ方々が今どのような実践をされているのかといったことを含めながら、これから調査・研究をしながら、町としての対応に当たっていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） それでは、大変ありがたいお言葉、答弁をいただきました。

続きまして、まちづくりリーダーの養成と生涯学習の関係について述べさせていただきたいと思います。

生涯学習とは、生涯を通じて行われる主体的な学習活動であり、目指すところは学ぶ姿勢であります。主体的・自立的市民の育成であろうと思います。プログラムの編成に当たりましては、幅広い住民の参加を促す観点から、高齢者の生きがいの創造や一般住民の方々の生活の質的向上がテーマとなり、スポーツや文化、芸能、レクリエーション、ボランティア活動などを含む幅広い内容とならざるを得ないであろうというふうに思います。

本町における生涯学習も、この基本構造に沿って行われているものと承知をいたしております。生涯学習が個人の生活の潤いのもととし、副次的にコミュニティの活性化につながるものであるにしても、本質的には一個人の人格の向上、生活の充足に資するものであって、行政課題や地域課題に対して積極的、主体的にかかわる公共的人材の育成を目的とするものではないというふうに考えます。まちづくりに関する人材の養成は、生涯学習とは発想も目的も異なっていると。従来の生涯学習の枠内で扱い得る問題ではなく、生涯学習とは別次元で取り組むべき問題であろうというふうに考えます。このことについて町長のお考えも伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、言われました生涯学習といわゆる人材育成。ただ、生涯学習は、それぞれ個人が意欲を持ってみずからの見識を深め、あるいは生活を満足させ、充足させるためにいろんなことを学び、そしてまた多くの仲間の皆さんとの交流を深めていくということにあるのだろうというふう

に思います。

ただ、そうした活動が必ずしもまちづくりや住民の人材育成につながるわけではないというふうに私も思っております。そうした活動も大事でありますし、特に今、本町の場合では、しらかば大学なんかがあって、いろんな方が学ばれておりますけれども、そうした皆さんはやはり長年培ってきた豊富な知識や経験もあるわけです。そういったことを今度若い人に継承していく。そして、それらがまちづくりのいろんな面に生かされていくことも現実にはあるのだろうというふうに思っております。もちろん人材育成と生涯学習とは一つにはならない部分もたくさんありますけれども、ある意味では生涯学習も大事なことでなかろうかなと、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 住民参加による教養に満ちあふれた住民協働が行われることであると思っておりますので、ぜひともまちづくり養成塾を置きますことをお願いいたしまして、次に町職員の公共的な活動への積極的参加についてお話をさせていただきます。

町職員はいわゆる、表現の仕方はどうかと思いますが、サラリーマンであり、民間企業のサラリーマン同様、就業時間以外のプライベートな時間までも束縛されてはならないとする意見もあるとは思いますが、民間企業と社員と決定的に異なるのは、公務員は机上の事務だけではなく、公共全般のために働くものであり、公共にかかわる業務が就業時間内に完結するものではないということだと思います。それがゆえに公務員の身分と給与が保障されているものであり、住民の町職員に対する期待もまた大きいものと思います。

公共の奉仕者としての町職員の使命感に基づく主体的さと公共的活動への積極的参加について指導、教育する必要があるものではないか、また地域に有為な人材の育成を論ずる場合に、町職員の人材、発掘、育成も視野に入れるべきものだと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁で申し上げましたように、私は絶えず職員には、そうした公区の活動あるいはいろんなイベントに参加するべきだということを毎度申し上げてきました。一時は公区長会議で町職員が公区にも入っていないのではないかというようなご指摘を受けまして、急いで部課長会議でそういう実態がないかどうかということも調べた経緯があります。ただ、これは町職員といえども、一町民となつての立場となりますと、強制的なことは、これはもちろんできるものではありません。

もう一つは、私自身の経験でも、私も公区の役員、庶務とか会計ですけれども、もう10何年やりました。まだまだやりたかったのですけれども、総務課長になったときに担当の課長がそんなことをやっていたらだめだといって首になりましたけれども、私は逆にそういった経験の中では公区の活動あるいは公区の皆さんと一緒に仕事をするということは、職員としても人間としても大変ためになることだと、私はそう今も思っておりますし、そうしたことを皆さんに伝えながら、ぜひいろんな場面で公区の活動にも参加してほしいということを申し上げております。

そういった意味で、いつかも言いましたけれども、忠類地区の職員の皆さんなんかは、ふるさと運動会にしろ、あるいは盆踊りなんかにしろ、どんとこい祭りなんかでも、皆さん協力して多数参加していただいているなど、そんなふうに思っております。もちろん人数が少ないせいもありますけれども、消防団にも職員が加入して頑張っているなど。大変私はあるがたいなというふうに思いますし、今後もそういった方向で職員の協力を仰ぎたいなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） 従前より、人づくりはまちづくり、地域づくりであるということで、私の質問を終わらせていただきますが、このまちづくりリーダー養成塾、ぜひとも前向きに検討をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

次に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

経済波及効果の大きい「住宅新築リフォーム奨励金制度」の実施を。

地域産業の活性化や安全・安心で人に優しい住宅環境をつくるために、住民が地元の施工業者を利用して住宅のリフォームを行う場合、その費用の一部を助成する制度が全国に広がっています。この住宅リフォーム制度は、工事を地元の中小零細建築業者に発注していくため、建設不況で仕事が減って困っている業者から、助成制度のあるこの機会に思い切って家をリフォームしたいと住民からも歓迎されており、全国商工団体連合会の調査によると、平成 22 年 11 月末で 175 自治体だったものが、直近では 441 自治体に広がっていると報告されています。

幕別町でも、町内業者の施工により住宅の新築またはリフォームを行う町民に対して奨励金を交付することによって、安心して住み続けられる住まいづくりに役立てることや、町内の住宅関連産業を中心とした地域循環型経済の活性化及び町内の消費の拡大を図ることを目的に、平成 22 年度から「幕別町住宅新築リフォーム奨励金制度」が新設されました。

同制度の利用開始から 2 年以上が過ぎ、今年度で最終年度となっています。これまでの利用状況や今後のあり方について、以下のとおり伺います。

①「幕別町住宅新築リフォーム奨励金制度」の利用状況について年度ごとに伺います。

②同制度を利用した工事を請け負うに当たり、町内施工業者は資格登録申請が必要ですが、登録状況について伺います。

③幕別町のホームページ等では、同制度の対象となる住宅リフォームの種類を「省エネルギー対策」や「修繕工事」など 7 区分に分けて紹介しています。どの区分での発注が多いのか、また、どのような業種の施工業者に経済効果が及んでいるのか、伺います。

④岩手県宮古市の住宅リフォーム助成制度は、平成 22 年度に総工費 20 万円以上の工事に一律 10 万円を支払う制度で新設されました。新設から約 8 カ月の時点で、宮古市の世帯数のほぼ 1 割に当たる 2,400 件が申請し、総工費が 10 億 7,935 万円となり、経済効果は宮古市では 4.5 倍になると見ているなど、波及効果の大きさが紹介されていたところです。帯広市も今年度から総工費 20 万円以上の工事に一律 10 万円を支払う制度を新設し、制度実施に向けての帯広市や関連業者団体などが主催する説明会には、毎回相当数の市民や施工業者が参加し、制度への関心の高さをうかがえるものになっていると聞いています。

幕別町においても、来年度以降も住宅リフォーム助成制度の継続が必要と考えます。そして、対象となる工事金額などを大幅に見直し、町民にとってより利用しやすい制度とすべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

「経済波及効果の大きい住宅新築リフォーム奨励金制度の継続実施について」であります。

経済情勢は、長引く景気の低迷により、本町にあっては依然厳しい状況が続いており、商工業を経営される方や雇用される方それぞれに、大変なご苦労があるものと推察いたしております。

このような中、本町におきましては、町内業者の施工により住宅の新築またはリフォーム工事を行う町民に対しまして奨励金を交付することにより、町民が安心して住み続けられる住まいづくりに資するとともに、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化及び町内の消費拡大を図ることを目的に「住宅新築リフォーム奨励事業」を平成 22 年度から 3 カ年の予定で実施いたしているところであります。

ご質問の 1 点目、「幕別町住宅新築リフォーム奨励金制度の利用状況について」であります。

平成 22 年度は新築 20 件、リフォーム 31 件の合計 51 件で商品券交付額は 355 万円、平成 23 年度は新築 25 件、リフォーム 24 件の合計 49 件で商品券交付額は 370 万円となっております。

今年度につきましては、5 月末現在で、工事着手前に提出していただく利用届を提出された方が、

新築4件、リフォーム2件の合計6件となっており、このうち新築4件、リフォーム1件につきましては、奨励金として45万円分の商品券を交付したところであります。

ご質問の2点目、「町内施工業者の登録状況について」であります。

平成22年度の制度スタート時に32社、平成24年度に1社が登録されまして、現在は33社が登録されているところであります。

ご質問の3点目、「リフォームの区分別発注状況及び業種別施工業者の受注状況について」であります。

リフォーム工事の区分は、増築、改築、耐震補強、アスベスト飛散防止、省エネルギー対策、修繕、外構の7区分に分かれておりますが、平成22年度から本年5月末までのリフォーム工事総件数56件の内訳につきましては、増築2件、改築1件、修繕48件、外構5件となっております。

次に、業種別施工業者の受注状況についてであります。建設業法による分類で申し上げますと、建築工事業者が40件、9,300万円、塗装業者が10件、1,200万円、管工事業者が1件、500万円、土木工事業者が5件、900万円で、受注総額は1億1,900万円となっております。

ご質問の4点目、「住宅新築リフォーム奨励金制度の継続実施と制度の見直しについて」であります。

来年度以降につきましては、3年間の実績、利用者にお配りしているアンケート結果、さらには、商工会、技能士会、建築士会などのご意見を参考に、本制度のあり方について年内を目途に結論を見出してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） それでは、再質問させていただきたいというふうに思います。

経済波及効果の大きい住宅リフォーム制度にすべき、そういう願いを込めて再質問をさせていただきたいと思います。質問の項目を四つ立てさせていただきましたけれども、1番から3番まで、まずはまとめて質問させていただきます。

この間、2年間と、それから年間4回に分けての申請の受け付けということになっている中では、今年度1回目の受け付けがあつて、それぞれ新築リフォームを受け付けたということの数字が分けてあります。

私は、新築よりもこのリフォームの部分においてやっぱり見るべき、この制度が生かされているかどうかということの判断をする材料にすべきではないかなというふうに考えているのです。新築ですと、大体500万円以上の大層な金額にはなっていく。リフォームで利用するには100万円以上になる金額にしなければならない。そういった大きな金額になっていく。この補助金があることによって、その工事をやっていこうという、そういったことに新築のほうはならなくてもなるし、リフォームはどれぐらいそれに効果があるかということが問われてくるのだというふうに思うわけであります。

リフォームがこの2年間と1期で56件ということでありました。この56件の利用者数についてどうなのかということの見解をお尋ねしたいことが1点と、それから33件の町内事業者が登録されているということでありました。そうしますと、56件を33件でということになれば、1社当たり1.6件が受注の回数になるのかなというふうに思うのですけれども、このことがどうなのかということがお尋ねしたい中身であります。実際に受注した業者数というのに限られてくるのだと思うのです。その辺も数字があればご答弁いただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 56件というリフォームの件数がどう認識をしているのかというご質問でありますけれども、実はこの件数については制度設計時に皆目検討がつかなかったわけでありまして。といいますのは、建築確認申請を上げなくてもリフォームというのはできるものですから、一体幾らぐらいになるのかということで予算を組むときに非常に悩んだわけでありまして。

そういう中で、芽室町が先行実施をしておりましたので、おおむね芽室町から推計しますと、30件程度なのかなということで予算を組ませていただきました。結果的に2年間で56、これまで56件で

ありますので、ほぼ見込んでいた件数だったのかなという思いをいたしております。

あと業者の関係でありますけれども、これは登録していただいて、その中から施主が発注をしていただくということなのでありますけれども、これは好みといいますか、ふだんのつき合いといいますか、そういうものもあって偏った傾向も実はあるわけでありまして、33 社が満遍なく受注している状況にはないということでもあります。ここはひとつ営業、各業者の営業ということにもかかわってくるかと思います。私ども商工会あるいは建築士会、技能士会において、こういう制度ができましたので、大いにこれをひとつこういう制度がありますということで営業に回ってくださというお願いもしているわけでありまして、残念ながら結果的には満遍なく当たっていないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今、経済部長から答弁あったように、制度を用意したからどこでも登録すれば仕事ができるという、そういう制度ではないわけで、もちろんその営業能力、日ごろのおつき合いというのはあるのだと思うのです。芽室町を参考にされて、当初の 30 件よりも多いということでありましたけれども、私はやっぱり最初に申し上げましたように、経済効果という点においては非常に十分でないものでないかなというふうに考えているのです。あくまでもこの制度を利用した人が 5 万円の地元で使える商品券をもらえる、そういったことでよかったなという、そういう範疇に近いものになっているのではないかなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） この制度の目的であります。これは家を建てる時期になった方あるいは直したい、リフォームしたいという、そういう時期に際した方がどこの業者を選ぶのだというときに、業者を、町内業者を選んでいただくための動機づけにしようという目的でこの制度を立ち上げたわけでありまして、その結果、町内に多くの発注があり、そこで消費いただいた、寄附された商品券を商店街において使用してもらうことで、さらに 2 次的な経済効果が発揮できるのだらうという目的でこの制度を立ち上げたわけでありまして、対象金額が高い少ないという議論ではなくて、高い少ないといえますか、安いからそこで経済効果が発揮されるというのではなくて、必要な方はそれはどこの業者であろうが発注はするわけでありまして、私どもはその発注の際に町内業者にできる限り発注していただきたい、その後押しをしますよという目的で、この制度を立ち上げたということでございます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今、ご答弁いただいた中での、その町内業者に発注してもらいたいということについては理解ができるものであります。その町内業者に発注して住宅リフォームを行ってみたいというふうな考えに至るかどうかわかる、それがこの金額が私は非常に高いものになっているのではないかなというふうに考えるものですから、その点では、この制度が生かされていないというふうな思いになるわけでありまして。

ちょっと話戻るのですが、33 件の登録があるということでありましたけれども、これはあくまでもしたいということで届けた方でありまして、このかわる業者は幕別町にはどれぐらいあつての 33 件なのでしょうね。おわかりになればお願いします。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 申しわけありません。今そういった詳細な資料を持ち合わせておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、たしか小規模事業という別の制度がありますけれども、30 万円以内の工事について町が発注するという、この事業者がたしか五十五、六件だったかと思っておりますので、そのうちの半分以上は登録されているのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） その辺はわかりました。

それで、工事の 1 件当たりの金額ということでは、100 万円以上ということでありまして、総受注額 1 億 1,900 万円と、それを 56 件のリフォームということであれば、1 件当たりの単価が 212.5

万円という、そういう金額になりました。金額的には私は大きい工事が受注できているのではないかなというふうに思うのですけれども、これはいかがなのでしょう。もともと単価の大きい工事しか受注できないような、そんな仕組みにはなっていないのかなのか、お願いします。

○議長（古川 稔） 谷口議員、もう一度。

○10 番（谷口和弥） 小さな業者が受けられるような、そういう仕組みとなりづらい制度になってないかどうかということに対して、私は疑問に思っているわけなのです。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これはリフォームにしる新築にしる一業者が元請をしてすべてをやるというケースはないわけでありまして、例えば塗装みたいな工事であれば、これは一業者がやるのがほとんどでありましょうけれども、家の中のリフォームということになりますと、内装工事が入ったり、建具屋さんが入ったり、いろんな業者がかかわってくるわけでありますので、1 件当たりは確かに大きいかもしれませんが、そこにはより多くの業者が参加してこれを請け負っているというふうにとらえております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） この中で元請があつて、その中でいろいろと町内業者に振った分といいますか、それが仕事として行っていますよということのお話ですね。わかりました。

それで、4 番目のほうにも絡んでしまいますけれども、宮古市とそれから帯広市の金額の少ない金額で大きい補助金が出る、そういった二つの町を例に出させていただいたわけでありまして、今、帯広市ですけれども、6 月の 4 日から 15 日までの受付期間でもって 2 回に分けて申請を受けているうちの 1 回目が受け付け中ということになっているわけでありまして。それぞれ 100 件ずつの受注ということでありますから、100 件ずつの申込数で定数というふうにしていくことにしていますので、年間 200 件の受け入れ枠があるわけなのですけれども、6 月 9 日の時点で申込件数が 250 件になっているのだと。このままでは年間 500 件になるだろうという、そういう大変な数でもって受け付けが進んでいて、これで 100 件を超えた分は抽選だということになってしまうわけでありまして。補助金制度であるにもかかわらず、こういう 3 分の 1 ぐらいの人が利用できなくなる、そういった制度でいいのかということが実は関係者の中からも上がっていて、今ここで受け付けが終わったならば 100 件になってしまうわけなのですけれども、そこから先の秋の受け付けのときには、やはり 300 件ぐらいの申請があると。そういうことであれば、これを緊急経済対策でやっているわけなのですけれども、冬場の仕事の確保にも、それはあり方としてできるのではないかと、そういったことも帯広市の議員団のほうから調査・研究することをいっているということも聞いているところであります。

だから、幕別町も、今この冬場のこともありますし、この住宅リフォーム制度をもっともっとやっぱり低い金額でもって、たくさんの事業所が利用できるものにしていくことが必要なのではないかなというふうに考えるわけなのですけれども、以前に町長も冬場の雇用対策の中では、いろいろと今までも議論してきましたけれども、なかなかどういった政策のものがいいのかわからないのだと、議会からも言ってくれというようなことがありました。そういったことの利用などにもする上でも、もっともっと、繰り返しになりますが、利用しやすいものにしていくことが必要なのではないかと思うのですが、いかがなのでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょうど時期が 3 年で見直しの時期ですから、今お話ありましたようなことも十分踏まえながら、これから検討していくわけなのですけれども、先ほど言いましたように目的が決まっているわけですから、必ずしも金額だけということではなくて、やっぱりそれぞれの目的に合った成果が上げられることが一番必要なことなのだろうというふうに思っております。100 万円のものを 20 万円まで下げることがどうなのか、100 万円で 5 万円の商品券が 20 万円でも 5 万円でもいいのかとか、いろんなこれ問題だとか検討すべきことはあるのだろうというふうに思いますし、もともと、昔とは言いませんが、個人の財産を整備するのに、住宅整備するのに、なぜ商品券だなんて言われたこ

ともありましたけれども、今はそういう意味ではなくて、もっと広く雇用も含めた中で地域の活性化ということも含めた中で、こういう制度がスタートしているわけですから、そういったことも大事にしながら、その見直しの中で商工会を初め、先ほども申しましたけれども、いろんな方のご意見、また今のアンケート調査というのもやっておりますので、それらも含めた中で考えていきたい、見直しをしていきたいというふうに思っております。もちろんこの場で一遍にどうなるということまでは申し上げるところにはいっていませんけれども、ご意見については十分お考えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） ちょっと話、視点が変わるのですけれども、納税相談、この制度を利用できる人の中には、町税等を滞納してない方ということが出てまいります。それで、納税相談、そういった方は来てくださいよということは町のほうでも再三訴えられているとは思いますが、相談に来て分納を認めている、そしてその履行中の方、こういった方々は対象になるというふうに聞いていいでしょうか。それとも、対象にこれもならない形なのでしょうか。どのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） この対象となる方、これは帯広も同じですが、滞納のない方ということでありますので、滞納のある限りは対象にならないというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 完納要件のことですけれども、今、帯広市もというふうにおっしゃいましたけれども、帯広市の住宅リフォーム制度の対象に「市税を滞納していない者」、ただし「（市長が特に認める場合を除く。）」ということの文言が今回ついたのです。これは考え方として納税相談をしてそれを履行するというのであれば、滞納者としては考えないと、例外とするということの中でそういったことになったということに聞いているところです。このこともたくさんの方が利用できるようなものにするという中では、研究をしていただきたいなというふうに思って申し上げたところであります。

この帯広市がこういう安い金額で始めて、助成金額も大きくという中では、幕別町の業者の中でも、それならば帯広に支店を持って、その仕事を受けるようなことも考えたいなという声も聞こえているところであります。それは大変な損失であるのだというふうに思うのです。そういうことがないようにしていただきたいなというふうに思います。

5月26、27日の日程の中で、「全国小さくても輝く自治体フォーラム in 東川」、全国の小さい自治体56自治体が主催となって、そういう会が開かれました。スローガンに「育ちあいと自然エネルギーを活かす自治体づくり」ということで、340人の町村長や市町村議、自治体職員が参加する、そんな集まりでありました。町村長は道内だけでも17人の町村長が参加して、さらには福島県飯舘村の村長さん、これはこの福島原発で全村避難となった自治体でありますけれども、その村長さんの、原発があることで心がどんどん乱れていく、村民の心が離れているのだという、そういう声なども聞いたところでありますけれども、その中で東川・松岡町長さんが歓迎のあいさつの中で、みずからの姿勢について語られたのです。前にもそれは生活保護のことでご紹介したことある内容なのですが、前例がない、予算がない、他の町でやっていない、三つの「ない」から脱皮を、それからチェンジ、チャレンジ、チャンス、三つの「CHA」の取り組みという中で前例踏襲型から個性創造型への行政ということで、職員の知力と実力が詰まった行政を目指しているのだということを語っていらっしゃいました。

本当に町長のリーダーシップに期待をさせていただきたいというふうに思います。経済効果について研究して次の施策に生かしていただきたい、そういう思いを強く持つものでありますけれども、改めて町長から発言をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもも、そうした住民の皆さんに喜んでいただけるようなまちづくりをしていかなければならない。これは当然私どもに与えられた使命だと思っておりますので、これからもこうしたリフォームだけでなく、いろんな面において行政のいろんな考え方の分野の中において、そうした努力はこれからも続けてまいりたいというふうに思っております。

○10 番（谷口和弥） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、14 時 15 分まで休憩いたします。

13：58 休憩

14：15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16 番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問いたします。

1、難聴福祉の充実についてです。

加齢とともに聴覚が衰える老人性難聴の患者は、全国で約 1,000 万人、70 歳以上の半数と推定されています。両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上の聴覚損失者は、聴覚障害者と認定され、補聴器や生活支援機器を給付されますが、それに満たない軽度中度の聴力障害者は自費購入となります。日本の補聴器の普及率は欧米に比べて約半分程度と低く、一番の要因はデジタル補聴器なら両耳に装用すると 40 万円以上と価格が高いことです。難聴者のほとんどが加齢性難聴者で年金暮らしであり、装用しなくても購入できない聴力障害者が増えています。

また、早期発見、早期対応すればコミュニケーションがとれ孤立化を防ぎ、認知症予防にもなり、医療費の削減につながります。

今、人の集まる場所や役場の窓口など雑音が多いところでも、補聴器を通して新鮮な音を聞くことができる磁器ループシステムの活用が進められています。高齢者だけでなく難聴者も窓口でお互いに大きな声を出さなくて済み、プライバシーも守れ、気軽に職員と対応ができ、要件をスムーズに済ますことができます。

また、災害が起きたときなど避難場所に設置することにより、情報が正確に伝わり不安を払拭することができ、身の安全を守ることでもあります。

したがって、次の点について伺います。

1、集団検診（スマイル検診）に聴力検査を加えること。

2、補聴器購入費用の助成を。

3、保健福祉センター・町民課などの役場窓口に磁器ループの設置を。

次、2 番目です。国保の窓口一部負担金減免制度の改善についてです。

1958 年に社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的として、国保法が実施されました。国民健康保険は、それまでの相互扶助の制度から、憲法に基づき国民の医療を受ける権利を保障する制度に変わりました。皆保険実施から 54 年が経過した現在、資格証明書の増加、医療費の窓口負担の重さから深刻な受診抑制が広がり、死亡に至る事件も起きています。

町では、医療費の窓口一部負担金の減免制度を実施していますが、「特別な事由に該当しない恒常的な低所得を理由とする申請は対象外」としています。

平成 22 年度決算では、所得 100 万円以下の町民が 49.6%と暮らしの困難さが明らかになっています。保険税を払っても医療費の自己負担が払えず、医療を受けられない町民の現状もあります。安心して医療を受けられるように、次の点について伺います。

1、減免制度が実施されて 1 年経過していますが、実績はどのようになっていますでしょうか。

であります。

ご質問の3点目、「保健福祉センター・町民課などの役場窓口に磁気ループの設置について」であります。

磁気ループとは、音声を電気に変え、さらに磁気を発生させて補聴器に直接音声を送信する装置であり、磁気を音声信号に変える「テレフォンコイル」がついていて「T」スイッチのある補聴器が専用の受信機によって音声を聞くことができるものであります。

補聴器は、音を全体的に大きくする機材でありますので、ざわざわとした場所では雑音も大きくしてしまい、音声を正確に聞き取ることが難しくなる場合があると言われており、磁気ループシステムを利用することにより雑音の少ないクリアな音声を聞くことができ、会話をする場合、大きな声を出す必要もなく、役場窓口などにおきましては、プライバシーを守ることにもつながっているものと認識しております。

日本国内においては、10年ほど前から公共施設や映画館、ホテルの会議場などに設置されてきておりますが、課題もお聞きしており、設置している公共施設などの先進事例について調査・研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、現在、役場などの窓口においては、「耳マーク」を掲示し、聴覚に障害をお持ちの方が来町した際には、筆談などで対話しているところであり、今後ともプライバシー保護への配慮なども含めた細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、「国保の窓口一部負担金減免制度の改善について」であります。

本制度につきましては、幕別町国民健康保険条例施行規則第18条により、過去1年以内に特別な事由により、収入が著しく減少し、資産などの活用を図ったにもかかわらず、一時的に保険医療機関や保険薬局に支払うことが困難なとき、一部負担金を減額、免除及び徴収を猶予する基準を新たに定め、昨年の4月1日より施行いたしましたものであります。

ご質問の1点目、「減免制度が実施されて1年経過後の実績について」であります。

3件のご相談がありましたが、1件は生活全般が困窮している状況でありましたことから、相談の結果、ご理解を得て生活保護を申請され、残り2件は減免制度に基づき申請がなされ、1か月間の免除1件と2か月間の減額1件を決定しております。

ご質問の2点目、「国民健康保険法第44条の「特別な事由に該当しない恒常的な低所得を理由」とする申請を対象とすることについて」であります。

1点目の答弁で申し上げましたが、一部負担金の減免制度の施行に当たり、本町では、厚生労働省の保険局長通知による基準に、本町独自の拡大措置を追加し要綱を制定しております。

主な追加点は、世帯主と被保険者の預貯金の合計額が生活保護基準の3か月以下で、申請月の月額の実収入が生活保護基準以下の世帯の場合は「免除」と規定いたしました。また、生活保護基準の1.2倍以下の世帯の場合は「一部負担金の2分の1を減額」とし、国の基準より拡大をいたしました。

さらに、免除・減額以外で町長が必要と認めた場合で、猶予する期間内に一部負担金を確実に納付できる見込みのあるときは「6か月以内で徴収を猶予」として規定をいたしましたところであります。

対象とする医療費につきましても、本町では外来も含めているほか、期間につきましても1か月単位で3か月までを基本とし、町独自の措置として再申請でさらに延長可能としているところであります。

したがいまして、本町としてはこれ以上の拡大措置についての考えは持ちあわせてはおりませんが、低所得等により生活に困窮している方につきましては、担当課に相談をしていただき、場合によっては、生活保護など公的支援につなげる等の対応を図ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「制度の周知を多様に行うことについて」であります。

本制度の周知につきましては、制度の施行された昨年の4月1日から町のホームページに掲載したほか、4月1日発行の広報紙に掲載するとともに、昨年9月に一斉更新した「国民健康被保険者証」の交付時に、制度を記載したパンフレットを同封いたしております。

本年度につきましても、6月8日に発送いたしました平成24年度の国民健康保険の納税通知書に窓口一部負担金減免制度のパンフレットを同封し周知を図ったところであります。

今後とも、制度の周知に関しまして、多様に行うよう努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それでは、再質問をさせていただきます。

1点目の集団検診に聴力検査を加えること、この点についてですが、今、その集団検診には聴力検査を加える考えはないというお答えでした。今、スマイル検診の中では成人病検査もいろいろがん検診ですとか、いろいろ入っておりますよね。

こういう中で、なぜ聴力検査を加えたほうがいいのかといいますと、今、答弁にありましたけれども、なぜ難聴が進んでいくのか、そういう中では言われておりますのが、高齢、加齢によるだけではなくて、それとともに今検診されておりますように、動脈硬化で血管が細くなって硬くなるですとか、血液が十分に流れなくなると音のひずみが出てくるということで、これも加齢によってなのですけれども、きちっと成人病検査をしていくことによって聴力の衰えを抑えていく、加速させない、そういう役割もあると思いますので、こういうスマイル検診の中に聴力検査をしていくということは、本当に事前に聴力の衰えをつかむということで大事なことはないかと思うのですね。それで、確かに防音装置やなんかは必要だとは思いますが、今、がん検診、それから人間ドックですとか、脳ドックですとか、そういうところは予約をいたしまして、病院に行って検査していますよね。そういう方法も考えられるのではないかと思います。

それとあと、人間ドックでの聴力検査もということなのですが、人間ドックになりますと、非常に金額が高くなりまして、年齢でも区切られておりますけれども、40歳から69歳までの方は1回で2万8,000円から一番高額なところでは5万2,000円から3,000円、70歳以上では2万6,500円から5万800円と高額なのです。ですから、スマイル検査の中に聴力検査も入りますと、低額で検診も受けられるのではないかと考えます。そういう方法で、ぜひ聴力検査もスマイル検査の中に加えていくべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） ただいまご指摘がありましたとおり、聴力の障害というのは加齢のみではなくその成人病対策との連動が必要だということは、私どもも十分理解しております。

それで、ただ、検査で見つけていくということを重点にではなく、各機会を設けて高齢者の方たちと接するような施策の中で、聞こえのチェック、チェックというか検査ではないですよ。遊びとか、それからやりとりの中で気になった方たちに、個別のご相談を受けているというのが現状です。

この後、地域包括支援センターなんかでも個々のチェックシート等々を使って、今、個人の体調を確認していく中に、聞こえの問題についている質問項目も入れています。ただ、検査という形でやるのが、その集団検診の中でやっていくというのは、今、自分たちの中では一番適切なことだというふうには思っていないので、今後どんな方法でやっていくのが最もいいかというのは、考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） やはり難聴は早く自覚するということが大事だと思うのですよね。何か聞こえづらいなというふうになってから、やはり難聴だと気づくまでに7年ぐらい、六、七年ぐらいかかるというのです。ですから、早目に対応していくということが大事だと思いますので、スマイル検診、そういう中で今考えられないということでありましたら、町で今対応していただいております、そういう方法でやはり早目にチェックして対応していくということが大事だと思いますので、今後もその方向を進めていくと同時に、もしスマイル検診の中に入れることができるのであれば、そういう対応も必要だと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

やはりそういう難聴を早く発見するということは、その地域とのコミュニケーションですとか、家族のコミュニケーションですとか、高齢者が孤立化するという、そういうことも避けることができますし、認知予防にもつながっていくということも言われています。ですから、早く発見するということは本当に大事だと思いますので、また交通事故にもつながる可能性もありますので、そういう対応もしっかりしていただきたいと思います。

あと、補聴器の購入なのですけれども、これは70デシベル以上の人たちは聴覚障害ということで、今お答えいただきましたけれども、助成がありますけれども、ちょうど中間にあります40から70ぐらいの中間の人で個人差はあると思うのですけれども、そのレベルの難聴者の方でも聞こえる人と聞こえない人と個人差はあるというのですね。そういう人の中で、補聴器が必要だという人も中にはいらっしゃると思います。そういう中で補聴器をつけたいけれどもということなのですが、補聴器は幅がありまして、箱形というのは3万円から4万円ぐらいで買えると言われているのですけれども、デジタル式というのは片一方だけで20万円、30万円という、非常に高額です。やはり高額だから聞こえがいいというわけではないと思うのです。個人によってどの補聴器が本人に合うかというのはあると思うのですけれども、高額であることは確かなのですよね。それで、今、年金、難聴者は高齢者の方が多いというのですけれども、年金の中ではなかなか買いたくても買えない。それと、やはり補聴器は四、五年しかもたないと言われております。そういう中で、少しでも聞こえをよくして地域との交流とかそういうことを進めていく上では、補聴器の助成も健康に暮らしていくという点では大事ではないかと考えております。

実際に助成をしている自治体もありますし、北見市などでは補聴器を買って、本人、対象になる人に助成して給付する、そういうこともされておりますので、これは高齢化社会に向けて地域のコミュニケーションですとか、本人の健康を考えると、きちっと助成していく対象になる制度ではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられているのは障害者の認定までいかない方の対象の助成ということで、すけれども、これは私は詳しいことはわかりませんが、そういった方はだんだん進んでいって、その障害になっていくということになっているのですよね。そうすると、その間、もちろん何年かかるかわかりませんが、その間、大変自己負担することが厳しいと。この辺の問題は、今ほかの町村の例もありますけれども、そうすると、ある程度やっていくと、障害者に切りかわってそちらのほうの補装具の給付を受ける。その辺がちょっと我々も調査させていただきますけれども、今いう40から70デシベルぐらいの人は、聞こえづらいから町が独自で助成する。そして、70行くとそれは障害者の手帳のほうへいってくださいと。わかりました。ちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） やはりこの補聴器というのは、一生もつものではないのですよね。よく私も聞こえが悪いという人、ピーピーと音を出しながらもつけている人もいますのですけれども、やはりつけたくてもつけられない、補聴器が高くてなかなか大変。そういう中で難聴者の今資料でもありましたけれども、70%の方が老人性難聴であるということなのですから、この補聴器をつけることによって、前段申しましたように、さまざまな有効なことがあります。ですから、早目につけることによって、健康で暮らせるということなのです。

なぜ、そういうことが今されているかといったら、やはり高齢化になっていって、必要性があるということで実施している自治体が今増えてきております。だから、そういうことで、やはり高齢者の健康をきちっと保持していくという意味で、幕別町でも実施していくことが必要ではないかという質問です。ですから、そういうこともぜひ検討させていただきたいというふうに思います。

今、実施されておりますのが、東京都ですとか千葉県とかそういうところでして、北海道でも北見市でそういうことを実施していくという、そういうことですので、ぜひ施策の中に入れていただければということで質問をしております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） もう一つ私どもの聞いた中では、今言われました 40 デシベル以上を、今の 70 デシベルでなくて 40 デシベル以上を障害者の認定をするようにというような動きといたしますか、そういう運動といたしますかね、要請も出ているというようなことが一つあります。

それともう一つは、一昨年でしたか、札幌で耳が聞こえない、聞こえないと言って、いろんな問題があって、社会的な問題になったというようなケースもあって、だから一方では、そういう救わなければならないために基準を下げようという意向と、厳しいチェックというようなことも言われている現状もあるようですけれども、そういったことも踏まえながら、今お話ありましたことについては検討させていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） ぜひ、不正をして助成をというのは問題外ですから、それはきちっと周りで見ていればわかるという状況も、大きな都市やなんか行きますとね、それはなかなか発見されないのでしょうけれども、やはりある程度地域との交流のあるところでは、きちっとそういう人たちは発見される可能性は大きいわけですから、不正ということは横に置いておいて、必要な人たちに対処をしていくということを私は質問をしております。

次に、保健福祉センターですとか、町民にかかわるところに磁器ループ、こういうものの設置も必要ではないかと思います。町民の中では、なかなか役場の窓口に行っても職員の声が聞き取れないということがあって、ついつい大きい声になるのですけれども、そうなりますと、自分が相談したいことが周りの人たちに聞かれてしまうのではないかという、何かすごく不安とともに不快な思いがあったので、やはりそういう窓口で磁器ループなどがあると、安心して対応ができるということで、ぜひそういうことも検討していただきたいと思います。

これは日本では 20 年以上前から設置されておりまして、ヨーロッパではこういう窓口やなんかでそういう磁器ループの設置ありますよというシールなんか張りまして、そして町民と対応できるようにということもされているということでした。この点では、まだまだ日本は後進の部分に当たるということで、対応が必要だと思います。

また、磁器ループも携帯用の磁器ループもあると聞いております。それにかかわるようなきちっと声を聞き取れるような機材があるのであれば、そういうことも活用しながら、早急に対応していくことが必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 福祉課長。

○福祉課長（田村修一） 磁器ループの関係でございますけれども、ご質問にありましたとおり磁器ループ、答弁の中でもお話しさせていただきましたけれども、特定の補聴器でないと聞こえないという状況があって、現在のところ、設置している市町村、先ほどありましたけれども、東京都ですとかそういうような話をお聞きいたしますと、なかなか利用者が少ないと。補聴器でもその磁器ループを利用できる補聴器とそうでない補聴器があるというようなことで、なかなか利用率が上がらないというようなお話を伺っております。

それで、私どものほうで、今、介護支援係の保健師のほうで老人宅を訪問する際に、助聴機という機械を持ってお年寄りの耳の遠い方、そういう方のお宅に行くときに助聴器という機械を持っていただいております。これはマイクロホンとちょっとコードがついた長いイヤホン、これがセットになっているもので、マイクロホンの前で小さい声で話しても、大きく聞こえるという装置で、非常に訪問したお宅では評判がよいということを伺っております。それで、今年度、窓口で 1 台ずつでも置いてみようかということで、既に発注しているところでございます。まだ、物は、その品物届いていないので、わかりませんけれども、そういうことで、まずはそういう機器を使用して難聴というか、耳の遠い方、そういう方への対応を試しに行ってみようかというふうに考えているところでございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） ぜひ、窓口にそういう機器を置きまして、高齢者の手助けになれば、難聴者の手助けになることを望みます。

また、磁器ループなのですけれども、磁器ループから音が発信して、それを受信する受信機というものもありまして、なかなか聞きづらいという今お答えもありましたけれども、受信機を設置して聞きやすくするという、そういうものも今開発されているということでしたので、そういうことも視野に入れて磁器ループの設置も必要ではないかと思います。

また、災害やなんかあったときにも、やはりそういう避難場所、集まる場所、そういうところにもありますと、難聴者の方も安心して情報やなんかも聞くことができると思いますので、そういうこともこれから検討していかなければならないと思いますので、そういうところも含めて、今後の対応をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 補聴器も非常に進歩して、どんどんどんどん新しいものが出てきて、それだけいいことなのだろうというふうに思います。そういったこと、今お話ありましたようなこと、答弁で申し上げましたようなこと含めながら、窓口での対応等に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 難聴者は大人だけでなく、子供さんの中にも難聴の方がいらっしゃいますので、こういう対応もこれから考えていくことが必要ではないかと思います。

次に、国保の窓口一部負担金減免制度ですが、まず1 番目に質問しております減免制度が実施されて1 年経過されております。こういう中で、今3 件相談に乗っているということでしたけれども、これは1 人は生活保護に、あと2 人は減免の対象になっているということでしたけれども、このほかに減免には至らないけれども、相談に来られた方というのは、町民の中でいらっしゃると思うのですが、その方は何件ぐらいいるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 相談に来られた方は3 件であります。3 件であります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） その対象にならないけれども、相談に来られた方はいらっしゃるということですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 私どものほうではそういう相談は3 件受けておりますので、それ以上の方はいらっしゃるという把握をしております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 私の知っている中では2 件相談に受けたけれども、対象にならなくて受けられなかったというのを聞いているのです。ですから、そうであれば、やはり窓口と連携がきちっととれてなかったということではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 野原さんのほうにお二人の方がご相談に行ったというお話ですけれども、私のほうの窓口のほうとしては、1 年間の間に3 件の相談を受けたと、この答弁したとおりでございますので、もしそういうことであれば、相談というまではいかないでの制度の内容を確認したとか、そのようなことなのかなというふうにも思うのですけれども、私のほうとしては、先ほど申しましたように、3 件というふうに把握しております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 私は、この減免制度を利用したいということで窓口相談したのですけれども、すれすれのところで対象になりませんと帰ってきている人2 件、実際に名前もわかっております。ですから、そこは窓口と部長さんとか課長さんのところにきちっと連絡が行ってなかったと思うのです。そうであれば、町民の現状をしっかりとつかんでいないということにつながりますので、きちっとそこ

は職員に、こういう制度どうだったのか、相談が来たときには課全体として押さえておくということが必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） いや、そのようなお話でしたら、私どものほうで確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） そういうことをしっかり職員と連携をとってやっていっていただきたいというふうに思います。

また、2 番目なのですが、特別な事由に該当しない恒常的なという人たちは、対象にしないということなのですが、今、未収金問題に関する検討会、事務局は厚生労働省なのですが、ここでの報告では、低所得者を減免の対象とするという市町村は、今、全国で 155 自治体あるということなのです。ですから、幕別町でも実際に足を踏み出すというふうになれば、できないことではないと思います。

それで、生活保護の基準というふうになりますと、年齢によってその金額はさまざまですが、年収、生活保護の場合は、60 歳から 69 歳の方でしたら、大体 1 カ年 78 万円前後だと思います。これに冬期加算やなんか含まれますと、かなりなるのですが、こういうすれすれのところ、国民年金でしたら、年間 78 万円、満額ですよ。こういうところで暮らしている人たちは、やはり国保税も払ってさまざまな税も払いまして、本当に生活大変なのです。そういう人たちもやはり対象にしていかなければ国保税を払って窓口負担が払えない、それで医療にかかることができない、こういう事例もあると思うのですが、こういうところの人たちにしっかり対応していくことが大事だと思うのです。

幕別町の所得 100 万円以下の町民が 49.6%ですから、そういうことを考えますと、本当に恒常的に低所得の人たちも対象にしていく。このことが私は大事だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） こういう時世が厳しい経済情勢の中にあって、今言われたように、非常に所得の少ない方がだんだん増えていくのが実情ですから、お話ありましたように、年金だけの生活ということは医療費負担なんかでは大変重く感じられる、重いものがあるのだろうと、そのことは我々も十分理解をしているつもりであります。ただ、こうした一部窓口の減免といって国のつくる制度であります。何かそういった本当に住民の実態を把握していただける制度であれば、あるいは本来の国の現制度の創設する時点でそういったことを我々の声が届いて、そういう制度であったほしいなというふうに私どもは思うわけです。絶えず制度ができてしまっただけでスタートしてしまっただけで、この分が足りない分はそれは全部町村がということになっていくのは、私どもとしてはちょっとつらい部分があるわけでありまして、何とか我々も来月には十勝圏の活性化期成会の道要請、中央要請ですが、そんな中にも国保ですとか、介護保険の抜本的な改革、国の負担をより明確にというようなことで、我々も運動はしてまいりますけれども、何とかやはり根幹となる国の制度創設あるいは制度改正の中で、そういった意見がぜひ反映されるように、私どもも頑張っていきたいと思います。

今の段階で私どもの立場ですごく意見いただいたことに対応できるかどうかというのは、これはちょっと私も難しい問題はある。少なくとも、今 1 年、2 年目を迎えたわけですが、もう少し状況等も見ながら、あるいは他町の事例なども見ながら、あるいは実態を見ながらというようなことで対応はしていかなければならないのかなという思いではあります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 確かに、全額町の負担というふうになると、財政的に大変だという一面はあると思います。しかし、この費用の半額は、今、国で財政調整基金で負担するということも言われておりますけれども、本当に町民の暮らしということでは、本当に大変な思いで所得の低い人たちは暮らし

ているというのも現実だと思うのです。何とか国保税は払っていても、医療費は払えない。そういうようなことで、医療にかかれないというのも現実で、そのはざまにというか、せめぎ合いの中で本当に大変だという思いもあるのですけれども、私たち町民が大変なときに、きちっと手立てをとると、そこを大事にしていかなければならないと思うのです。

先ほど答弁の中で、その幕別町としては町独自の措置として、再申請でさらに延長も可能になっていると、ここは私本当に評価できる部分ではあると思うのですけれども、こういうことができるのであれば、やはり本当に低所得の人たちにもしっかりと手を差し伸べていくということも必要ではないかと思います。

それで、今医師会の中でも、実際にそういう患者さんと接しているお医者さんたち、そういう中で本当に医療を受けられない人たち、そういう人たちに何が大事かということでは、この 44 条も大事で、その中で低所得者、恒常的な低所得者への減免も必要ではないかということも、お医者さんの中から出てきている、こういう現状が実際にあるのです。それで、私も本当になるほどなと思ったのですけれども、医療も歯科もそういうことで、歯というのは本当に深刻にならないとなかなかお医者さんにかかれないという一面もありまして、親が虫歯になると、それも子供もなかなか手だてを受けれないということで、本当にひどくなってから歯医者さんに行って治療費が余計かさむ。それで、医療を受けられない。そういう悪循環になっているということで、例えば歯の場合には消化器の第一歩だ、歯を大事にすれば健康でいられることが、ひとつ今ずっと言われてきているのですけれども、その中で治療していないことによりまして、誤嚥性の肺炎になるですとか、歯槽膿漏になるですとか、それから細菌性の心内膜症、こういうことになって体がむしばまれていく、こういうことを最初に早いうちにかかれば医療費もかからないで済むのです。

ですから、こういうことも踏まえまして、今、町長は国にも意見を上げていくとおっしゃったのですけれども、そういう本当に深刻な状況だということのを力説していただきたい。そして、国もこういうところにしっかりとお金を予算をつけるということもあわせておっしゃると思うのですけれども、強調していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、国も 2 分の 1 もつというお話ありましたけれども、これ町が独自で拡大していくと、それは国はもたないですから、全額町が負担するというふうになっていくわけです。そうすると、町が負担していくということは、結果的には一般会計からの繰り入れをやっていく。あるいは国保の税を上げるとなると、またそれは住民にはね返っていく。そういったことから、やはり抜本的な改革は、やはり国の制度改革、国の持ち分をさらに増やしていただくことが、我々としては何よりも望むことでありますので、今話ありましたように何とかそういった思いを伝えるように、これからも要請活動を続けたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 本当に国保の問題は命にかかわることですから、大事な施策だと私は思っております。国がどんどん国保にかかわる予算を減らしてきている、ここが一番の大もと、国保税の高額になっていくのはそこが一番大もとだと思いますので、私たちもいろんな場で声も挙げていきたいと思ひますし、町長もいろんな場で声を大きくしていただきたいと思います。

最後ですが、制度の周知なのですけれども、今、町のホームページ、それから広報誌、それから国民健康保険の交付のときにパンフレットを同封しているということでしたけれども、この 44 条の中には失業に対する収入の減というものもありました。こういうことでは、ハローワークにも幕別町ではこの 44 条適用になりますというパンフレットを置いておくという手だても必要ではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 制度の周知につきましては、あらゆる機会を通して住民の方にご理解をいただけるように周知をしまいたいと思いますので、そういったことも一つの方法として、今後、検

討していきたいというふうに思います。

○16 番（野原恵子） はい、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、15 時 15 分まで休憩いたします。

15 : 04 休憩

15 : 15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

幕別町の地域経済の現状と活性化対策についてお伺いするものであります。

内閣府が今月発表いたしました経済指標では、国内総生産は 1.0%という微増でありましたが、雇
用者報酬は、この 10 年間で総額 266 兆円から 244 兆円と 22 兆円も落ち込み、回復しないまま現在に
至っております。

所得の減少は、1 人当たり約 50 万円にもなり、さらに失業者、非正規雇用が拡大し、貧困と格差が
広がっています。

当然、十勝の現状も厳しく、帯広財務事務所が 5 月に発行した「とちかち経済情報」によりますと、
「緩やかな持ち直しの動き」としながらも、公共事業、住宅建設はいずれも前年を下回り、有効求人
倍率は 0.66%でしかありません。

農業産出額は 2,500 億円を推移しておりますが、公共事業は史上最低の平成 22 年度、702 億円から
さらに約 13%下がり、23 年度は 610 億円と、連続後退の現状です。

この経済不況は、1997 年、消費税増税が引き金となり、医療費の自己負担が 2 割になるなど、一挙
に 9 兆円もの国民負担がふえ、さらに小泉構造改革で社会保障費を毎年 2,200 億円の削減、リーマン・
ショックや原油高騰など、世界的な不況の広がりなどが大きな要因となり、長期化しています。

幕別でも、年間所得 200 万円以下が昨年 3 月で 71.7%に上り、また法人税収入も減少し、暮らしも
営業も困難な現状が長期化しています。

経済再建のためには、内需を拡大する国の抜本的な政策転換が求められていますが、町としても対
策が必要であり、次の点をお伺いいたします。

1、幕別町の町民総生産額、所得額、雇用の実態など、この間どのように推移してきているのか。

2、町全体の長期の経済状況掌握のため、市町村民経済計算に基づく指標の提示を行うべきではな
いか。

3、近隣町村と比べて特に法人税収入が少なく、しかも減少してきています。要因と向上に向けて
の取り組みについて伺います。

4、適正価格、総合評価など、さらなる入札の改善を求めます。

5、雇用の安定と町民所得の向上のため、公契約条例も含めて、官製ワーキングプアの解消に向け
ての取り組みを伺います。

6、暮らしも営業もさらに困難にさせる「社会保障と税の一体改革」の名による消費税の増税など
は行わないよう、関係機関とともに国に求めていくことを伺います。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町の地域経済の現状と活性化対策について」であります。

ご質問にもありますように、我が国経済は、平成 3 年のバブル崩壊後、長らく景気の低迷期が続き、

さらに、これに輪をかけるように平成 19 年のサブプライムローン問題を引き金とする金融危機や、平成 20 年のリーマン・ショックの影響による株価の暴落、急速な円高など、世界的な経済危機の影響から脱却できない状況にあります。

ご質問の 1 点目、「幕別の町民総生産額、所得額、雇用など、この間どのように推移してきたかについて」であります。

まず、「町民総生産額」であります。町民総生産額とは、「市町村民経済計算」における「町内純生産」、すなわち、町内における産業別の生産額の総額を指しておられるものと思われませんが、本町におきましては「市町村民経済計算」を実施いたしておりませんので、国の指定統計であります商業統計、工業統計と国直轄の生産農業所得統計による生産額の合計額をもってお答えをさせていただきますと、平成 11 年が 848 億 8,200 万円、平成 14 年が 752 億 9,700 万円、平成 16 年が 820 億 5,700 万円、平成 19 年が 823 億 5,500 万円と推移いたしております。

以下、国の指定統計等をもとに、資料が現存している限りにおいて、お答えをさせていただきます。

次に、「所得額」であります。これも「市町村民経済計算」における「町民個人所得」を指しておられると思いますが、国の指定統計であります課税状況調査における個人町民税の総所得金額を申し上げますと、平成 11 年度が 304 億 7,400 万円、平成 14 年度が 305 億 6,100 万円、平成 16 年度が 298 億 1,500 万円、平成 19 年度が 300 億 8,900 万円と推移いたしております。

次に、「雇用」であります。町内事業所の従業員数の推移では、国の事業所統計調査、平成 21 年からは経済センサスにおける民間事業所の従業員数は、平成 11 年が 7,871 人、平成 13 年が 7,708 人、平成 16 年が 7,598 人、平成 18 年が 7,952 人、平成 21 年が 8,111 人となっており、また、求人倍率では、ハローワーク帯広が公表しました有効求人倍率は、平成 11 年が 0.50 倍、平成 13 年が 0.52 倍、平成 16 年が 0.63 倍、平成 18 年が 0.54 倍、平成 21 年が 0.50 倍と推移いたしております。

ご質問の 2 点目、「市町村民経済計算に基づく指標の提示をすべきではないか」ということでありますが、「市町村民経済計算」は、国における「国民経済計算体系」の考え方と仕組みを、市町村の区域に適用して、区域内の経済の循環と構造を「生産」「分配所得」「支出」の三面から総合的、体系的に計測し、把握することによって、経済の実態を包括的に明らかにしようとするものであります。

市町村民経済計算は、平成 5 年に国際連合が定めた計算体系に基づいて、内閣府が示しております「県民経済計算標準方式推計方法」に準拠して、北海道が推計している「道民経済計算」の結果を基礎数値として、1 年間の区域内の経済活動を推計するものであります。平成 23 年 4 月現在、道内 179 市町村のうち札幌市を初めとする 11 市 2 町で、管内では帯広市と新得町において実施されております。

市町村民経済計算は、市町村という行政区域における経済活動の実態をマクロ的な視点から総合的に把握し、市町村の経済規模や所得水準、経済成長率などを計測することによって、他市町村との比較などにより市町村経済の動向を把握することができるとされております。

その一方で、市町村民経済計算は、膨大な統計資料をもとに作成されておりますことから、公表までに 2 年から 3 年程度の期間を要し、速報性が低いこと、作成に必要な基礎資料に制約があること、市町村間の経済交流が複雑であることから、推計の正確性の担保が困難なことなどの課題が指摘されております。

加えて、その推計作業には相当の時間を要しますことから、費用対効果の観点からも、特に町村部においては取り組みが進んでいないのが実態であり、現在のところ、本町におきましては市町村民経済計算を実施する考えは持ち合わせてはおりません。

しかしながら、町の経済状況を把握することは大変に重要な課題でありますことから、現在、本町におきましては、帯広財務事務所の「とちかち経済情報」や日銀帯広事務所の「十勝の金融経済概況」、ハローワーク帯広の「求人情報」など、さまざまな公表資料に加え、町内の農協、商工会や金融機関から生の声をお聞きするなどして経済状況の把握に努めており、今後とも多方面から情報を収集し、的確な状況把握に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「近隣町村と比べて法人税収入が少なく、しかも減少してきている。要因と向上に向けての取り組みは」についてであります。

本町におけます法人町民税は、平成21年度決算で、町税全体の5.1%を占め、税額では法人均等割6,708万9,000円、法人税割6,017万9,000円の合計1億2,726万8,000円となっております。

帯広圏を構成する音更町と芽室町の状況を見ますと、音更町では、町税全体の6.4%を占め、法人均等割9,477万6,000円、法人税割2億552万円の合計3億29万6,000円、芽室町では、町税全体の8.8%を占め、法人均等割7,039万7,000円、法人税割1億6,935万円の合計2億3,974万7,000円となっており、町税に占める構成比、税額ともに本町を大幅に上回っております。

また、年度ごとの推移では、本町が平成11年度の1億7,520万9,000円から年々漸減傾向を示し、平成21年度には約4,800万円減の1億2,726万8,000円となっているのに対し、音更町、芽室町ともに10年間ほぼ同じ税額で推移いたしております。

なお、法人町民税の課税対象となり得る民間事業所数につきましては、平成21年経済センサスによりますと、音更町1,264カ所、芽室町761カ所、幕別町1,021カ所と、ほぼ人口規模に比例した事業所数となっております。

本町が他の2町に比べ、法人町民税の税収が少ない要因についてであります。音更町との比較では、事業所数による法人均等割に加え、大規模な商業施設や製造業を営む事業所の法人税割の差によるものと考えられ、また、芽室町との比較では、大規模製造業を営む事業所の法人税割の差によるものと考えられるところであります。

次に、増収に向けた取り組みについてであります。一番の特効薬は、資本力の大きな企業の誘致を図ることにありますので、企業開発促進条例に定める助成制度や、土地開発公社の事業用借地権賃貸制度、東日本大震災の被災企業向けの借地制度などの優遇策を訴えるとともに、幕別町出身者の人脈も活用し、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

さらには、既存の事業所における事業規模の拡大や経営の向上につきましても、増収に結びつくものでありますので、商工会や金融機関など関係機関との連携を図りながら、商工振興に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「さらなる入札の改善について」であります。

初めに、適正価格についてであります。町が発注する工事及び業務委託につきましては、入札の際に最低制限価格を設けているところであります。

最低制限価格は、過度な低価格入札による成果品の品質低下や、施設の管理業務などの業務委託における住民サービスの低下を防止し、適正価格での落札を誘導する観点から設定していますが、さらに雇用者の賃金水準の低下を防止する効果もあるものと考えております。

また、総合評価制度につきましては、価格競争だけではなく、施工能力や実績などを評価対象に加え、総合的に判断して受注業者を決定する制度であり、今後、導入に向けて調査を進めなければならないものと認識いたしております。

しかしながら、現行の指名競争入札に比べ、手続に手間がかかることや1カ月程度多く時間を要することから、発注時期がおくれてしまうことなど、課題もあるところであり、まずは、どのような業務の契約が本制度に適しているのか、あるいは具体的な評価基準の策定などについて研究を進めていかなければならないものと考えております。

いずれにいたしましても、工事等の品質向上や住民サービスの向上が図れるよう、今後も入札制度の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、「官製ワーキングプアの解消に向けての取り組みについて」であります。

本町におけるワーキングプアに対する取り組みにつきましては、まず1点目といたしまして、毎年、町発注業務における留意事項についての文書を、町の格付業者に送付するとともに、2年ごとの「競争入札資格審査」、いわゆる「指名願」の一斉更新の時期に、申請のありましたすべての業者に配布し、周知いたしております。

文書の内容といたしましては、「業務履行に際しては、各種調達で地元業者を活用し、地元資材の優先的使用に努めていただくこと」「二省協定単価に基づく労務単価等に留意して適正な賃金を支払うよう配慮すること」「地元労働者及び季節労働者を積極的に雇用するよう配慮すること」「業務車両を適正に運行管理し、交通事故の防止に努めるとともに、労働者に対する保安教育や現場内の保安設備等の点検等を行い、労働災害の防止に万全を期するよう配慮すること」及び「労働者の福祉向上のため、雇用保険、健康保険、厚生年金等に参加すること」の５項目の内容についてお願いをしているものです。

２点目といたしましては、平成 23 年度に契約を締結いたしましたコミュニティセンターなど 9 施設の管理業務におきまして、各施設に常勤者を 2 名ないし 1 名配置することと、毎月の勤務体制の実績報告書を提出することを義務づけ、雇用者の勤務条件の安定確保に努めているところであります。

３点目といたしましては、最低制限価格の設定であります。

先ほど申し上げましたとおり、最低制限価格につきましては、適正価格への誘導のみならず、低落札により業務に従事する労働者や下請業者にしわ寄せがなされ、賃金の低下を招くことを防止する効果もあると考えておりますが、特に業務委託については、昨年度から最低制限価格の見直しを行い、実質的な引き上げを図ったところであります。

また、公契約条例につきましては、以前から導入自治体の事例などの調査・研究を進めてきたところでありますが、対象となる契約の種類や金額が限定的であるため、大多数の労働者には条例が適用されないことになるなど、実際の賃金の改善には効果が薄いものと考えております。

そのことを解消するために、対象となる契約の種類や金額の範囲を拡大した場合、実効性の確保という観点から必要となる履行の確認業務などの業務量が増加することから、当該業務に係る人件費が増加してしまうなどの課題があるところであります。

そうしたことから、引き続き公契約条例についての研究を進めるとともに、総合評価制度の導入なども含め、入札・契約制度の中で、さらにワーキングプア対策を研究してまいりたいと考えております。

ご質問の 6 点目、「社会保障と税の一体改革」の名による消費税の増税などを行わないよう国に求めていくことについてであります。

昨年 6 月、当時の菅首相の下、政府・与党は少子高齢化や経済低迷などの影響で財源が不足し、持続することが難しくなっております社会保障制度の維持・強化と、財政の健全化を同時に達成するために、現在 5 % の消費税率を 2010 年代半ばまでに段階的に 10 % まで引き上げる方針を盛り込んだ一体改革案をまとめたところであります。

その後、9 月に就任した野田首相も一体改革路線を踏襲し、一体改革案に基づき、消費増税の具体的時期や税率を明記した素案を年明けの本年 1 月にまとめた上で、2 月には一体改革大綱を閣議決定し、3 月末に「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案」を閣議決定し、国会に提出したところであります。

その間、昨年法制化されました「国と地方の協議の場」においては、地方からの要請に基づき「社会保障・税一体改革分科会」を設置して、社会保障全体の費用推計や国と地方の財源配分等について協議が進められてきたところであります。

その結果、社会保障費の推計につきましては、当初、国側からは基礎年金、高齢者医療、介護保険の高齢者 3 経費に加え、制度化された少子化対策経費を含む社会保障 4 経費のみが示されておりましたが、地方側が主張する予防接種や各種検診などの地方単独事業分を加えて、我が国全体の社会保障費を試算することとされたところであります。

また、国と地方の財源配分につきましても、消費税率の引き上げを仮に 5 % とする場合、国と地方の役割分担に応じた地方への配分を 1.54 % 相当分とすることが示されたところであり、地方への財源が一定程度確保されたことにより、地方側はこの案を受け入れることとなったところであります。

少子高齢社会において、社会保障制度の強化と安定的な持続につきましては、避けて通ることがで

きない課題であると認識しているところであり、町といたしましては、北海道や町村会と歩調を合わせ、必要なものについては、さらに訴えていくことはもちろんのこと、国民の皆さんが納得できるよう慎重かつ十分な国会審議を期待しているものであります。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 再質問をさせていただきます。

今回の質問につきましては、これまでも経済不況のことは取り上げさせていただいてきたのですが、長引けば長引くほど、町民の皆さんに与える影響が大きくなってきている。それが一体どんな形でなっているのかということと、そういう状況を押さえた上で、必要な政策、手だては何があるのかというような観点からお尋ねをいたしました。

まず、1 点目の幕別町の経済状況の現状で、総生産額、所得額、雇用の実態をお伺いいたしました。初めに、お答えいただいたどの指標を見ましても、平成 15 年前後をピークに下降の一途をたどっているということであります。給与所得は、一番多かったときは平成 18 年であります、個人別にこれを割り返してみますと、平成 18 年は 276 万円ということでありますが、その前の平成 10 年は 309 万円ということでありますから、この平成 10 年から今日の平成 23 年を比較いたしますと、ちょうど国全体で 1 人当たり 50 万円減ったというのと同じ金額が幕別町の町民の給与も下がっているというのが、お示しいただいた数字の中で明らかになっています。

それで、全体として、一番最初に申し上げましたように、1990 年代から始まった国の緊縮財政といいますか、正規労働者を非正規にするとか、あるいは社会保障の負担を増やすとか、そういうのが色濃くこういった実態にあらわれてきているのだなということを再確認しています。

そこで、きょうお示しいただきました数字は、実は幕別町は、私いつも統計的に数字を見ようとするときに、大体 10 年スパンで見なければいけない。ところが、途中で合併しているものですから、数字の統一性を図るために、平成 18 年以前の数字については、当時の旧忠類村との合算を用いて数字、指標を掌握しているのですけれども、今回お示しいただきましたのは、そのようになっているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 忠類との合算で計算をしております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） わかりました。そういうことであれば、データ上、私たちの押さえているデータといえますか、町民の実態により即したものだというふうに思います。

そこで、2 点目ともかかわってくるのですが、その統計のとり方なのですから、今回、私初めて国民総生産に準じて町民総生産、GDP なのですから、それを何とか幕別でも使うことができないかということでお尋ねをいたしました。

といいますのは、こういう指標を用いるときに、一定程度同じ基準に基づいて動かない元数字を使いながら、同じデータを出していくということが大事だと思ひまして、そしてたどりついたのがここだったわけですね。十勝支庁や帯広市が、いつも十勝支庁であれば、管内の全部 1 人当たりの所得だとか管内の総生産、帯広市も同じように出してきました。そういうものが幕別でも出ると、全体を掌握することができるのになというふうに思ひました。帯広市は「帯広市民経済計算年報」というのを出して、その数字を公開しています。

それで、お答えにありましたように、これを幕別町に私きょう求めたのですけれども、多分幕別町だけの経済を押さえるという難しさがあるのだと思うのですよね。つまり経済活動は、特に新得町はやっておられるのですけれども、近隣 3 町、帯広市との関係が多い中で、総生産あるいは個人消費、個人消費はここで出ますけれども、そういう統計をとっていくと難しい面があるのだらうなということと、膨大な資料も必要だということであるのですけれども、北海道が今年の 3 月ですか、計算のマニュアルを出して、このマニュアルも大変なのだと思うのですけれども、そしてそれに基づいて、

大きい市のところが多いのですけれども、スタートをしているということであれば、ちょっとずつ近づいていけるのかなというふうに考えたのです。その辺はどのように押さえておられますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 実はここに「幕別町の町民所得」という冊子があるのです。これ昭和 59 年度版。ところが、発行したのが 62 年 3 月。昔は、昔という言葉はちょっとあれかもしれないけれども、この当時は十勝管内全部これを出していたのです。十勝圏複合事務組合が窓口になって、うちの職員もそこへ出向いて、管内の町村の職員がそこへ集まって、そしてこの資料、冊子を町村ごとにつくったわけです。社会保険事務所へ行ってそれぞれの年金額を調べてくる。北電へ行って電気料を調べてくる。農業事務所、統計事務所へ行って農業所得を調べてくる。それらを全部含めて、1 年間以上かかって計算して、発行したときにはもう 2 年おくれ。ということは、非常に時間的なロスだとか人件費だとか、いわゆる費用対効果の面があって、これを限りに管内は皆やめてしまった。今言った帯広市と新得が残ったのですが、あとは全部やめてしまった。それが現実なわけであります。

ということは、先ほど答弁でも言いましたように、余り有効に活用されていない。今になって 2 年前の数値が出てくる状況なものですから。それが中橋議員言われるように、今道あたりが新たなマニュアルをつくって、これからまた進めようとしている。今、11 市 2 町が全道でやっていらっしゃるようですけれども、これが今後どういうふうに進んでいくのかちょっとまだわかりませんけれども、過去はそういうことがあって、私どもも現実に企画にいるところは職員らと対応した経緯がありますので、そういった動向を見ながら、町としても対応に当たっていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 町長、認識が違ったら申しわけないとは思いますが、帯広市もそのまま継続してきたというよりは、町長言われるように、一たんみんな新得もやめたのだと思うのです。それで、その後、財政問題といえば好景気が続いていましたから、どちらかというと過剰投資でうちもずっと問題になってきましたけれども、町の債務残高が大きいというようなことで、財政健全化計画だというようなところに、どちらかというと重きを置いて、町の仕事もそういう実態をきちっと押さえて計画を持ちながら、政策を打ってきたと思うのですよね。

しかし、今それだけでは町民が、本当に貧困と格差の拡大と一口に言いますけれども、それはどんなふうにあらわれていっているのか、そこをきちっと押さえていかないと、町としての政策的確に打っていくことができないというような、そういう状況に流れが変わってくる中で、帯広市も恐らく新たにやられたのではないかと思います。

ホームページを見る中では相当ご苦労されて、ただし書きがついて、やってみた結果ですよというようなことが載っておりましたので、新たに始めたのだと思うのです。それはマニュアルが改訂される前だと思うのです。

ですから、膨大な人件費だとか、もちろんそういうこともありますので、直ちにやってくださいということではありません。しかし、そういうことが進んでいて、より正確なデータを使えるということが大事だと思いますので、研究課題として取り組んでいただきたいと思います。

つけ加えて言いますと、本当に情報というか、統計関係の資料が少なくなっているのですよね。池田の統計事務所もなくなったのではないですか。これもあれ、町長答弁で言っていた「とかち経済情報」なのですけれども、毎月出ていたのが 3 カ月に 1 度になってしまったのですよ。ですから、本当に急ぐ統計と、それからじっくりかかっても大丈夫なものがあると思うので、そういう使い分けも必要だと思います。

2 年ぐらいおくれて有効ではないとおっしゃいますけれども、しかし農業生産にしても工業生産にしても、幕別町で出しているホームページなどを見ますと、やっぱり 2 年ぐらいおけているものが多いですよ。ですから、そういうことも考慮すれば、研究の値はあるのではないかなと思います。ぜひ求めたいと思います。

そこで、次に、全体の景気をよくするためには、ずっと循環型の経済が大事だなというふうに思っ

てきていました。といいますのは、やっぱり税収が多いというのが一番大事なことですよね。自主財源をきちっと持っていくという点で、過去にも質問させていただいたことがあるのですが、幕別町の税収は、法人税に限らず、近隣3町の中ではやはり残念ながら低いのですね。お答えの中では、今、法人税をお尋ねしましたので、芽室町が高くて、次に音更町で、その次に幕別町なのですが、地方税全体の収入を見ますと、音更町が歳入の中に占める割合が43.8%、芽室町は37.7%、幕別町は29.5%と、やっぱり税収は低いのですよね。

ここは特効薬として、町長は企業誘致ということを書かれておりました。答弁いただきました。私はもちろん企業が来ていただいて雇用もふえる、そういうことは否定はいたしません。ですけれども、この間、スーパーですとか、いろいろ進出はあったものの、ここまで差がついていくということになれば、もっともっとここで生み出されるものの付加価値ですとか、地元企業の支援だとか、そういうものがやっぱり必要なのではないかというふうに思うのです。

それで、法人税の流れも、これは私自分で計算したのですけれども、平成9年に消費税が5%にされてしまったのですけれども、その前の年、平成8年は約2億4,000万円近くあったのですよね。これ忠類と合併した数字です。ところが、ぐんぐんぐんぐん減って行って、平成21年度はお答えいただいたように1億2,726万8,000円、半分なのです。

だから、ここにはやはり事業数は少なくないです。そうすると、均等割の法人税はもちろんいただいています。法人税、法人事業税、所得税ですね、ここの納めていただけるその割合といいますか、そういうところが減ってきているのではないかというふうに思うのです。頑張っているけれども、税金を納めるまでの利益が上らないのだというような状況を、こういう中から推測するのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、法人の数でいきますと、音更、幕別、芽室の順番ですから、そう変わらないというか、人口に比例したあれです。均等割の額だけでいきますと、これも音更が9,700万円で、芽室では7,000万円、幕別町が6,000万円というような順番と。しかし、一番差があるのはやはり法人の所得割。これは名を挙げると、芽室あたりです。日甜なんかで大きく差がついているのだらうというふうに思います。音更なんかも、今は撤退しましたが、コーラですとか大きな企業が並んでいる。しかも、今あそこは工業団地が造成されておりますから、高速道路沿いにますます増えてきている。そういったことに比べますと、私どもの町は企業数はそれなりに有しているながらも、なかなか大きな資本の大きな工場といいますか、大きな企業の張りつきが少ないといったところに、要因が一つはあるのかなというふうに思います。

ですから、企業を誘致するのは手っ取り早いかもしれませんが、中橋議員言われるように、既存企業が伸びていくことが、これまた法人税にはね返ってくることにも当然なるわけですから、そういったことにも意を用いながら、これからの行政の中では当たっていかなければならないのだらうというふうには思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 例えばスーパーは札内でも大手がありますが、本社は幕別に存在していないというようなことになれば、税の配分も本社所在地に多くが納められるということがありまして、そういうふうになると、日甜さんとか、ああいうふうに大きくなっていけば別なのですけれども、やっぱり地元で頑張っていて税金を納めていただけるような、そういう仕事をつくるですとか、それから政策的な支援をすとか、そういうことが大事になってくるのだらうと思うのです。

もし違ったらお答えいただきたいと思いますが、そういう思いがあるものですから、そこで4番目の私は入札の改善などにも、これは部分的なことではありますけれども、町のお金がどれだけ1,100社を超える地域企業に元気になっていただけるような、そういった仕事、事業につながっていったのかということをお願いいたします。

大手の企業誘致だけに力を入れるのではなくて、既存の企業にも力を入れていただきたい。そうす

ると、当然既存の企業にうんと仕事が回るようになってもらいたい。先ほど谷口議員が質問いたしましたリフォーム助成制度なども、その一環で求めているものなのですから、私は入札の改善という観点からお尋ねしたいと思います。

といいますのは、一番最初の質問で申し上げましたように、公共事業そのものが物すごい減ってきているという中で、入札そのものも最低価格を町が示されて、それにきちっと応じていただいて仕事をしていただいているわけですが、よくくじ引き入札ですとか、結局皆さん仕事が欲しいということで、ぎりぎり落とされると。今いろんな情報がきちっとしている中で、もう人件費は二省協定の中できちっと定められていますし、材料費も、それから経費など全部管理費も含めて、もうほとんど基準となるものは同じなわけですね。そうすると、もう同金額になっていって、一つの仕事に殺到されて、くじ引きせざるを得ないと。

ここには、私は何というのでしょうか、確かに最低金額ですから、町の求めるものではあるのだろうと思うのですが、どの農業でもどの事業でも、再生産、再事業が可能のような仕事が入ってこないと生きていけないわけですね。価格そのものの設定は、そういった基準を使っておられると思うのですが、ここはもう一つ、今までのように最小の費用で最大の効果というのを求め続けていいのかというふうに疑問に思うわけです。ですから、必要な基準、業務管理のほうでも一定基準を上げていただくという努力をしていただきましたけれども、入札に当たっても、そういった考慮というのは必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、今の入札のいわゆる予定価格を算出するのは、ほとんどもう明らかな資料が出ていますから、コンピュータに入れると大体決まった数字が出てくるということで、くじ引きが多くなってくるのだろうというふうに思います。

ただ、入札ですから、やはり入札ということは、お互いが競争し合った中で落札者を決めていく。競争性ですとか、あるいは公平性ですとか、あるいは効率性だとか透明性だとか、いろんなことがあって入札制度があるわけですから、我々はそれを崩すということにはもちろんならないわけですし、そしてもう一つ言われた最小の経費で最大の効果を上げる。これはやっぱり行政としては当たり前のことなのだろうと思いますし、その最小の経費が何かというと、今言われたように安ければ安くいいということではないと思う。必要なものがそれは最小の経費だということを押さえる中で予定価格も組まなければならないし、設計も進んでいかなければならないというふうに思っていますけれども、最小の経費で最大の効果を求める中で、今言う入札制度がどうあるべきなのか。本当にこれからくじ引きばかりの入札がいいのか。あるいは、先ほども言いました総合評価方式も今検討しておりますけれども、これもまたなかなか簡単には決まらない、課題もたくさんある。

そういったことを踏まえた中で、それではもう全部一般競争入札でやってしまえばいいのではないかとすると、今度、町内の方から、地元業者はどうするのだという問題もまた出てくるのでしょうし、いろんな課題はあるのだろうというふうに思いますけれども、一番いいのはやはり住民の皆さんにサービスが低下しない中で、最小の経費、的確な経費で入札、落札することを我々は望むものでありますし、そういう方向はこれからも目指していかなければならないというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） やっばり的確な経費、的確な価格なのだと思うのですよね。それがきちっと定められて、そして業者ももちろん潤うし、その業者に仕事をいただいている下請の方たちも仕事をもらえるという流れになっていくのが理想だと思うのです。

お尋ねするこういうふうに挙げたのは、やはり昨年なのですから、わずかな公共事業が地域で出たと。うちも仕事をもらえるというように喜んでいた人たちが、とてもとても価格で合わなくて、もうもらえなかったと。行ったら帯広の業者の方が入っているのです。それはやっぱり本当に忍びないですよ、たくさん出ない事業なわけですから。でも、そこにはそこなりの事情があって、ですからその元請が悪いとか、そういうことでなくて、やはりきちっと末端まで地元に行き渡るような目の届

かせ方、指導、そういうものがあって、入札も生きてくるのだと思うのですよね。

そういう点では、残念なお話も聞いておりますので、ぜひ指導を強化していただきたい、このように思いますが、いかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） うちの場合はほとんどが指名競争入札ですから、町内業者がほとんど指名をしているのが現状であります。ただ、一部委託業務なんかにあって、町外の業者が入る部分があるのかと思いますけれども、これも町内と町外の区分ということになってきますと、なかなか微妙なものがあって、先ほどの法人税ではないけれども、私は町内にもちゃんと事務所があって法人税も払っていますよ、これは町内なのか町外なのかというようなことの問題もありますけれども、少なくともその一般競争入札のように、フリーにだれでもが入札に参加している状況ではありませんので、町外の方が落札するケースというのは余り私はないというふうには押さえておりますけれども、これからも十分その辺は配慮しながら対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） ぜひ指導を徹底していただきたいというふうに思います。

それで、価格の入札から政策の入札、総合評価ということなのですが、全体として仕事を評価したときに、価格の面では多少違いがあっても、町民のサービスの向上につながったというような、そういう結果になることも大事ではないかと思しますので、お答えの中で検討して研究を重ねられるということでありますので、この入札の件についても、引き続き改善に向けての努力を求めたいと思います。

次に、官製ワーキングプアのことです。これはこの間ずっと、特に業務委託の中で、答弁にもありましたように随分改善が図られてきました。働いていらっしゃる方からも、労働条件がよくなったという声も実際に聞かされております。

そういう点ではさらにこれを持続、継続させて、よい仕事がきちっと回っていくようにしていただきたいというふうに思うのですけれども、やはり公共事業で発注するのは同じだと思うのですよね。幕別町がお金を使って発注して、そしてそれが生かされるというようなことになれば、いろんな点でこの業務委託の部分と同じような改善が図られていく必要があるのだろうというふうに思います。

私は、公契約条例のことについては、平成 20 年から一貫して取り上げさせていただいてきております。町が野田市まで行って研究されてきたことも承知の上で、ずっと自分なりにも考えてきました。

今回さらにお尋ねしようと思ったのは、今、実施されているのは全国で四つの市ですね。ことし、実は札幌の幕別町出身の上田市長が随分頑張られて、まだ条例制定には至ってはいないのですけれども、この公契約条例の有効性、必要性を説かれて奮闘しておられました。

その上田市長の基本的な公契約条例に対する考え方を知る機会があったのですけれども、本当に徹底しているのですね。結局、幕別町もそうなのですけれども、市、町が、うちも 200 億円とかお金を使いますよね、1 年間に。それはその地域にとっては本当に大きなお金。事業所というふうに見るならば、働いている人の数からいっても大企業になっていくと、大事業所だと。そこで使うお金、つまり税金なのなのですが、少なくとも税金を使って仕事をしていただいている中で、これ上田さん言っておられるのですけれども、そこで実際に働いておられる方たちが苦しめられているような状況であれば、それは税金の使われ方が理論的にはおかしいのではないかと思います。結局生きた使い方にしていきたいのだということで、公契約条例を札幌でもやってみようということで取り組んだと言われるわけですね。税金というものが公共の仕事で働く人たちの生活の糧になって初めて生きてくると。地域の循環経済に役立って、地域の豊かさをつくって、税金がその原資になっているのだと、そういう評価、こういうふうにつなげたいということで出発したというのですね。

全体を通して思うのですが、官製ワーキングプア、貧困の拡大、こういう中で町として何ができるかというときには、その 200 億円投資されるお金が、住民の中に、町民の中に還元するような、そういう思想性といいますか、姿勢を持たれて取り組んでいくことが非常に大事ではないかなというふう

に思うのですね。

それで、公契約条例のさまざまな労働条件の改善までいかないのだとかということもありました。これいかないのではなくて、生かせば、それなりのまた人手が必要だとか、ここでは監視する体制が必要だとかというふうに答えられていますけれども、どこをとるかということになっていくのだろうというふうに思うのです。行政改革もやられていて、ずっと職員は減らしてきていますから、限られた中でやらなければならないというふうになれば、やっぱり無理が生じてくるのだというふうに思うのですよね。

ですから、こういうことも行革の中で、あるいは今総合計画の折り返しで見直されるということでもありますけれども、この町の使うお金を町民に生かさせるという視点をぜひ入れていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、町が使うお金が町民の皆さんに還元されて、そのことが町の発展や町財政によりよい方向に向かうことが、これ何よりだというふうに思います。

ただ、公契約の場合の今の難しさは、札幌市なんかもそうですけれども、かなり大きな事業、大きな金額が言われております。ですから、私どもの町でいくと、多くの工事というのは、ほとんど年間出るような状況にはないのですけれども、精神ということについては、それは何ら変わるものではありませんけれども、そういったことなどや、まだまだ内部での十分な検討をしているわけではありませんけれども、ほかの町村なんかも意外と進まないなという思いはしておりますけれども、難しい課題もあるのかもしれませんが、趣旨といいますか、本旨は今おっしゃられるようなことで、そのことは我々も十分受けとめながら進んでいかなければならないと、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） どういう基準でどうするかというのは、やっぱりそこそこの町の考え方なのだと思うのですよね。札幌のように最低5億円以上の工事発注とかということになってくれば、これはもう幕別では全然当てはまらなくなってしまう。ですけれども、札幌でも業務委託は1,000万円ということですから、あそこの財政規模からいくと、もっと少ない金額で設定することができないのかななどと、研究の余地はいろいろあると思いますので、ぜひそういう先進の事例に学んで研究を進めていただきたい、設置に向けて努力をしていただきたいと思います。

最後ですが、社会保障と税の一体改革の名による消費税の増税などを行わないよう国に求めてくださいということですが、非常に苦しい妥結をしたと言ったらおかしいですね。高橋知事のこの1.54%の配分をめぐっての新聞報道などを読みますと、随分、国と地方とのやりとりがあって、ここでおさまったといいますか、何というか、そういうことだということなのですから、私、この間、消費税も町にとってどうだったのかということも計算してみたのですよね。それで、消費税が1.54%になり、今1%ですね、消費税は還元されるのは。それが1.5、約2倍になるということですね。

幕別町の財政状況をずっと見ていますと、消費税が幕別町の収入として初めて入れられたのは、実は平成9年からなのです。このときには5,000万円足らずの金額だったのですけれども、途中で税の見直しなどもあって、翌年から2億3,000万円程度の収入がずっと続いております。合併してもしなくても大体同じ額、2億3,000万円程度です。これは地方消費税が入って、それは収入がふえることはうれしいのですけれども、一方では、私は消費税の影響は大きかったと思うのですが、法人税収下がっていますよね。1億2,000万円、半分になってしまったのですよ。ですから、これ2億4,000万円丸々入ったというふうには喜べない。もう一つ、交付税はそれに見合ってやはりそこは調整されてきているという、もうこの数字で明らかになっています。

そうすると、1.54%の消費税が地方に入るから、その他の条件もあって仕方なしといいますか、私は仕方がなかったのではないかなと思うのですけれども、そういう点で認めてこられたのだと思うのですけれども、実に町にとっても町民にとってもメリットはない。それどころか消費税の一番の大変

なところは転嫁できないという事業者。個人よりも事業者、商売をやっている人たち、事業をやっている人たち、これが統計的には資本金 1,000 万円以下のところで 50%から 70%転嫁できないというふうに出ているわけですね。こうなってくると、また町に入ってくる法人税収が下がってくるというような悪循環になっていくのだと思うのです。

ですから、国の打つ政策というのは地方を元気にしてもらうものでない困るのだということを、町長は関係機関と一緒にぜひ訴えてきてもらいたい。私は消費税増税はしないでほしいと言っていたのですが、町長はそういうお答えではありませんので、地方の現状をきちっと届けて、そしてこの町が頑張っ元気にするのだというのをここのリーダーとして示してきていただきたい、こう思いますがいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、今回の消費税のアップについて、地方六団体は何か先に消費税 5%を上げることが容認されたようなことで、今言った地方と国との配分の取り合いみたいなことが表に出て、現実に来ている。ですから、私ども町村会の中でも、そうした消費税を反対するかどうかなんていう議論の前に、もう既にこうしたことが出てきたものですから、私どもは今は特に反対運動とか、そういうことはやっていないのが現状であります。

ただ、もう一つ、今言われたように町に対する影響ということで行きますと、あるいは地方に対する影響ということになりますと、消費税を上げることによって、その財源は社会保障の上に充てるのだと。ですから、我々からすると、今までの国保の負担が、もっと町の持ち出しのように国保が減ったり、介護保険の町負担が減ったり、そっちのほうへ上がった分がどんどん使ってもらうことによって、町民に国民にいい意味での影響が出ることを期待はもちろんしているのですけれども、これは結果はもちろんあれですけれども、そういった中で、この社会保障と税の一体改革、社会保障費がいつまでもこのままでいいのかどうかといった問題なんかも含めながら、私どもは町村会の皆さん方と一緒に歩調を合わせていきたいなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 私も期待したいのですけれども、10 年前に導入するときから福祉のためと言われて、福祉がよくなってきましたか。もう本当に悲しいです。もう歩けば介護保険料が高い。今税金の納付書届きましたよね。もう皆さん大変ですよ、年金は下がったって。

こういう中で、さらに後期高齢者医療制度を存続するという、あんなひどいものを存続するというわけでしょう。年金は引き下げですよ。どこが社会保障が豊かになるのか、その担保は何もないということを申し上げて、町長の指導力に期待して終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、あすの会議は午前 10 時から開会いたします。

16 : 18 散会

第 2 回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第 2 回幕別町議会定例会
(平成24年 6 月14日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告（会議規則第 8 条、第11条）

議事日程の報告（会議規則第21条）

日程第 1 会議録署名議員の指名

16 野原 恵子 17 増田 武夫 18 斉藤 喜志雄
(諸般の報告)

日程第 2 報告第 1 号 平成23年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 3 議案第39号 幕別町都市計画審議会条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第40号 幕別町辺地総合整備計画の策定について

日程第 5 議案第41号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

日程第 6 議案第43号 平成24年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第44号 平成24年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 8 議案第45号 平成24年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 9 議案第47号 平成24年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第10 陳情第12号 幕別町新庁舎建設に伴う課題の陳情書

会議録

平成24年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年6月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月14日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)

議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 小川純文 | 2 寺林俊幸 | 3 東口隆弘 | 4 藤谷謹至 | 5 小島智恵 |
| 6 岡本眞利子 | 7 藤原 孟 | 8 乾 邦廣 | 9 牧野茂敏 | 10 谷口和弥 |
| 12 田口廣之 | 13 前川雅志 | 14 成田年雄 | 15 中橋友子 | 16 野原恵子 |
| 17 増田武夫 | 18 斉藤喜志雄 | | | |

- 6 欠席議員 (1名)

11 芳滝 仁

- 7 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫
教 育 長 金子隆司
代 表 監 査 委 員 柏本和成
会 計 管 理 者 川瀬俊彦
経 済 部 長 飯田晴義
企 画 室 長 古川耕一
忠類総合支所長 姉崎二三男
教 育 部 長 佐藤昌親
企 画 室 参 事 伊藤博明
糠内出張所長 湯佐茂雄
福 祉 課 長 田村修一
経 済 部 参 事 須田明彦

副 町 長 高橋平明
教 育 委 員 長 沖田道子
農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 増子一馬
民 生 部 長 菅 好弘
建 設 部 長 佐藤和良
札 内 支 所 長 飛田 栄
総 務 課 長 菅野勇次
地 域 振 興 課 長 原田雅則
生 涯 学 習 課 長 澤部紀博
町 民 課 長 横山義嗣
税 務 課 長 中川輝彦

- 8 職務のため出席した議会事務局職員

局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之

- 9 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

- 10 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

- 16 野原 恵子 17 増田 武夫 18 斉藤 喜志雄

議事の経過

(平成24年6月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16番野原議員、17番増田議員、18番齊藤議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長（古川 稔） 次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（米川伸宣） 11番芳滝議員より本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第2、報告第1号、平成23年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第1号、平成23年度幕別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

繰越明許費につきましては、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものについては、地方自治法第213条の規定によりまして、翌年度に繰り越しをして使用することができるものであります。

翌年度に繰り越しをしました当該経費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越額、繰越財源の内訳についての繰越計算書を翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において報告しなければならないものとされております。

今回、報告をいたしますのは、総務費の「忠類テレビ中継局放送機器整備工事」以下6事業であり、これらの事業につきましては、事業の一部が冬期間に入り年度内に完了することができないこと、あるいは国の補正予算の決定時期が年度の後半となったことから、事業の実施が翌年度に繰り越しとなったものでございます。

事業ごとの繰越額につきましては、さきの3月定例会で議決をいただいたとおりであり、6事業の繰越額の合計は5,246万7,000円であります。

なお、繰越事業の財源の内訳につきましては、右の欄のとおりとなっております。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、議案第39号から日程第9、議案第47号までの7議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、議案第39号から日程第9、議案第47号までの7議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第39号、幕別町都市計画審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第39号、幕別町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は12ページ、議案説明資料は18ページになります。

本条例は、平成24年4月1日から実施いたしました機構改革により、都市計画課と施設課を統合し、都市施設課になったことから、所要の改正を行うものであります。

議案説明資料の18ページをご覧くださいと思います。

第6条中「都市計画課」を「都市施設課」に改めるものであります。

議案書にお戻りをいただき、附則であります。本条例の施行期日を公布の日からとし、平成24年4月1日から適用するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第40号、幕別町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第40号、幕別町辺地総合整備計画の策定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づきまして、駒島、新和、明倫及び中里辺地に係る総合整備計画を策定するものでございます。

辺地総合整備計画につきましては、5年間を計画期間として策定するものであり、いずれも平成24年度から平成28年度までの計画であります。

14 ページの別紙をお開きいただきたいと思います。

初めに、駒島辺地の計画でございますが、道営畑総事業などによる農道整備事業並びに駒島簡水の送水管の更新事業及び浄水場の非常用発電機の更新事業であります。

15 ページになりますが、新和辺地に係る計画は、新和簡水の配水施設等の更新事業であります。

16 ページになりますが、明倫辺地に係る計画は、幕別簡水の配水施設等の更新事業であります。

17 ページの中里辺地に係る計画は、道営畑総事業による農道整備事業であります。

なお、いずれもこの計画により事業を実施いたしますと、辺地総合整備事業債の対象となり、その元利償還金の8割が普通交付税で措置されることとなっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第41号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第41号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項の規定によります過疎地域とみなされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」について、過疎計画に登載されていない事業につきまして、計画に追加し、変更するものでございます。

議案書の19ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

幕別町過疎地域自立促進市町村計画の具体的な変更内容であります。上段の表は変更前、下段の表が変更後となります。

まず、区分2「産業の振興」の（3）計画の表の事業名（1）基盤整備農業の事業内容に「食料供給基盤強化特別対策事業」を追加するものであります。

次に、区分3「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」の（3）計画の表の事業名（1）「市町村道、道路」の事業内容に「しろがね線道路整備事業」を追加するものであります。

今回、変更する事業につきましては、過疎対策事業債の対象であり、起債事業とするためには、過疎計画への登載並びに変更が必要となり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第43号、平成24年度幕別町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第43号、平成24年度幕別町一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,502万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ134億9,654万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」でございます。

追加でございますが、低気圧の影響により、5月3日の降り始めから4日にかけて、総降水量113.5ミリ、24時間最大降水量111.5ミリ、1時間当たりの最大降水量8.5ミリを帯広測候所において観測したところであります。

この局地的な大雨により、農業施設及び土木施設等に災害が発生しておりますことから、農業施設等単独災害復旧事業50万円及び土木施設等単独災害復旧事業1,510万円の計1,560万円を新たに追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

それでは初めに、歳出からご説明申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、5目一般財産管理費2,915万3,000円の追加でございます。いずれも、旭町地区活性化対策関連事業に係る追加でございます。

議案説明資料といたしまして、別紙に本事業に係る各会計の歳出予算及びその図面をお示ししておりますので、あわせてご確認をいただきたいと思います。

議案書の8ページになりますが、13節につきましては、分譲地の用地確定測量委託料であります。

15節につきましては、近隣センター跡地の舗装等撤去工事及び教員住宅の解体工事であります。

19節につきましては、分譲地に係る配水管布設工事に対する一般会計から水道事業会計への負担金、22節につきましては、下水道公共升の移設工事に係る一般会計から公共下水道特別会計への移設補償費でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費44万1,000円の追加でございます。年金給付につきましては、国民年金法第108条の規定により、所得情報等の報告を受けて算定を行っておりますが、地方税法の改正により、年少扶養控除の廃止及び特定扶養控除の年齢の引き上げがなされたことから、障害基礎年金の算定において、扶養控除に係るシステムの改修が必要となったところであります。

このため、基礎年金事務費国庫委託金を受けて、国民年金管理システムのプログラム修正に係る委託料を追加するものであります。

次に、3目障害者福祉費157万1,000円の追加でございます。

13節につきましては、障害を有する生徒の義務教育以降の通学に対し、学校内の介助支援を実施するため、地域活動支援センター事業委託料を追加するものであります。

9ページになります。

6目老人福祉費1億4,894万4,000円の追加でございます。

19節につきましては、社会福祉法人博愛会が旭町地区に建設予定の地域密着型小規模特別養護老人ホームに係る施設整備交付金を追加するものでありますが、北海道からの間接補助事業であります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費251万1,000円の追加でございます。

13節につきましては、本年4月に国から「人・農地プラン作成事業」の詳細が示され、プランの作

成に当たっては農業者の営農意向の把握、地域等における合意形成のため、農業者等を参集した会合の開催などが必要となりましたことから、これらに係る事務を農業振興公社に委託するものであります。

19 節の細節 30 につきましては、当初予算におきまして、個人 2 名分の新規就農に係る給付を見込んでおりましたが、2 組の夫婦が給付対象となりましたことから、北海道の給付金事業の給付額変更に伴い追加するものであります。

細節 31 につきましては、JA 幕別町及び JA 札内が実施する「かぼちゃ」の残留農薬検査等に係る補助であり、北海道からの間接補助事業であります。

10 ページになります。

7 目農地費 2,800 万円の追加でございます。

13 節及び 15 節につきましては、いずれも国の農業体質強化基盤整備促進事業といたしまして、暗渠排水の整備等により、農業機械の高度利用による省力化の促進及び生産の増加等農業経営の競争力や体質強化を図るため、追加するものであります。

7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費 567 万 3,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、「アルコ 236、道の駅・忠類」の指定管理業務にかかわりますリスク分担の精算であります。「アルコ 236、道の駅・忠類」につきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、その管理に関する基本協定書により、リスク分担についての取り決めがなされているところであります。このたびのリスク分担につきましては、A 重油の物価変動及び施設、設備等の修繕について精算を行うものであります。

11 ページになります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、2 目道路新設改良費 6,838 万 9,000 円の追加でございます。いずれも、旭町地区活性化対策関連事業に係る追加でございますが、13 節につきましては、2 路線の調査設計委託料、15 節につきましては、6 路線の整備工事及び廃道 1 路線の撤去工事であります。

各路線の工事内容につきましては、議案説明資料の図面に記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと思ひます。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 400 万円の追加でございます。東十勝消防事務組合に対する分担金を追加するものでございますが、旭町地区活性化対策関連事業といたしまして、防火水槽撤去工事及び消火栓設置工事負担金に係る一般会計からの分担金であります。

12 ページになります。

10 款教育費、5 項社会教育費、10 目百年記念ホール管理費 51 万 1,000 円の追加でございます。

13 節につきましては、百年記念ホールの指定管理業務に係るリスク分担の精算であります。「百年記念ホール」につきましては、指定管理者による管理運営を行っておりますが、その管理に関する基本協定書により、リスク分担についての取り決めがなされているところであります。このたびのリスク分担につきましては、A 重油の物価変動について精算を行うものであります。

14 款災害復旧費、1 項農林業災害復旧費、1 目単独災害復旧費 170 万円の追加でございます。

14 節につきましては、3 カ所の農業用排水路の土砂除去に係る重機等借上料、15 節につきましては、大豊地区明渠及び忠類幹線明渠の施設崩壊に係る復旧工事であります。

次に、2 項土木災害復旧費、1 目単独災害復旧費 2,413 万円の追加でございます。

14 節につきましては、3 路線の道路側溝等の土砂除去に係る重機等借上料、15 節につきましては、上稲志別線ほか 28 路線及び明野ヶ丘公園ほか 1 公園で発生しました路肩崩壊等に係る復旧工事であります。

なお、このたびの災害により復旧工事等が必要となりました箇所につきましては、議案説明資料の 20 ページ、21 ページにございます災害復旧箇所図にお示ししてありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページまでお戻りをいただきたいと思います。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 4,226 万 1,000 円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

次に、11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 4,000 万円の追加でございます。普通交付税を追加するものでございます。

13 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 700 万円の追加でございます。

歳出でもご説明したところでございますが、国の農業体質強化基盤整備促進事業に係る暗渠排水の整備等に係る受益者分担金であります。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 62 万 8,000 円の追加でございます。学校内介助支援に係る地域活動支援センター事業に対する補助金であります。

6 目農林業費補助金 2,100 万円の追加でございます。国の農業体質強化基盤整備促進事業に係る補助金であります。

6 ページになりますが、3 項国庫委託金、2 目民生費委託金 44 万 1,000 円の追加でございます。国民年金管理システムの修正に係る委託金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金 1 億 4,925 万 8,000 円の追加でございます。

1 節の細節 10 につきましては、学校内介助支援に係る地域活動支援センター事業に対する補助金、細節 12 につきましては、地域密着型小規模特別養護老人ホームの施設整備に係る補助率 10 分の 10 の交付金であります。

次に、5 目農林業費補助金 251 万 1,000 円の追加でございます。

1 節の細節 9 につきましては、青年就農給付金事業に係る補助金、細節 11 につきましては、人・農地プランの作成に係る補助金、細節 12 につきましては、消費・安全対策事業に係る補助金であります。

17 款財産収入、2 項財産売却収入、1 目不動産売却収入 2,334 万 4,000 円の追加でございます。一般国道 236 号高規格幹線道路中札内大樹道路工事に伴う町有地の売り払いによる土地売却収入であります。

21 款諸収入、5 項雑入、4 目雑入 1,298 万円の追加でございます。これも同じく、中札内大樹道路工事に伴う町有物件の移転料及び補償料であります。

22 款町債、1 項町債、9 目災害復旧債 1,560 万円の追加でございます。5 月 3 日からの大雨災害に係る農業施設及び土木施設の単独災害復旧事業債であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 44 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）及び日程第 8、議案第 45 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長

○副町長（高橋平明） 議案第 44 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 580 万円を追加し、予算の総額を

歳入歳出それぞれ 10 億 9,510 万 3,000 円と定めるものとございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 580 万円の追加でございます。旭町地区活性化対策関連事業といたしまして、分譲地の公共移設工事を実施するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入 580 万円の追加でございます。公共移設に係る一般会計からの移設補償費であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 45 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明を申し上げます。

6 ページになります。

補正予算第 2 条でございますが、第 4 条予算であります資本的収入及び支出の予定額に対する補正でございます。

収入であります、第 1 款資本的収入、既決予定額 3,190 万円に、補正予定額 1,710 万円を追加し、4,900 万円と定めるものとございます。

支出であります、第 1 款資本的支出、既決予定額 2 億 3,447 万 4,000 円に、補正予定額 1,710 万円を追加し、2 億 5,157 万 4,000 円と定めるものとございます。

初めに、資本的支出からご説明申し上げます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 1,710 万円の追加でございます。

26 節につきましては、旭町地区活性化対策関連事業といたしまして、分譲地に係る配水管布設工事を実施するものであります。

次に、資本的収入をご説明申し上げます。

7 ページになります。

1 款資本的収入、6 項負担金、1 目負担金 1,710 万円の追加でございます。水道管布設にかかわる一般会計からの負担金収入であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 44 号、平成 24 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 45 号、平成 24 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 47 号、平成 24 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 47 号、平成 24 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）につきましてご説明を申し上げます。

なお、本議案は、本日付で追加提案をさせていただいたものでございます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 100 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 9,754 万 8,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5 ページをお開きいただきたいと思います。

10 款教育費、5 項社会教育費、3 目保健体育費 100 万円の追加でございます。本年 7 月 27 日から、イギリスのロンドンで開催される夏季オリンピックの日本代表といたしまして、このたび、陸上競技女子 100 メートル、200 メートルに福島千里選手、自転車男子マウンテンバイクに山本幸平選手が、ともに 2008 年の北京大会に続き、2 大会連続で選出されたところであります。この決定を受けまして、本町出身の両選手を応援すべく、町陸上競技協会、体育連盟などで構成された実行委員会による壮行会が開催されますことから、当該実行委員会に対する補助金を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページになります。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 100 万円の追加でございます。現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第 10、陳情第 12 号、幕別町新庁舎建設に伴う課題の陳情書を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 12 号、幕別町新庁舎建設に伴う課題の陳情書は、庁舎建設に関する調査特別委員会に付託いたします。

[休会の議決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 15 日から 6 月 18 日までの 4 日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、明 15 日から 6 月 18 日までの 4 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会宣告]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 6 月 19 日午前 10 時からであります。

10 : 31 散会

第2回幕別町議会定例会

議事日程

平成24年第2回幕別町議会定例会
(平成24年6月19日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
19 千葉 幹雄 1 小川 純文 2 寺林 俊幸
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第3号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書
- 日程第3 平成23年陳情第3号 幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書
(議会運営委員会報告)
- 日程第4 陳情第4号 学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書
- 日程第5 陳情第5号 「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第6 陳情第6号 「道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第7 陳情第7号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書
(以上、総務文教常任委員会報告)
- 日程第8 陳情第8号 「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第9 陳情第9号 「けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第10 陳情第10号 「介護保険制度の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第11 陳情第11号 「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書」の提出を求める陳情書
(以上、民生常任委員会報告)
- 日程第11の2 発議第4号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書
- 日程第11の3 発議第5号 道教委『新たな高校教育に関する指針』の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書
- 日程第11の4 発議第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第11の5 発議第7号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書
- 日程第11の6 発議第8号 けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書
- 日程第11の7 発議第9号 介護保険制度の見直しを求める意見書
- 日程第11の8 発議第10号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書
- 日程第12 議案第46号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議員の派遣について
- 日程第14 常任委員会所管事務調査報告

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

日程第15 閉会中の継続審査の申出

(庁舎建設に関する調査特別委員会)

日程第16 閉会中の継続調査の申出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成24年第2回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成24年6月19日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 6月19日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議 長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫 18 斉藤喜志雄
- 6 欠席議員 (1名)
12 田口廣之
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
会 計 管 理 者 川瀬俊彦 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 古川耕一 建 設 部 長 佐藤和良
忠類総合支所長 姉崎二三男 札 内 支 所 長 飛田 栄
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 菅野勇次
企 画 室 参 事 伊藤博明 地 域 振 興 課 長 原田雅則
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 萬谷 司 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19 千葉 幹雄 1 小川 純文 2 寺林 俊幸

議事の経過

(平成24年6月19日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19番千葉議員、1番小川議員、2番寺林議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第2、発議第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第2、発議第3号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 朗読をもって説明にかえさせていただきます。

発議第3号。

平成24年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者幕別町議会議員増田武夫。

賛成者幕別町議会議員前川雅志。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられているが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の「森林・林業基本計画」等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進

などにより、森林資源の循環利用を進め、森林、林業の再生を図ることが重要である。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成 25 年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

2、地球温暖化防止、特に平成 25 年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど安定的な税・財源を確保すること。

3、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。

4、環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。

また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。

5、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

6、森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者みずからが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7、国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 24 年 6 月 19 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員長報告]

○議長（古川 稔） 日程第 3、平成 23 年陳情第 3 号、幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

委員長中橋友子議員。

○15 番（中橋友子） それでは、報告を行わせていただきます。

平成 24 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

議会運営委員長中橋友子。

議会運営委員会報告書。

平成 23 年 6 月 2 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成 23 年 5 月 26 日、6 月 2 日、6 月 6 日、7 月 25 日、8 月 25 日、9 月 27 日、10 月 12 日、11 月 22 日、平成 24 年 2 月 24 日、4 月 26 日、5 月 1 日、5 月 25 日、6 月 14 日（13 日間）。

2、審査事件、平成 23 年陳情第 3 号、幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

国は東日本大震災の復旧に向けて動きだしているが、日本経済に対する影響は不透明であり、幕別町の財政も地方債の償還や社会保障費の自然増など、財政運営の厳しさは増大するものと予想されます。

また、平成 22 年 10 月の国勢調査の速報値によると、町の人口は 5 年前に比べて 326 人、1.2%の減少となり、明らかに人口減少社会に転じています。

議員定数は行財政改革と人口減少という将来展望を踏まえて 2 名以上削減すべきであり、そのことで議員はみずから行財政改革に寄与することになります。町民からは目に見える行動をとったと理解されます。

以上のことから、議員定数を 2 名以上削減すべきと陳情します。

4、審査の経過、審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決によって結論を見た。

5、審査の結果、「不採択」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 休憩いたします。

10：11 休憩

10：12 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて、再開いたします。

○15 番（中橋友子） 訂正を含めまして、改めて報告させていただきます。

ただいま朗読させていただきました委員会の開催日についてであります。平成 23 年 5 月 26 日の記載につきまして削除していただき、平成 23 年 6 月 2 日から開始しております。したがって、開催期間は 12 日間となります。

以上であります。

○議長（古川 稔） ただいまの誤りにつきましては、議員内規に基づきまして、後ほど訂正文を配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

これより、採決をいたします。

平成 23 年陳情第 3 号、幕別町議会議員の定数削減を求める陳情書に対する委員長の報告は、不採択であります。

したがって、原案について採決をいたします。

本件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(古川 稔) 起立少数であります。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

日程第4、陳情第4号、学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書から日程第7、陳情第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める陳情書の4議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏) 平成24年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成23年6月2日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年3月5日、3月14日、5月17日、6月15日(4日間)。

2、審査事件、陳情第4号、学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書。

3、陳情の趣旨。

昨年発生した福島第一原子力発電所事故後、厚生労働省は食品に含まれる放射性物質の暫定規制値を発表しました。

また、本年4月に予定されている規制値改訂では、飲料水10ベクレル、牛乳・乳製品50ベクレル、野菜類、穀類、肉、卵、魚などが100ベクレルとすることが検討されています。

この暫定基準値や改訂を予定している規制値は、細胞分裂の盛んな成長期の子供たちにとって、必ずしも安全とは言えないものです。

子供たちの内部被曝の危険性を回避するために、学校給食食材の放射性物質測定体制を早急に整備すべきと考え、陳情するものです。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

次に、平成24年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成24年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年6月15日(1日間)。

2、審査事件、陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

文部科学省は、35・30人学級の実現を目指した「新・教職員定数改善計画」を策定しましたが、学校現場においては、子供たちに行き届いた教育を保障するため、教職員数の拡充は喫緊の課題となっており、この新計画の確実な実施と学級基準編成の制度改正及びそれを上回る「30人以下学級」の早期実現が不可欠です。

また、保護者が負担している教材費や図書費については、地方交付税により措置されていますが、地方自治体において、その措置に格差が出ており、住む地域に関係なく子供たちの教育を保障するた

め国による教育予算の拡充が必要です。

これらのことから、義務教育費国庫負担制度の堅持、負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善及び2013年度における教育予算の確保・拡充を行うよう求めます。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

平成24年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成24年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年6月15日（1日間）。

2、審査事件、陳情第6号、「道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

道教委は、「新たな高校教育に関する指針」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編等を行っていますが、これによって、これまでに全道では19校が募集停止、17校が再編・統合によって削減されています。

この配置計画による募集停止や再編等の対象とされた高校では、入学希望者の減少や子供の進学を機に地元を離れる保護者も出てきており、この計画が進めば道内の高校の約44%がなくなることになり、その高校の地域のみならず北海道全体に対する社会的な影響があります。

これらのことから、北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」は抜本的に見直すとともに、「遠距離通学費等補助制度」の年限撤廃など、希望するすべての子供に豊かな後期中等教育が保障される高校づくりの実現を求めます。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

次に、平成24年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成24年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年6月15日（1日間）。

2、審査事件、陳情第7号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

急速な高齢社会が到来し、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっており、この社会保障においては、子育て、医療、介護など地方自治体が果たす役割はますます増大し、安定した財源の確保が必要です。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これら政策分野の充実・強化が求められています。

このため、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められることから、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、地方財政の充実・強化を求めます。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 暫時休憩いたします。

10：24 休憩

10：25 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて、再開いたします。

○9番（牧野茂敏） 訂正をさせていただきたいと思います。

陳情第4号についてでありますけれども、総務文教常任委員長報告書の下の日付、平成24年3月1日の誤りでありました。大変失礼をいたしました。

以上であります。

○議長（古川 稔） 軽微な誤りということで、議長判断により口頭による報告をもって訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、報告が終わりましたので、4議件一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第4号、学校給食食材の放射性物質測定についての陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第5号、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第6号、「道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第7号、「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の

報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第8、陳情第8号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17番(増田武夫) 平成24年6月19日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成24年5月31日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成24年5月31日(1日間)。

2、審査事件、陳情第8号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきています。

昨年、生活保護費との乖離解消が6都府県で進められましたが、依然、乖離額が残されているのは3道県で、特に乖離額(現行17円)が最大である北海道としては、その乖離を速やかに解消することが、喫緊の課題であり、その実現を通じて安心して生活できる賃金が約束されなければなりません。

北海道のように、低賃金・最低賃金に張りつく賃金体系が多い地域においては、納税を果たせる賃金の確保と全体の底上げは重要な課題であります。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっては、経済的に自立可能な水準への改定を強く求めるものであります。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

以上であります。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第8号、「北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

日程第9、陳情第9号、「けいれん性発声障害(SD)の研究・治療などの推進を求める意見書」の提出を求める陳情書から日程第11、陳情第11号、「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書」の提出を求める陳情書の3議件を一括議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長芳滝仁議員。

○11 番（芳滝 仁） 報告をいたします。

平成 24 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成 24 年 5 月 31 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条の第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成 24 年 5 月 31 日、6 月 14 日（2 日間）。

2、審査事件、陳情第 9 号、「けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

けいれん性発声障害（SD）は、発声時にのどの筋肉が過度に緊張するために声に異常を来す病気であり、主な症状としては息漏れが多くささやくような声になるなど、声がうまく発声できなくなります。

この病気の認知度は極めて低く、さらには、この病気の適正な診断・治療を行うことができる医療機関が少ないことから、現在 2,000 人の患者を含む潜在患者数は、全国で 20 万人と推定されています。

また、この SD の治療は、全国でもごく一部の医療機関でしか実施しておらず、保険適用外となっているために医療費の負担も高額となっています。

これらの状況により SD の患者・家族は大変な苦労を強いられていることから、病気の周知や遠隔地への医師の派遣などを含めた医療体制の整備を進めるとともに、医療費の負担軽減のため保険を適用するよう求めるものであります。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

平成 24 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成 24 年 5 月 31 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条の第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成 24 年 5 月 31 日、6 月 14 日（2 日間）。

2、審査事件、陳情第 10 号、「介護保険制度の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

本年 4 月に改正された介護保険制度において、生活援助の時間区分の短縮及び介護報酬単価の引き下げが行われました。

介護保険利用者にとってこの生活援助は、自立支援と要介護度の悪化防止に効果がある重要なサービスであり、一律の時間短縮は利用者の自立支援を損なうものとして不適切であります。

また、介護報酬単価の引き下げは、訪問介護の現場を無視し、事業者に混乱を与えております。

利用者やその家族が必要なサービスを受けることができ安心して生活ができるよう、生活援助の時間短縮と介護報酬の単価引き下げの撤回を求めるものであります。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

平成 24 年 6 月 19 日。

幕別町議会議長古川稔様。

民生常任委員長芳滝仁。

民生常任委員会報告書。

平成 24 年 5 月 31 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条の第 1 項の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日、平成 24 年 5 月 31 日、6 月 14 日（2 日間）。

2、審査事件、陳情第 11 号、「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

子ども・子育て新システム関連 3 法案が、国会で審議が開始されました。この新システムは、直接契約、利用者補助、保育料の応益負担などを柱とする仕組みであり、多様な事業者の参入を図るとして事業者指定制度を導入し、保育の市場化、産業化を進めるものです。

現行の保育制度は、国と自治体の公的責任などによりすべての子供の保育を受ける権利を保障してきました。しかし、この新システムは、国の責任を後退させ、保育の地域格差が広がるだけでなく子供が受ける保育レベルにも格差が生じることになりかねません。

すべての子供の健やかな育ちを保障するため、地方自治体の実情を踏まえた上で、国の責任のもとに保育制度の拡充を図るよう求めます。

4、審査の経過、審査に当たっては陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果、「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、3 議件について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 9 号、「けいれん性発声障害（SD）の研究・治療などの推進を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 10 号、「介護保険制度の見直しを求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第 11 号、「子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。
ここで、追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

10：41 休憩

10：43 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。
この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案は日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第11の2、発議第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書から日程第11の8、発議第10号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書までの7議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第5号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第7号、北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第8号、けいれん性発声障害(SD)の研究・治療等の推進を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第9号、介護保険制度の見直しを求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第10号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に関する意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第46号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第46号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、現監査委員であります柏本和成氏が、本年6月30日をもちまして任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の22ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(古川 稔) ただいま、私を除く出席議員は、19人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(古川 稔) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長（古川 稔） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、9 番牧野議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、14 番成田議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、18 番斉藤議員、19 番千葉議員、以上であります。

（投 票）

○議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（古川 稔） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、7 番藤原議員及び 8 番乾議員を指名いたします。

よって、両議員の立会をお願いいたします。

（開 票）

○議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19 票。

以上のとおり、賛成が満票であります。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

10：57 休憩

10：58 再開

○議長（古川 稔） 休憩を解いて、再開いたします。

ここで、ただいま監査委員に選任されました柏本代表監査委員より発言を求められておりますので、これを許します。

柏本代表監査委員。

○代表監査委員（柏本和成） ただいま幕別町監査委員の選任につきまして、議員の皆様方のご同意をいただきました柏本和成でございます。

今回で 2 期目となりますが、監査の責務の重大さを再度認識しながら、職責を果たしてまいる所存でございますので、どうか議員の皆様方のご指導、ご支援、よろしくをお願いいたします。

[議員の派遣]

○議長（古川 稔） 日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る7月3日、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を、8月23日、札幌市で開催される議会広報研修会に、議会広報特別委員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、7月3日、札幌市で開催される北海道町村議会議員研修会に全議員を、8月23日、札幌市で開催される議会広報研修会に、議会広報特別委員全員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第14、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長あてに提出され、お手元に配付済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしたいと思いますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第15、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会委員長より、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長(古川 稔) 日程第16、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長及び産業建設常任委員長から、所管事務調査にかかわる事件につき、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長(古川 稔) これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成24年第2回幕別町議会定例会を閉会いたします。

11:02 閉会